白井市地域防災計画(令和4年度修正案)

新旧対照表

# 白井市地域防災計画(令和4年度修正素案)

# 新旧対照表 目次

第1編	総 則	P. 1
第2編	震災編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7
第3編	風水害等編	P.56
第4編	大規模事故編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.78
第5編	資料編······	P.87

【台	井市地域防災計画	f 総則編】
	7T 111 215 258 127 1 78 11 11	31 小心 复几小册】

#### 新旧対照表

ページ 修正理由 修正案 現行 第1編 総則 第1編 総則 総-3 千葉県地域 防災計画の 第2節 防災の基本方針 第2節 防災の基本方針 修正に伴う 語句の修正 1. 基本的考え方 1. 基本的考え方 (1) 減災を重視した防災対策の方向性 (1) 減災を重視した防災対策の方向性 本市では市全域にわたる大規模な災害に見舞われたことはないが、過 本市では市全域にわたる大規模な災害に見舞われたことはないが、過 去には今井地区を中心とした金山落の氾濫(昭和13年、16年等)や梨な 去には今井地区を中心とした金山落の氾濫(昭和13年、16年等)や梨な どの農産物に大きな被害が出た竜巻を伴う雹害(昭和58年)等を経験し どの農産物に大きな被害が出た竜巻を伴う雹害(昭和58年)等を経験し ており、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識する必 ており、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識する必 要がある。 要がある。 このため、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」 このため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害 の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失 時」という。)に被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考 え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われ われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよ ないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、白 う、白井市国土強靱化地域計画との整合を図りながら様々な対策を組み 井市国土強靱化地域計画との整合を図りながら様々な対策を組み合わせ 合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめ て災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。 ていく。 (2) 地域防災力の向上 (2) 地域防災力の向上 大規模な災害では、災害時の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分 大規模な災害では、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分 ける結果になり得ることから、平時から正しい知識を持ち、自らが考え、 ける結果になり得ることから、平時から正しい知識を持ち、自らが考え、 行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の 行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取 取組みの強化を図る。 組みの強化を図る。 このため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努 このため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努 め、また、市民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。 め、また、市民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。 また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明 また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明 らかとなっており、阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き らかとなっており、阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き 埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果を 埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果を あげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が あげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が 大きく貢献しているところである。 大きく貢献しているところである。 都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニ 都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニ ティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんなで ティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんなで 守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能 守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能 強化や、千葉県が進める災害対策コーディネーターの養成を促進し、共 強化や、千葉県が進める災害対策コーディネーターの養成を促進し、共 助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。 助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。 さらに、民間団体等と県・市との連携の取組みも重要となっている。 さらに、民間団体等と県・市との連携の取組みも重要となっている。 阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による 阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による 連携強化が進んできており、本市でも、建設会社、商工会、生活協同組 連携強化が進んできており、本市でも、建設会社、商工会、生活協同組

	ľ白	井市地域防災計画	総則編
--	----	----------	-----

ページ	修正理由	修正案	現行
		合をはじめ様々な分野で民間団体との災害協定が進んでいる。これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。このような取組みの強化と併せ、地震や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。また、これらの取組みの推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症など感染症への対策を講じていく。	合をはじめ様々な分野で民間団体との災害協定が進んでいる。これらの 連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の 力を最大限発揮するための取組みを進めていく。このような取組みの強 化と併せ、地震や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急 対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となっ て、市内全域の防災力の向上を図っていく。
総-4	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	2. 基本方針 (略) (7) 活動体制の整備 <u>災害時</u> の職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立等の庁内体制の強化、関係機関との緊密な連携に努める。また、プロアクティブの原則(「疑わしいときは行動せよ」「最悪の事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」)を職員に普及し、職員の防災行動力の向上を図る。 (8) 緊急輸送体制の整備 <u>災害時</u> の緊急通行車両の通行を確保すべく、緊急輸送路等の選定と確保及び県の選定する緊急輸送路との連携を強化する。	2. 基本方針 (略) (7) 活動体制の整備 <u>災害発生時</u> の職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立等の庁内体制 の強化、関係機関との緊密な連携に努める。また、プロアクティブの原 則(「疑わしいときは行動せよ」「最悪の事態を想定して行動せよ」「空 振りは許されるが見逃しは許されない」)を職員に普及し、職員の防災 行動力の向上を図る。 (8) 緊急輸送体制の整備 <u>災害発生時</u> の緊急通行車両の通行を確保すべく、緊急輸送路等の選定 と確保及び県の選定する緊急輸送路との連携を強化する。
総-5	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	3. 計画の概要 (略) (2) 第2編 震災編  地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの予防対策、災害時における応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定める。  震災編附編として、南海トラフ地震に関する防災対策計画を定める。 (3) 第3編 風水害等編  集中豪雨や台風、竜巻などの風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの予防対策、災害時における応急対策及びその後の復旧対策の基本について定める。	3.計画の概要 (略) (2)第2編 震災編  地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目 的とし、平時からの予防対策、発災時における応急対策及びその後の復 旧・復興対策の基本について定める。 震災編附編として、南海トラフ地震に関する防災対策計画を定める。 (3)第3編 風水害等編 集中豪雨や台風、竜巻などの風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの予防対策、発災時における応急対策及びその後の復旧対策の基本について定める。

ページ 修正理由 修正案 現行 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 総-7 千葉県の指 摘により指 定地方行政 3. 指定地方行政機関 3. 指定地方行政機関 機関を追加 処理すべき事務又は業務の大綱 関 名 処理すべき事務又は業務の大綱 機関名 警察庁 1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及 (新設) 関東管区警察局 び調整に関すること 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関す ること 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防 災関係機関との連携に関すること 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関す ること 5. 津波、噴火警報等の伝達に関すること 財務省 (略) 財務省 (略) 関東財務局 関東財務局 千葉財務事務所 千葉財務事務所 国土交通省 (略) (略) 国土交通省 関東地方整備局 関東地方整備局 (千葉国道事務所) (千葉国道事務所) (利根川下流河川事務所) (利根川下流河川事務所) 国土交通省 (略) 国土交通省 (略) 関東運輸局 関東運輸局 (略) 国土交通省 (略) 国土交通省 関東地方測量部 関東地方測量部 (略) 農林水産省 (略) 農林水産省 関東農政局 関東農政局 千葉県拠点 千葉県拠点 (略) (略) 東京管区気象台 東京管区気象台 (銚子地方気象台) (銚子地方気象台) 経済産業省 (略) 経済産業省 (略) 関東経済産業局 関東経済産業局 経済産業省 (略) 経済産業省 (略) 関東東北産業保安監督部 関東東北産業保安監督部

ページ	修正理由			現行			
		関東総合通信局 -	1.非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2.災害時テレコム支援チーム(MIC-TE AM)による災害対応支援に関すること 3.災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 4.非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること 5.電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること		総務省 関東総合通信局	通信 (新 2. 移 3. 保定 口の 4. 4.	常無線通信の確保等及び関東地方非常 協議会の運営に関すること 語対策用移動通信機器及び災害対策用 電源車の貸し出しに関すること 常災害時における重要通信の疎通を確 るため、無線局の開局、周波数等の指 更及び無線設備の設置場所等の変更を 等により許認可を行う特例措置(臨機 活置)の実施に関すること 気通信事業者及び放送局の被災・復旧 場等の情報提供に関すること
		関東信越厚生局	1. 管内の災害状況の情報収集及び通報に関 すること 2. 関係職員の派遣に関すること 3. 関係機関との連絡調整に関すること。 (略)	_	(新設) 厚生労働省 千葉労働局	(略)	
		北関東防衛局	(略)  1. 災害時における所管財産の使用に関する 連絡調整に関すること 2. 災害時における自衛隊及び在日米軍との 連絡調整に関すること		環境省 関東地方環境事務所 (新設)	(昭各)	
総-10	機関名称の	7. 指定公共機関			7. 指定公共機関		
	変更に伴う 修正	機関名	名 処理すべき事務又は業務の大綱		機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
		東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・ティ・コミュニケーションス゛(株) (株) NTT ドコモ	(		東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションス゛(株) (株)NTTドコモ		( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
		日本赤十字社 千葉県支部	(		日本赤十字社 千葉県支部		(昭)
		日本放送協会(NHK)	(略)		日本放送協会 (NHK)		(理各)

ページ	修正理由	修	正案	現行		
		千葉放送局		千葉放送局		
		東京ガスネットワーク (株)	(略)	東京ガス(株)	(略)	
		東京電力パワーグリッド(株) (東葛支社、成田支社、京葉支社)	(昭各)	東京電力パワーグリッド(株) (東葛支社、成田支社、京葉支社)	(略)	
		KDDI (株)	(略)	KDDI (株)	(略)	
		ソフトバンク(株)	(略)	ソフトハ`ンク (株)	(略)	
		日本郵便(株) ・白井郵便局 ・西白井駅前郵便局 ・本白井郵便局 ・白井冨士郵便局	(略)	日本郵便(株) ・白井郵便局 ・西白井駅前郵便局 ・本白井郵便局 ・白井冨士郵便局	(略)	
		日本通運(株) 千葉支店	(略)	日本通運(株) 千葉支店	(略)	
		福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	(略)	

ページ	修正理由	修正案							現行	
ページ 総-14	修正理由 最新の情報 に更新	平成13年かた 13年かた 13年かた 15年	ら <mark>令和3</mark> 年の年平均 は、平成18年の1,8 体雨量は約1,400mmで 上版統計しろい」よ 可周辺の気象観測地点 で降雨量は68.5mm( 3.0mm(佐倉、令和元金 33年10月)である 可の記録的短時間大雨	は強い北西の風が吹 対象温をみると、15月 44.5mm が過去 21年 で県北部の年間平均 り) 気における観測史上 佐倉、平成 27年6 年10月 25日)、1月 。 雨情報の指標である に一度の大雨の 3日	く内陸性の気候である。 度前後の状況である。ま間で最も多く、過去21 降雨量と同程度である。 1位の降雨量をみると、 月23日)、1日の最大 月の最大降雨量は637mm 1時間降雨量は100mm、 寺間降雨量は128mm、48 11月まで) 1月降水量 516.5mm (平成25年10月) 637.0mm (平成3年10月)	平ま21る 1降( 大時 観 我 佐 )	11年か 、 、	ら <mark>平成31</mark> 年の年平均 は、平成18年の1 均降雨量は約1,400m 成31年版 統計しろい 可周辺の気象観測地点 で降雨量は68.5mm( 3.0mm(佐倉、令和元金 成3年10月)である 可の記録的短時間大幅	は強い北西の風が吹 対気温をみると、15 ,844.5mm が過去 21 mm で県北部の年間平 い」より) 気における観測史上 佐倉、平成 27 年 6 年 10 月 25 日)、1 月 。 雨情報の指標である に一度の大雨の 3 間	く内陸性の気候である。 度前後の状況である。 年間で最も多く、過去 均降雨量と同程度であ 1位の降雨量をみると、 月 23 日)、1 日の最大 月 の最大降雨量は 637mm 1 時間降雨量は 100mm、 時間降雨量は 129mm、48 年 7月まで) 1 月降水量 516.5mm (平成 25 年 10 月) 637.0mm (平成 3 年 10 月)

ı	【白井市地域防災計画	震災編】
-	10 开111 地域的火缸画	辰火瀰儿

## 新旧対照表

ページ	修正理由	修正案	現行
震-1-1	語句の修正	第1章 総則	第1章 総則
		第1節 地震対策の基本的視点	第1節 地震対策の基本的視点
		5. 最大クラスの地震を前提とした計画 地震対策にあたっては、 <mark>科学的知見を踏まえ、</mark> あらゆる可能性を考慮 して、最大クラスのものを想定し、これまで経験したことがないような、 広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市役所の行政機能の喪失、 交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の 燃料を含む各種物資の著しい不足など、事前の想定を超える事態が発生 するおそれがあることに留意しつつ、災害応急対策を行う。	5. 最大クラスの地震を前提とした計画 地震対策にあたっては、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのも のを想定し、これまで経験したことがないような、広域的な停電や断水 の発生、防災拠点の被災、市役所の行政機能の喪失、交通インフラの被 災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物 資の著しい不足など、事前の想定を超える事態が発生するおそれがある ことに留意しつつ、災害応急対策を行う。

ページ	修正理由			修正案						現行		
震-1-4	千葉県が指											
	定する緊急	震度	平均震度 6.0 (5					震度	平均震度 6.0 (5			
	輸送道路2 次路線及び	液状化	今井で液状化危 所は少ない。	険度が高いほか	は、液状化危	険度が高い場		液状化	今井で液状化危 所は少ない。	険度が高いほか	は、液状化危	険度が高い場
	3次路線を			木造建物	非木造建物	合計				木造建物	非木造建物	合計
	含めた内容		建物棟数	13, 589	4, 747	18, 336			建物棟数	13, 589	4, 747	18, 336
	に修正		全壊棟数	421	52	472			全壊棟数	421	52	472
		建物被害	全壊率[%]	3. 1	1.1	2.6		建物被害	全壊率[%]	3. 1	1. 1	2. 6
			半壊棟数	1, 478	188	1,667			半壊棟数	1, 478	188	1, 667
			全半壊棟数	1, 899	240	2, 139			全半壊棟数	1, 899	240	2, 139
			全半壊率[%]	14. 0	5. 1	11.7			全半壊率[%]	14. 0	5. 1	11. 7
						冬 18 時		火災被害				冬 18 時
		火災被害		冬5時	夏 12 時	(風速 8m/				冬5時	夏 12 時	(風速 8m/
						s )						s)
			全出火件数	2	2	9			全出火件数	2	2	9
			炎上出火件数	1	1	6			炎上出火件数	1	1	6
			延焼による焼 失棟数	0	0	約 130			延焼による焼 失棟数	0	0	約 130
			延焼による焼 失率[%]	0	0	0.7			延焼による焼 失率[%]	0	0	0.7
			電力	(略)					電力	(略)		
		- ,	上水道	(略)				- /	上水道	(略)		
		ライフラ	下水道	(略)				ライフラ	下水道	(略)		
		イン被害	都市ガス	(略)				イン被害	都市ガス	(略)		
			通信	(略)					通信	(略)		
		交通	道路	緊急輸送道路 <u>19.15 k m</u> のうち <u>1.82 箇所</u> の 被害				交通	道路	緊急輸送道路 1 被害	<u>0.35 k m</u> のうち	o <u>1.15 箇所</u> の
			鉄道	(略)				, -~ <u>-</u>	鉄道	(略)		
		(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)		
		V E/										

【白井市地域防災	3計画 4	震災編】
▼ 口 ユエココュロペストランク		マベ州ー

ページ	修正理由	修正案	現行
震-1-5	白井市耐震改修促進計画の改定による修正	第3節 減災目標  2. 防災・減災施策と目標 (1) 予防対策による減災 ア 災害に強いまちづくりの推進 (7) 住宅及び特定建築物の耐震化の促進 「白井市耐震改修促進計画」(令和4年10月改定)に基づき、住宅の耐震化 率の目標は、令和7年度に95%とする。また、特定建築物については、市有の特定建築物は、全ての耐震化整備が完了しており、市は民間特定建築物のうち耐震性が低いと思われる建築物の所有者へ、耐震改修を行うよう、啓発及び知識の普及等に努め、耐震化率の向上を目標とする。 (4) ブロック塀対策の推進 災害時に迅速な避難等の妨げとなるブロック塀について、危険コンクリートブロック塀等対策事業等により安全化対策を促進する。 (ウ) 市有建築物の耐震化促進 市有建築物については、「白井市耐震改修促進計画」(令和4年10月改定)に基づき、用途や使用状況等を勘案した耐震化の方針を踏まえて耐震化を図る。	第3節 減災目標  2. 防災・減災施策と目標 (1) 予防対策による減災 ア 災害に強いまちづくりの推進 (7) 住宅及び特定建築物の耐震化の促進 「白井市耐震改修促進計画」(平成29年3月改定)に基づき、令和2年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率を95%とすることを目標とする。 (4) ブロック塀対策の推進 災害時に迅速な避難等の妨げとなるブロック塀について、危険コンクリートブロック塀等対策事業等により安全化対策を促進する。 (ウ) 市有建築物の耐震化促進 市有建築物については、「白井市耐震改修促進計画」(平成29年3月改定)に基づき、用途や使用状況等を勘案した耐震化の方針を踏まえて耐震化を図る。
震-2-2	語句の修正	第2章 震災予防計画 第1節 震災に強いまちづくり	第2章 震災予防計画 第1節 震災に強いまちづくり
		3. 震災に強い市街地 (略) (1) 都市施設の安全化 防災上重要となる公共土木施設は、日常の住民生活及び社会・経済活動、災害時の応急活動において重要な役割を果たす。 このため、本市及び防災関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の措置として、施設ごとに被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講ずるものとする。 不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホーム、庁舎等防災拠点建築物に重点を置き、積極的に耐震改修を促進する。 以下に、都市施設の安全化を推進するために必要な施策を示す。 (略) (3) 防災空間の確保 (略) ウ 緑地の保全	3. 震災に強い市街地 (略) (1) 都市施設の安全化 防災上重要となる公共土木施設は、日常の市民生活及び社会・経済活動、災害時の応急活動において重要な役割を果たす。 このため、本市及び防災関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の措置として、施設ごとに被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講ずるものとする。 不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホーム、庁舎等防災拠点建築物に重点を置き、積極的に耐震改修を促進する。 以下に、都市施設の安全化を推進するために必要な施策を示す。 (略) (3) 防災空間の確保 (略) ウ 緑地の保全

ページ	修正理由	修正案	現行
		市街地の緑地は、 <u>住民</u> の快適な生活環境や緑豊かな都市景観に寄与するだけでなく、火災時の延焼遮断帯や避難場所などとして重要な役割を担っているため、緑地の保全を図る。 (略)	市街地の緑地は、 <mark>市民</mark> の快適な生活環境や緑豊かな都市景観に寄与するだけでなく、火災時の延焼遮断帯や避難場所などとして重要な役割を担っているため、緑地の保全を図る。 (略)
震-2-3	語句の修正及び追加	4. ライフライン施設 (略) (4) 東京ガスネットワーク株式会社、京葉ガス株式会社 (略) (10) 代替エネルギー源の確保 震災によりライフラインが被災すると、住民生活等に多大な支障が及 ぶ。本市では自然エネルギー等の自立・分散型エネルギーの利用推進に ついて環境関連施策の一環として普及促進に取り組むよう努める。 また、代替エネルギー源を確保することで、災害時の二次被害・混乱等が軽減されると考えられることから、避難施設や防災拠点への導入など防災関連施策との連携を検討する。 ア 太陽エネルギーペコージェネレーション等の自立・分散型電源エネルギーの利用促進 イ その他自然エネルギーの調査・研究	4. ライフライン施設 (略) (4) 東京瓦ガス式会社、京葉ガス株式会社 (略) (10) 代替エネルギー源の確保 震災によりライフラインが被災すると、市民生活等に多大な支障が及 ぶ。本市では自然エネルギーの利用推進について環境関連施策の一環として普及促進に取り組むよう努める。 また、代替エネルギー源を確保することで、災害時の二次被害・混乱 等が軽減されると考えられることから、避難施設や防災拠点への導入など防災関連施策との連携を検討する。 ア 太陽エネルギーの利用促進 イ その他自然エネルギーの調査・研究
震-2-6	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	第2節 市の災害活動体制の整備  1. 事前の体制づくりと備蓄 (略) (2) 危機管理意識の醸成  災害時にプロアクティブの原則(「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りは許されるが見逃しは許されない」) に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。 (略)	第2節 市の災害活動体制の整備  1. 事前の体制づくりと備蓄 (略) (2) 危機管理意識の醸成 <u>発災時</u> にプロアクティブの原則(「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りは許されるが見逃しは許されない」)に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。 (略)
震-2-7	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	3. 各課配備体制の更新と報告 <u>災害時に</u> 的確な対応ができるよう、避難所直行職員を指名するほか、 各課において機構改革や人事異動、地域防災計画見直し等の変化に応じ た配備体制(配備レベルごとの動員職員名簿)の更新を図り、少なくと も年に一度定期的に防災担当(危機管理課)まで報告する。	3. 各課配備体制の更新と報告 <u>災害発生に際して</u> 的確な対応ができるよう、避難所直行職員を指名す るほか、各課において機構改革や人事異動、地域防災計画見直し等の変 化に応じた配備体制(配備レベルごとの動員職員名簿)の更新を図り、 少なくとも年に一度定期的に防災担当(危機管理課)まで報告する。

【白出:	<b> 市地域防災計画</b>	震災編】
		辰火棚』

ページ	修正理由	修正案	現行
		また、更新内容等について、できるだけ対策部内での情報共有を図り、 相互の連携を密に図ることを心がける。	また、更新内容等について、できるだけ対策部内での情報共有を図り、 相互の連携を密に図ることを心がける。
震-2-7	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	5. 防災活動拠点の自立性構築 (2) 市役所災害対策本部室等の整備 地震等の <mark>災害時</mark> に、迅速に災害対策本部室(本部会議室・災害対策室)を設置し、災害の終息までの間、指揮命令の中枢拠点として機能できる施設及び設備等を整備する。 整備に当たっては、災害対策本部員、本部事務局員、本部連絡員、防災行政無線や防災関連システムを集約、若しくは近接した配置とし、専用空調設備、非常用電源システム等の他、必要な事務機器(情報端末、印刷機など)の整備を行う。また、職員のための飲料水、食料、機材、簡易トイレ等の備蓄及び仮眠室等の整備を図る。	5. 防災活動拠点の自立性構築 (2) 市役所災害対策本部室等の整備 地震等の <u>災害発生時</u> に、迅速に災害対策本部室(本部会議室・災害対策室)を設置し、災害の終息までの間、指揮命令の中枢拠点として機能できる施設及び設備等を整備する。 整備に当たっては、災害対策本部員、本部事務局員、本部連絡員、防災行政無線や防災関連システムを集約、若しくは近接した配置とし、専用空調設備、非常用電源システム等の他、必要な事務機器(情報端末、印刷機など)の整備を行う。また、職員のための飲料水、食料、機材、簡易トイレ等の備蓄及び仮眠室等の整備を図る。
震-2-8	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	6. 業務継続体制の確保 市は、 <u>災害時</u> の応急対策の実施とともに、優先度の高い通常業務の継 続のため業務継続計画(災害編、平成30年11月作成)及びICT業務継 続計画を推進し、災害時における市の業務継続体制の確保に努める。	6. 業務継続体制の確保 市は、 <u>災害発生時</u> の応急対策の実施とともに、優先度の高い通常業務 の継続のため業務継続計画(災害編、平成30年11月作成)及びICT業 務継続計画を推進し、災害時における市の業務継続体制の確保に努める。
震-2-9	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	第3節 情報体制の整備 (略) (2) 千葉県防災行政無線等 災害時における県庁と県出先機関、市町村等との間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の各種情報を関係機関や住民に提供している。(千葉県防災情報システム)また、県、市が入力した高齢者等避難・避難指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、Lアラート(災害情報共有システム)を通じて各報道機関へ発信する。 (3) 震度情報ネットワークシステム 県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町に計測震度計を設置するとともに、(国研)防災科学技術研究所や気象庁、千葉市及び松戸市が設置した計測震度計の82観測点の震度情報をオンラインで収集する「震度情報ネットワークシステム」を運用している。 (略) (6) 防災メール等の登録促進及び情報入力の一元化	第3節 情報体制の整備 (略) (2) 千葉県防災行政無線等 災害時における県庁と県出先機関、市町村等との間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の各種情報を関係機関や住民に提供している。(千葉県防災情報システム)また、県、市が入力した避難準備・勧告・避難指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、Lアラート(災害情報共有システム)を通じて各報道機関へ発信する。 (3) 震度情報ネットワークシステム県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町に計測震度計を設置するとともに、(独)防災科学技術研究所や気象庁、千葉市の86地点の震度情報をオンラインで収集する「震度情報ネットワークシステム」を運用している。(略) (6) 防災メール等の登録促進及び情報入力の一元化

ページ	修正理由	修正案	現行
		市の防災情報を携帯電話等に配信する「しろいメール配信サービス」、「市の公式LINEアカウント」、気象警報などを県が配信する「ちば防災メール」、ヤフーとの災害協定により市からの緊急防災情報を含む各種防災速報を配信する「Yahoo!防災速報」等のアプリの登録を、住民等に普及する。また、これらのメールや緊急速報メール(エリアメール)を一元的に実施できる環境を整備する。 (7) 非常通信体制の充実強化 <u>災害時</u> に自己所有の無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に電波法第52条の規定による非常通信を活用するため、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じ、非常通信体制の充実強化に努める。	市の防災情報を携帯電話等に配信する「しろいメール配信サービス」、「市の公式 LINE アカウント」、気象警報などを県が配信する「ちば防災メール」、ヤフーとの災害協定により市からの緊急防災情報を含む各種防災速報を配信する「Yahoo!防災速報」等のアプリの登録を、市民等に普及する。また、これらのメールや緊急速報メール(エリアメール)を一元的に実施できる環境を整備する。 (7) 非常通信体制の充実強化 災害時等に自己所有の無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に電波法第52条の規定による非常通信を活用するため、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じ、非常通信体制の充実強化に努める。
震-2-11	千葉県地域 防災計画の	第4節 救助・救急・医療体制の整備	第4節 救助・救急・医療体制の整備
	修正に伴う語句の修正	2. 救助・救急知識の普及 各関係機関は、 <u>災害時</u> の救助・救急活動について、市職員・住民と協力 して活動ができるよう、その知識の普及、意識の向上を図る。 (略)	2. 救助・救急知識の普及 各関係機関は、 <u>災害発生時</u> の救助・救急活動について、市職員・住民と 協力して活動ができるよう、その知識の普及、意識の向上を図る。 (略)
震-2-13	千葉県地域 防災計画の	第5節 火災の予防	第5節 火災の予防
	修正に伴う語句の修正	1. 出火防止 (1) 建築物等の出火防止 (略)  イ 防火対象物の防火管理体制の確立  防火管理者選任義務対象の防火対象物には、防火管理者を選任し、消防計画を作成するよう徹底を図る。また、その他の防火対象物についても地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。特に、宿泊施設及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、統括防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の統括防火管理者が中心となった防災体制がとれるように指導する。  多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、自衛消防組織の設置とともに防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うよう徹底を図る。なお、管理権原の分かれ	1. 出火防止 (1) 建築物等の出火防止 (略)  イ 防火対象物の防火管理体制の確立  防火管理者選任義務対象の防火対象物には、防火管理者を選任し、消防計画を作成するよう徹底を図る。また、その他の防火対象物についても地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。特に、宿泊施設及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、統括防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の統括防火管理者が中心となった防災体制がとれるように指導する。  多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、自衛消防組織の設置とともに防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うよう徹底を図る。なお、管理権原の分かれ

【日井川凡	地域防災計画	震災編】	新 旧 対 「	<u> </u>				
ページ	修正理由		修正案	現行				
		る当該建築物全体の 導する。 (略) (4) 火災予防についての 毎年3月1日から3月 ら11月15日までの秋季火 のため、市内各地で次の ア 火災予防運動を 消防機関による警鐘 (略)	7日までの春季火災予防運動期間、11月9日か :災予防運動期間において、火災予防思想の普及 ような啓発活動を実施する。 - 民等に周知させるため、火災予防運動期間中の 違の打鐘の実施	ているものについては、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うよう指導する。 (略) (4) 火災予防についての啓発 毎年3月1日から3月7日までの春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次のような啓発活動を実施する。ア 火災予防運動を市民に周知させるため、火災予防運動期間中の消防機関による警鐘の打鐘の実施 (略)				
震-2-16	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	≪計画の体系・担当≫対策項目  1. 避難行動要支援者  2. 社会福祉施設等  3. 外国人等 高齢者、障がい者、乳炎配慮者のうち、災害時の設援者等の安全確保を図るだけである。については、「自力び避難おいて整備に努める。  1. 避難行動要支援者、迅速が表が、地域を対済基盤となるもの井援、災害がらいであり、地域であるもの・であり、地域である。を対するといるの。  1. 避難行動要支援者が、地域である。である。である。である。である。の避難にない、地域である。とが、とが、といるといる。といるといる。といるといるといる。といるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	担当部署および関係部・機関 (略) (略) (略) (略)  切児等の防災施策において特に配慮を要する要避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支 とめ、必要な事項を定める。また各種支援体制 維行動要支援者避難支援プラン」、「災害時に 方動要支援者の避難支援の手引き」(県)等に ない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を は社会の人々が互いに助け合いの気持ちを持つこ ない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を によった。 ない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を にない。 ない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を にない。 ない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を にない。 ない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を にないる。 ない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の。 ない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の。 ない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の活用に ない高齢者と連携して避難支援体制の により庁舎が被災した場合等にも名簿の活用に いるの適切な管理に努める。 行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」 に定める重要事項は次のとおりである。	第6節 要配慮者の安全確保 《計画の体系・担当》  対策項目 担当部署および関係部・機関  1. 避難行動要支援者 (略)  2. 社会福祉施設等 (略)  3. 外国人等 (略) 高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援体制については、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」(県)等に基づいて整備に努める。  1. 避難行動要支援者 迅速な避難行動要支援者の避難で動きするとが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の避難行動要支援者の救済基盤となるものである。 このため、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づいて市内の避難行動要支援者名簿を作成し、関係者と連携して避難支援体制の整備を図る。また、災害により庁舎が被災した場合等にも名簿の活用に支障がないよう、名簿情報の適切な管理に努める。なお、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいて地域防災計画に定める重要事項は次のとおりである。				

避難支援の重要事項

避難支援の重要事項

ページ	修正理由		修正案			現行
		項目	内容	項	目	内 容
		避難行動要 支援者名簿 に掲載する 者	<ul><li>① 身体障害者手帳を所持する方</li><li>・視覚障がい</li><li>・聴覚障がい</li><li>・上肢機能障がい(1級から2級)</li></ul>	避難行 支援者 に掲載 者	名簿	<ul><li>① 身体障害者手帳を所持する方</li><li>・視覚障がい</li><li>・聴覚障がい</li><li>・上肢機能障がい(1級から2級)</li></ul>
			<ul><li>・下肢、体幹機能障がい(1級から3級)</li><li>・呼吸器機能障がい(1級から2級)</li><li>② 療育手帳を所持する方(A又はA)</li><li>③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方(1級)</li></ul>			<ul><li>・下肢、体幹機能障がい(1級から3級)</li><li>・呼吸器機能障がい(1級から2級)</li><li>② 療育手帳を所持する方(A又はA)</li><li>③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方(1級)</li></ul>
			<ul><li>④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方</li><li>⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方(自ら申請が必要)</li></ul>			④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方 ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方(自ら申請が必要)
		避難支援等 関係者	<ul><li>① 自主防災組織(防災会)</li><li>② 自治会</li><li>③ 民生委員④ 社会福祉協議会など</li></ul>	避難支 関係者		① 自主防災組織 (防災会) ② 自治会 ③ 民生委員④ 社会福祉協議会など
		名簿に掲載する個人情報	① 氏名       ② 生年月日         ③ 性別       ④ 住所又は居所         ⑤ 本人の連絡先(電話番号)       ⑥ 緊急時の連連絡先         ⑦ 避難支援等を必要とする事由       ⑧ 必要とする支援内容         ⑨ 自治会名・行政区名	名簿にする個報		① 氏名       ② 生年月日         ③ 性別       ④ 住所又は居所         ⑤ 本人の連絡先(電話番号)       ⑥ 緊急時の連連絡先         ⑦ 避難支援等を必要とする事由       ⑧ 必要とする支援内容         ⑨ 自治会名・行政区名
		個人情報の 入手方法	① 市民課の住民基本台帳 ② 障害福祉課の障がい者情報(身体、知的、精神) ③ 高齢者福祉課の要介護者情報	個人情 入手力		① 市民課の住民基本台帳 ② 障害福祉課の障がい者情報(身体、知的、精神) ③ 高齢者福祉課の要介護者情報
		名簿の更新	○ 定期的(年1回以上) ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施	名簿の	更新	○ 定期的(年1回以上) ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施
		名簿情報の 提供における情報漏洩 防止措置	○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数にする。また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式により速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等について新任者へ十分な引き継ぎを行なう。 ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に対し、名簿情報の漏洩防止について必要な措置を講ずるほか、個人情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を徹底する。	名簿情 提供に る情報 防止指	こおけ B漏洩	○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数にする。また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式により速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等について新任者へ十分な引き継ぎを行なう。 ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に規約及び誓約書の提出を求めるほか、個人情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を徹底する。

ページ	修正理由	修正案	現行
~		修正案  (移設)  配慮を要す ○ 市は避難支援等関係者と可能な限り連絡を取り合う。 る者の円滑 ○ その他、「(5) 情報伝達・避難誘導」参照 な避難のた めの情報伝達の配慮  (略) (3) 個別避難支援プラン(個別避難計画)の作成等  市は、避難支援等関係者への名簿情報の提供について本人の同意を得た方を対象とし、避難支援等関係者と連携して個別避難計画の作成に努める。 作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打ち合わせを行いながら作成する。 また、避難行動要支援者全体に計画が作成されるように、状況によっては自主防災組織等の避難支援等関係者が記入する形態での個別避難計画の作成も進める。	
		なお、個別避難計画は、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援 に関する取組指針」に基づいて次のとおり運用する。         項目個別避難計画に掲載する事項       ① 避難行動要支援者名簿情報         ② 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先。       ③ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項         ④その他市が必要と認める事項(自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮等)         計画の更新       ○ 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難行動の変更等に応じて随時実施	

ページ	修正理由	修正案	現行
		個別避難計 画情報の提 供 無 変援等の実施に必要な限度で、平常時から避 難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する。  ○ 個別避難計画情報の提供を受けた避難支援等関係者 は、個別避難計画情報を施錠可能な場所に保管するなど 情報漏洩防 止措置 ・ 市は、個別避難計画情報を施錠可能な場所に保管するなど 情報漏洩防・止措置 ・ 市は、個別避難計画情報と関係を受けた避難支援等関係者 に対し、個別避難計画情報と関係とで、知り得た秘密を漏らしてはならない。 ○ 市は、個別避難計画情報と関係に避難支援等関係者 に対し、個別避難計画情報の漏洩防止について必要な措置を講ずるほか、個人情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。 また、市で保管する個別避難計画は、バックアップ、適 正管理を徹底する。 ・ また、市で保管する個別避難計画は、バックアップ、適 正管理を徹底する。 ・ 地区防災計画との整合 ・ 地区防災計画との整合 ・ 地区防災計画との整合 ・ 地区防災計画との整合 ・ 地区防災計画との整合 ・ 地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円 滑に行われるように、個別避難計画で定めた避難支援の 役割分担及び支援内容と整合が図られるようにするとともに、一体的な運用が図られるように努める。  (4) 災害準備ノートの作成  人工呼吸器を使用している要配慮者については、平時に支援をしている関係者を中心に災害準備ノートを作成する。 (5) 情報伝達・避難誘導 (略) (6) 防災設備等の整備 (略) (7) 避難施設等の整備 (略)	イ 人工呼吸器を使用している要配慮者については、平時に支援をしている関係者を中心に <mark>個別計画(災害準備ノート)を策定する。</mark> (4) 情報伝達・避難誘導(略) (5) 防災設備等の整備(略) (6) 避難施設等の整備(略) (7) 防災教育・訓練等(略)
震-2-20	緊急輸送道 路2次路線 及び3次路 線の明記及	第7節 緊急輸送体制の整備  1. 緊急輸送道路の確保 県では、災害時の被害者の救援や緊急物資の輸送等の災害対策を目的	第7節 緊急輸送体制の整備  1. 緊急輸送道路の確保 県では、災害発生時の被害者の救援や緊急物資の輸送等の災害対策を

ページ	修正理由	修正案	現行
	び語句の修正	として緊急輸送道路の1次路線、2次路線、3次路線を設定している。 白井市では1次路線として国道16号及び国道464号、2次路線として国 道464号白井駅交差点から白井市役所までの区間、3次路線として国道16 号富塚交差点から白井第一工業団地及び第二工業団地までの区間が該当 するが、破損等により他の道路も通行禁止や交通規制が行われる可能性 があるので、警察及び道路管理者と事前に情報交換体制を確立しておく 必要がある。 多重化や代替性を考慮しつつ、災害時の緊急輸送のために確保すべき 輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握・点検、調整し、災害に対 する安全性を検討し、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形 成を図り、関係機関に対する周知徹底に努める。 災害時の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、 資機材等の確保について、建設業者との協定の円滑な運用体制の整備に 努める。 (略)	目的として緊急輸送道路の1次路線、2次路線、3次路線を設定している。 白井市では1次路線として <mark>国道16号、国道464号が該当するが</mark> 、破損等により他の道路も通行禁止や交通規制が行われる可能性があるので、警察及び道路管理者と事前に情報交換体制を確立しておく必要がある。(市内に2次路線として設定された路線はない。)  多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握・点検、調整し、災害に対する安全性を検討し、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図り、関係機関に対する周知徹底に努める。 <u>発災後</u> の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の円滑な運用体制の整備に努める。 (略)
震-2-21	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	3. 輸送体制の整備 旅客輸送及び緊急物資輸送等に関しては、交通の遮断、市有車両の不足等が予測されるため、平常時から運送事業者等と <mark>災害時</mark> の協力体制について協議していくものとする。 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送業者等の参加、物資集積拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資集積拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。(略) (2) トラック協会、日本通運、佐川急便(災害協定あり)、及び民間へリコプター運航会社 ア 人員、物資輸送の要請方法について イ 集積施設、保有車両等の状況について ウ 災害時の活動体制について(略)	3. 輸送体制の整備 旅客輸送及び緊急物資輸送等に関しては、交通の遮断、市有車両の不足等が予測されるため、平常時から運送事業者等と発災時の協力体制について協議していくものとする。 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送業者等の参加、物資集積拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資集積拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。(略) (2) トラック協会、日本通運、佐川急便(災害協定あり)、及び民間へリコプター運航会社 ア 人員、物資輸送の要請方法について イ 集積施設、保有車両等の状況について ウ 発災時の活動体制について(略)
震-2-21	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	4. 緊急通行車両 交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害対策基 本法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両 以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合に備え、市はあらかじめ 公安委員会(県警察本部、警察署)に緊急通行車両の事前届出を行い、 緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けておくものとする。	4. 緊急通行車両 交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害対策基 本法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両 以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合に備え、市はあらかじめ 公安委員会(県警察本部、警察署)に緊急通行車両の事前届出を行い、 緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けておくものとする。

ページ	修正理由	修正案	現行
		輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、 <mark>災害時に</mark> 当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行う。	輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行う。
震-2-22	千葉県地域 防災計画の 修正による	<ul> <li>第8節 避難収容体制の整備</li> <li>≪計画の体系・担当≫</li> <li>対策項目</li> <li>担当部署および関係部・機関</li> <li>1. 避難体制の整備</li> <li>(略)</li> <li>2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</li> <li>3. 避難所等の整備</li> <li>4. 家庭動物対策</li> <li>た機管理課、環境課</li> <li>5. 避難所の開設・運営</li> <li>6. 応急仮設住宅の用地確保</li> <li>(略)</li> </ul>	<ul> <li>第8節 避難収容体制の整備</li> <li>≪計画の体系・担当≫</li> <li>対策項目</li> <li>担当部署および関係部・機関</li> <li>1. 避難体制の整備</li> <li>(略)</li> <li>2. 指定緊急避難場所・ 指定避難所の指定</li> <li>3. 避難所等の整備</li> <li>4. ペット対策</li> <li>た機管理課、環境課</li> <li>5. 避難所の開設・運営</li> <li>6. 応急仮設住宅の用地 確保</li> <li>(略)</li> </ul>
		1. 避難体制の整備 (1) 避難情報の広報体制 ア 関係機関と連携し危険箇所等の公表と指定緊急避難場所について、住民への周知徹底に努める。 イ 警戒基準・避難基準の設定を行い、自治会、自主防災組織等と連携して地区住民の自主的判断による警戒・避難及びその伝達方法の確立に努めるものとする。 ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等に安全に避難できるように、ハザードマップの配布や広報紙記載などのほか、防災訓練等と関連づけるなど、日頃から住民に対して避難経路の検討の普及に努めるとともに、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。 エ 避難行動要支援者の避難支援については自治会、自主防災組織等が中心となって地区単位レベルで具体的な行動計画をまとめるよう努める。 (略)	(略)  1. 避難体制の整備 (1) 避難情報の広報体制 ア 関係機関と連携し危険箇所等の公表と指定緊急避難場所について、住民への周知徹底に努める。 イ 警戒基準・避難基準の設定を行い、自治会、自主防災組織等と連携して地区住民の自主的判断による警戒・避難及びその伝達方法の確立に努めるものとする。 ウ 指定緊急避難場所に安全に避難できるように、ハザードマップの配付や広報紙記載などのほか、防災訓練等と関連づけるなど、日頃から住民に対して避難経路の検討の普及に努める。  エ 避難行動要支援者の避難支援については自治会、自主防災組織等が中心となって地区単位レベルで具体的な行動計画をまとめるよう  ※ める。 (略)

ページ 修正理由 修正案 震-2-23 千葉県地域 2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 防災計画の (略) 修正及び語 (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 句の修正 火災の延焼拡大や余震による二次被害、風水害等から住民等の身の安 全を確保するとともに、住宅被災者の一時滞在場所を確保するため、公 共施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定し、県に通知する。 また、指定に当たっては、災害対策基本法、災害対策基本法施行令及 び災害対策基本法施行規則、「避難所における良好な生活環境の確保に 向けた取組指針」(内閣府、平成28年4月改訂)、並びに「災害時におけ る避難所運営の手引き」(千葉県、平成29年7月)により適性を評価する。 市指定の避難場所・避難所は、次の3種類とする。 (略) (3) 指定緊急避難場所・指定避難所の周知 指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況、指定避難所の収容人数、 指定緊急避難場所と指定避難所の違い、内閣府の「避難行動判定フロー」 を活用した緊急避難先の確認等を住民等に周知する。 大規模な災害時には、避難所の収容能力を超える避難者が殺到するこ とが想定される。日頃から地域住民に対し、避難所等へ避難しなくても 自活できる環境の整備、物資の備蓄、自宅の被害が軽微な場合は在宅避 難へと誘導することなどを周知・啓発するとともに、災害時には避難所 の開設状況や混雑状況等をホームページ等で周知する。 その際、在宅避者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等に よる巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達 等により、生活環境の確保が図られることを周知する。 (4) 福祉避難所への直接避難が必要な要配慮者の指定 福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計 画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直 接避難することができるよう努める。 また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入 対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。 (5) ヘリコプター臨時離着陸場の安全措置 災害時に有効な機能を有するヘリコプターの臨時離着陸場が指定緊 急避難場所・指定避難所に選定されている場合は、避難住民の安全性 等を考慮して避難場所・避難所と臨時離発着場の区別等、所要の安全 措置を講じておくものとする。 【資料編】ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 (略)

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

火災の延焼拡大や余震による二次被害、風水害等から<mark>市民</mark>の身の安全 を確保するとともに、住宅被災者の一時滞在場所を確保するため、公共 施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定し、県に通知する。

現行

また、指定に当たっては、災害対策基本法、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府、平成28年4月改訂)、並びに「災害時における避難所運営の手引き」(千葉県、平成29年7月)により適性を評価する。市指定の避難場所・避難所は、次の3種類とする。

(略)

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所の周知

指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況、指定緊急避難場所と指定避難所の違い、内閣府の「避難行動判定フロー」を活用した緊急避難先の確認等を市民等に周知する。

大規模な<u>災害発生時</u>には、避難所の収容能力を超える避難者が殺到することが想定される。日頃から地域住民に対し、避難所等へ避難しなくても自活できる環境の整備、物資の備蓄、自宅の被害が軽微な場合は在宅避難へと誘導することなどを周知・啓発する。

その際、在宅避者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られることを周知する。

(新設)

(4) ヘリコプター臨時離着陸場の安全措置

災害時に有効な機能を有するヘリコプターの臨時離着陸場が指定緊急避難場所・指定避難所に選定されている場合は、避難住民の安全性等を考慮して避難場所・避難所と臨時離発着場の区別等、所要の安全措置を講じておくものとする。

【資料編】ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

ページ	修正理由	修正案	現行
震-2-24	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	3. 指定避難所等の整備 (略) (4) 避難生活に備えた施設等の改善 (略) エ 避難の長期化等を想定し、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更 衣室、休養スペースを設けるように努める。トイレ、更衣室、入浴設 備等については、鍵の設置や十分な照明の配置など女性や子供が安全 に安心して利用できる環境整備に努める。また、家庭動物の受け入れ スペースの確保に努める。	3. 指定避難所等の整備 (略) (4) 避難生活に備えた施設等の改善 (略) エ 避難の長期化等を想定し、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更 衣室、休養スペースを設けるように努める。トイレ、更衣室、入浴設 備等については、鍵の設置や十分な照明の配置など女性や子供が安全 に安心して利用できる環境整備に努める。また、ペットの受け入れスペースの確保に努める。
震-2-24	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	4. <u>家庭動物</u> 対策 市は、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、 家庭動物がケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくこと や、 <u>家庭動物用</u> の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日 頃から行うよう住民等に普及啓発するとともに、災害時に迷子になった 動物の飼い主を特定できるように迷子札の装着等を促進する。	4. ペット対策 市は、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、ペットがケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、ペット用の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう市民に普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるように迷子札の装着等を促進する。
震-2-25	千葉県地域の修正マニ定のの策語である。	5. 避難所の開設・運営 (1) 避難所の開設 ア 市は、災害の状況により必要に応じて避難所を円滑に開設する体制を整備する。 イ 避難所の運営は、自治会や自主防災組織等の地元住民が主体的に実施できるよう、平時から「避難所開設・運営マニュアル」に基づく避難所運営委員会の整備を促進する。 ウ 市は、避難所の開設・運営のための職員を派遣するものとし、事前に各避難所への派遣職員(避難所直行職員)を定めておくものとする。派遣職員の選定にあたっては、避難所への参集時間等を考慮するほか、男性女性両方の職員を選ぶように努める。 (2) 避難所の運営 ア 収容された住民が速やかに組織・運営ができるよう、各避難所に、運営主体となる自治会又は自主防災組織を割り当てておく。 避難所の運営には、男性・女性が共に役員等の責任ある立場で参画することで、男女双方の視点を反映し、男女のニーズの違いに配慮する。 イ 突発的な災害に備え、住民の自主避難が円滑に行えるよう、事前に、住民による避難所の開設方法や鍵の貸与等について自主防災組織や自治会の役員と調整を図る。	5. 避難所の開設・運営 (1) 避難所の開設 ア 市は、災害の状況により必要に応じて避難所を円滑に開設する体制を整備する。 イ 避難所の運営は、自治会や自主防災組織等の地元住民が主体的に実施できるよう、平時から「自治会等向け災害時対応マニュアル」に基づく避難所運営委員会の整備を促進する。 ウ 市は、避難所の開設・運営のための職員を派遣するものとし、事前に各避難所への派遣職員(避難所直行職員)を定めておくものとする。派遣職員の選定にあたっては、避難所への参集時間等を考慮するほか、男性女性両方の職員を選ぶように努める。 (2) 避難所の運営 ア 収容された住民が速やかに組織・運営ができるよう、各避難所に、運営主体となる自治会又は自主防災組織を割り当てておく。避難所の運営には、男性・女性が共に役員等の責任ある立場で参画することで、男女双方の視点を反映し、男女のニーズの違いに配慮する。 イ 突発的な災害に備え、住民の自主避難が円滑に行えるよう、事前に、住民による避難所の開設方法や鍵の貸与等について自主防災組織や自治会の役員と調整を図る。

ページ	修正理由		修正案	ž			現行					
		ウ 住民による自主的な避難所運営が図られるよう自治会、自主防災組織に「避難所開設・運営マニュアル」を周知し、必要な知識等の普及・啓発に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及・啓発に努める。また、住民、自治会、自主防災組織、施設管理者等による避難所運営の実動訓練やイメージトレーニング等を促進し、避難所ごとの運営マニュアルの整備を図る。 エ 施設を避難所のほかに救護所や物資集積等の拠点に指定する場合には、その設置・運営に関して、関係機関との事前調整に努める。 オ 災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。					ウ 住民による自主的な避難所運営が図られるよう自治会、自主防災組織に <u>「自治会等向け災害時対応マニュアル」の避難所運営要領を周知し</u> 、必要な知識等の普及・啓発に努める。 また、住民、自治会、自主防災組織、施設管理者等による避難所運営の実動訓練やイメージトレーニング等を促進し、避難所ごとの運営マニュアルの整備を図る。  エ 施設を避難所のほかに救護所や物資集積等の拠点に指定する場合には、その設置・運営に関して、関係機関との事前調整に努める。 (新設)					
震-2-28	千葉県地域 防災計画の 修正及び語 句の修正	1. 備蓄・調達体制の整備	<b>0 節 備蓄</b> (	, , , , <u>— , ,,,</u>	内掛器レー で仕		第 10 節 備蓄体制の整備  1. 備蓄・調達体制の整備  災害発生直後から支援物資が届くまでの間、緊急支援的措置として供					
	No le L	災害発生直後から支援物資が届くまでの間、緊急支援的措置として供給する被災者の生活に不可欠な物資を中心に備蓄等を図る。 (1) 市による備蓄・調達体制 ア 備蓄の対象人口は、白井市防災アセスメント調査結果による2,011人(地震の発生1日後の避難者数)を基準とし、3日分の飲料水、食料と生活必需品を計画的に備蓄するものとする。また、本市の水道は他市にある浄水場から受水しており、下水道は花見川又は手賀沼の終末処理場に繋がっているため、市内の施設に被害がなくとも市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可能性があることに留意し、飲料水、仮設トイレの備蓄については、さらなる増量を検討する。					人(地震の発生1日後の避難者数)を基準とし、3日分の飲料水、食料と生活必需品を計画的に備蓄するものとする。また、本市の水道は 印旛広域市町村圏事務組合より受水しており、下水道は花見川又は手 質沼の終末処理場に繋がっているため、市内の施設に被害がなくとも 市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可					2,011 (く) (は) (は) (は) (は) (は) (さ) (さ) (さ) (さ) (さ) (さ) (さ) (さ) (さ) (さ
		食料 (一般向け) 食料 (要配慮者向け) 飲料水 (500ml) 毛布 仮設トイレ 簡易トイレ (薬剤・袋)	11,370 食 3,030 食 28,960 本 3,220 枚 40 基 30,170 個 660 P-)	紙コップ 紙どんぶり 先割れスプーン 使い捨て哺乳瓶 乳幼児用ミルク 生理用品 紙おむつ(乳幼児)	19,310 個 14,400 個 14,400 個 180 本 180 食 1,660 枚		食料 (一般向け) 食料 (要配慮者向け) 飲料水 (500ml) 毛布 仮設トイレ 簡易トイレ (薬剤・袋) トイレットペーパー	30, 170	食本枚基	紙コップ 紙どんぶり 先割れスプーン 使い捨て哺乳瓶 乳幼児用ミルク 生理用品 紙おむつ(乳幼 児)	19, 310 14, 400 14, 400 180 180 1, 660 690	個個本食枚

ページ	修正理由	修正案	現行
		消毒液 (60m 1) 700 本 おしりふきシート 6,900 枚 液体歯ミガキ (960ml) 250 本 紙おむつ (大人 テープ型) 120 枚 使い捨てカイロ 6,030 個 尿漏れパット (大人デープ型) 360 枚 イ 調理器具や食器類等についても必要最小限の備蓄に努める。ウ 乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー患者、食事制限者等の要配慮者や女性に配慮した備蓄に努める。エ 有効期限が近づいた保存食料は、防災訓練等の住民啓発活動及びフードバンク等に活用するなど、無駄にしないよう措置を講じる。オ 避難所での感染症対策に必要なマスク、手指等消毒薬、間仕切り等の備蓄に努める。  (略) (3) 住民による食料品等の備蓄促進ア 家庭においても1人当たり最低3日分、推奨1週間分の食料(調理の不要なものが望ましい)、飲料水、生活必需品を持ち出し可能な状態で備蓄すること、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方(ローリングストック)など、備蓄の必要性と備蓄に関するノウハウを併せて普及・啓発する。	消毒液(60m1) 700 本
震-2-29	市のマニュアル策定に伴う語句の修正	(略)  2. 供給体制の整備 調達した物資等を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備に努める。 (1) 供給拠点から避難所までの輸送方法等について、輸送業者等とあらかじめ協議を行い、連絡方法、集積場所等についても調整しておく。 (2) 避難所に届いた食料等の仕分け、保管、配布等の対応・役割分担について、あらかじめ自主防災組織等と十分な協議を行っておく。備蓄食料については、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。 (3) 自主防災組織等は、「避難所開設・運営マニュアル」による市との役割分担に基づいて避難所での水や食糧等の配布についてあらかじめ住民に周知を図るよう努める。 (略)	2. 供給体制の整備 調達した物資等を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備に努める。 (1) 供給拠点から避難所までの輸送方法等について、輸送業者等とあらかじめ協議を行い、連絡方法、集積場所等についても調整しておく。 (2) 避難所に届いた食料等の仕分け、保管、配布等の対応・役割分担について、あらかじめ自主防災組織等と十分な協議を行っておく。 備蓄食料については、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。 (3) 自主防災組織等は、「自治会等向け災害時対応マニュアル」による市との役割分担に基づいて避難所での水や食糧等の配布についてあらかじめ住民に周知を図るよう努める。 (略)

【白井市地域防災計画	震災編】
	ラベ州川

ページ 修正理由	修正案	現行
震-2-30 千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	1. 市職員に対して	第 11 節 防災意識の向上と知識の普及  1. 市職員に対して 市職員は、日常業務において常に防災に関する意識を持ち、業務を推進するよう心がけるとともに、災害発生時に応急対策実行の主体となることから、その責務を充分に理解し、教育訓練を実施するとともに、防災知識力や判断力、技能の向上を図るものとする。 (略)
震-2-30 千葉県地域防災計画の修正及び市のマニュアル策定に付う語句の修正	住民は日頃から「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、防災活動を行うよう市は関係機関と協力し、次の事項について意識の向上、知識の普及、過去の災害教訓の伝承を図る。	2. 住民に対して 住民は日頃から「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、防災活動を行うよう市は関係機関と協力し、次の事項について意識の向上、知識の普及、過去の災害教訓の伝承を図る。 (1) 普及知識等の内容 防災知識の向上によって被害を防止あるいは軽減できることを中心に知識の普及、意識の向上を図る。 ア 災害への備え ・火災の予防(消火器の管理、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等)、・地震への備え(耐震診断・耐震改修、家具固定化、ブロック塀等の安全対策、地震保険の制度等)・水、食料、日用品等の備蓄、非常用持出品の準備 イ 災害時の心得地震が発生した場合において、あらかじめ各世帯で承知しておくべき次に示す知識の普及に努める。・震災に関する基礎知識と、とっさの防御行動・初期消火の重要性と対策方法・避難する場合の携帯品、指定緊急避難場所・指定避難所と避難経路・応急手当の知識・避難所で避難であり、

ページ	修正理由	修正案	現行
		ウ 白井市地域防災計画の概要 特に住民に関与する部分を中心に本計画の周知に努める。 エ 支援物資送付時の心得 他地域が被災した場合、小口・混載の支援物資を送ることは、被災 地方公共団体の負担になることなど、被災者支援に関する知識の普及 に努める。 オ 過去の災害教訓の伝承 過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、県と連 携し、住民等への伝承に努める。 また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等 の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。	ウ 白井市地域防災計画の概要 特に住民に関与する部分を中心に本計画の周知に努める。 エ 支援物資送付時の心得 他地域が被災した場合、小口・混載の支援物資を送ることは、被災 地方公共団体の負担になることなど、被災者支援に関する知識の普及 に努める。 オ 過去の災害教訓の伝承 過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、県と 連携し、市民への伝承に努める。
		(2) 普及等の方法 住民に対する意識の向上は以下のような方法で行うものとし、必要 に応じ情報提供のための施設、機材の充実に努める。 ア 広報誌及び印刷物、メディアの活用 広報「しろい」及びハザードマップ、避難所開設・運営マニュアルなどのパンフレット等を通じ、火災発生シーズン、台風などの災害多発時期及び防災の日(9月1日)、防災とボランティアの日(1月17日)等に重点的に震災や延焼火災防止等に関する記事を掲載し、啓発を図る。 また、インターネットの活用や新聞、テレビ等のメディアの協力を得て、多角的な情報提供を図る。 イ 映画・スライド等の上映、講習会の開催等防災についての映画、スライドの上映、防災ビデオの貸し出しに加え、防災アドバイザー等の知見を活用し、防災講習会、座談会等の開催により広く防災知識の普及向上を図る。また、そうした機会を捉え、消火器取扱い体験といった実地の知識普及も図る。 ウ 広報車による広報活動 春秋火災予防期間及び季節的災害シーズンには、随時広報車により、地域住民に防災を意識するよう広報に努める。	(2) 普及等の方法 住民に対する意識の向上は以下のような方法で行うものとし、必要 に応じ情報提供のための施設、機材の充実に努める。 ア 広報誌及び印刷物、メディアの活用 広報「しろい」及びハザードマップ、自治会等向け災害時対応マニュアルなどのパンフレット等を通じ、火災発生シーズン、台風などの災害多発時期及び防災の日(9月1日)、防災とボランティアの日(1月17日)等に重点的に震災や延焼火災防止等に関する記事を掲載し、啓発を図る。 また、インターネットの活用や新聞、テレビ等のメディアの協力を得て、多角的な情報提供を図る。 イ 映画・スライド等の上映、講習会の開催等 防災についての映画、スライドの上映、防災ビデオの貸し出しに加え、防災講習会、座談会等の開催により広く防災知識の普及向上を図る。 また、そうした機会を捉え、消火器取扱い体験といった実地の知識普及も図る。 ウ 広報車による広報活動 春秋火災予防期間及び季節的災害シーズンには、随時広報車により、地域住民に防災を意識するよう広報に努める。
震-2-31	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	3. 児童・生徒等に対して 学校においては、県が防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の 指針」等に基づき、防災訓練等、防災関係行事等の実施により児童・生徒 等に対する防災教育の充実を図り、 <u>災害時</u> の対応力を高めることに努め る。	3. 児童・生徒等に対して 学校においては、県が防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の 指針」等に基づき、防災訓練等、防災関係行事等の実施により児童・生徒 等に対する防災教育の充実を図り、 <u>災害発生時</u> の対応力を高めることに 努める。

ページ	修正理由	修正案	現行
		<ul> <li>(略)</li> <li>(3) 知識を深め、<u>災害時</u>の対応力を高めるための教材や資料を整備する。</li> <li>(略)</li> <li>(5) 教職員用の<u>災害時</u>対応要領を整備し、教職員研修の充実を図る。</li> <li>(略)</li> </ul>	<ul> <li>(略)</li> <li>(3) 知識を深め、<u>災害発生時</u>の対応力を高めるための教材や資料を整備する。</li> <li>(略)</li> <li>(5) 教職員用の<u>災害発生時</u>対応要領を整備し、教職員研修の充実を図る。</li> <li>(略)</li> </ul>
震-2-32	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	<ul><li>5. 施設管理者に対して</li><li>(略)</li><li>(5) 防災関係機関における防災教育</li><li>防災関係機関は、職員に対して<u>災害時</u>の対応の基礎知識や応急対策等の教育や訓練に努める。</li></ul>	5. 施設管理者に対して (略) (5) 防災関係機関における防災教育 防災関係機関は、職員に対して <u>災害発生時</u> の対応の基礎知識や応急 対策等の教育や訓練に努める。
震-2-34	千葉県地域 修正及で の策語 で で で で で で で に の に に に に に に に に に に に に に	第12節 防災訓練の実施  1. 防災訓練の種別 (1) 市が実施する主な訓練 (略) イ 分野別訓練 下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に 応じて該当する部門が関係機関と連携して実施する。 (7) 非常参集訓練 勤務時間外の災害時における市職員の迅速かつ的確な初動体制の 確保を目的とする。実施については期間をある程度特定した上、抜き 打ちで行うことも検討する。 (略) (も) 避難訓練 市は、防災関係機関及び住民の協力を得て、避難指示、誘導、避難 所設置等の訓練を実施する。また、多数の人が利用する建物の防火管 理者(学校、保育園、宿泊施設等)は、毎年、印西地区消防組合と協 力して避難訓練を実施する。 (略) (2) 住民主体の防災訓練 震災発生時において、住民が落ち着いて家族や自らの安全を確保し、適切な防災対策を実施するためには、日頃から訓練を積み重ね、体験に より理解することが必要である。 各家庭、自主防災組織等は、避難所開設・運営マニュアルやハザード	第 12 節 防災訓練の実施  1. 防災訓練の種別 (1) 市が実施する主な訓練 (略) イ 分野別訓練 下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に 応じて該当する部門が関係機関と連携して (7) 非常参集訓練 勤務時間外の災害発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制の確保を目的とする。実施については期間をある程度特定した上、抜き打ちで行うことも検討する。 (略) (も) 避難訓練 市は、防災関係機関及び住民の協力を得て、避難勧告、誘導、避難所設置等の訓練を実施する。また、多数の人が利用する建物の防火管理者(学校、保育園、宿泊施設等)は、毎年、印西地区消防組合と協力して避難訓練を実施する。 (略) (2) 住民主体の防災訓練震災発生時において、住民が落ち着いて家族や自らの安全を確保し、適切な防災対策を実施するためには、日頃から訓練を積み重ね、体験により理解することが必要である。各家庭、自主防災組織等は、自治会等向け災害時対応マニュアルやハ

【白井市地域防災計画	町 震災編】
	則 房火編】

ページ	修正理由	修正	E案	現行		
			た情報伝達、安否確認、避難誘導、救営等の訓練を企画、実施し、市はそれる。			
震-2-35	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	いて工夫をするとともに、訓練実施 び本計画の修正に反映させるよう多 (1) 実践的な訓練の実施 ア 訓練の実施機関は多様なケー られるなど、災害時における行動 持つ実践的なものとなるよう工 ・被害の想定を明らかにする	スを想定し、参加者自身の判断が <u>求め</u> 動のシミュレーションとしての効果を 夫する。 <del>な症が拡大している状况等様々な条件</del> 工夫する	いて工夫をするとともに、訓練実施 び本計画の修正に反映させるようを (1) 実践的な訓練の実施 ア 訓練の実施機関は多様なケー	スを想定し、参加者自身の判断が <mark>求め</mark> 、コレーションとしての効果を持つ実。 工夫する	
震-2-38	千葉県地域 防災正及び市の ので ので が ま語句の修 正		防災活動の推進 には、次のようなものがあげられるが、 を踏まえ各組織で独自に決定するもの	1. 地域住民 (略) (2) 自主防災組織の活動内容 自主防災組織の活動内容について	<b>防災活動の推進</b> では、次のようなものがあげられるが、 を踏まえ各組織で独自に決定するもの	
		平常時の活動	災害時の活動	平常時の活動	災害時の活動	
		<ul><li>(7) 情報の収集伝達体制の整備</li><li>(4) 防災知識の普及及び防災訓練の実施</li><li>(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発</li><li>(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理</li></ul>	<ul> <li>(7) 出火防止・初期消火の実施</li> <li>(4) 情報収集・伝達・広報</li> <li>(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力</li> <li>(エ) 住民に対する<u>避難指示</u>の伝達</li> <li>(オ) 避難誘導・避難所運営への参画</li> </ul>	<ul><li>(ア)情報の収集伝達体制の整備</li><li>(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施</li><li>(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発</li><li>(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理</li></ul>	<ul> <li>(7) 出火防止・初期消火の実施</li> <li>(4) 情報収集・伝達・広報</li> <li>(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力</li> <li>(エ) 住民に対する<u>避難勧告・指示の</u>伝達</li> <li>(オ) 避難誘導・避難所運営への参</li> </ul>	

1 /	井市地域防災計画	震災編】
	开用地域的水計画	房火煸】

ページ	修正理由	修正案	現行			
		(オ) 地域内の危険箇所等の状況把	(オ) 地域内の危険箇所等の状況把			
震-2-43	語句の修正	第17節 災害復旧・復興への備え  1. 各種データの整備保全 災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下配管図等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。市は、これらのデータが災害により消失しないよう、また、消失した場合は複製を別途保存しておくなどバックアップが可能な体制の整備を行うよう努める。また、住民記録、税収納等の住民情報についても同様の体制整備を図る。 公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。	第 17 節 災害復旧・復興への備え  1. 各種データの整備保全 災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下配管図等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。市は、これらのデータが災害により消失しないよう、また、消失した場合は複製を別途保存しておくなどバックアップが可能な体制の整備を行うよう努める。また、住民記録、税収納等の市民情報についても同様の体制整備を図る。 公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。			
震-3-1	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	<ul> <li>第3章 震災応急対策計画</li> <li>第1節 市の活動体制の確立</li> <li>1. 市災害対策本部設置前の体制 &lt;注意配備、警戒配備体制&gt;(略)</li> <li>(2) 災害警戒本部の設置 市長又は総務部長は、警戒配備体制をとり、さらに災害応急対策等を強化する必要があるときは、速やかに災害警戒本部を設置する。ア 組織構成 災害警戒本部は総務部長を警戒本部長とし、以下の関係課職員で組織する。</li> </ul>	第3章 震災応急対策計画 第1節 市の活動体制の確立 1. 市災害対策本部設置前の体制 <注意配備、警戒配備体制> (略) (2) 災害警戒本部の設置 市長又は総務部長は、警戒配備体制をとり、さらに災害応急対策等を 強化する必要があるときは、速やかに災害警戒本部を設置する。 ア 組織構成 災害警戒本部は総務部長を警戒本部長とし、以下の関係課職員で組 織する。			

ページ	修正理由		僧	正案	現行			
				お組織構成(22課)		災害警戒本部総	組織構成 (22 課)	
		班名	担当課	主な事務分掌	班名	担当課	主な事務分掌	
			①危機管理課	1 職員の動員		①危機管理課	1 職員の動員	
			②総務課	2 災害情報の受伝達及び整理		②総務課	2 災害情報の受伝達及び整理	
			③財政課	3 被害情報の取りまとめ		③財政課	3 被害情報の取りまとめ	
			④公共施設マネジ	4 各部及び関係機関等との連絡調		④公共施設マネジ		
		総務班	メント課	整	総務班	メント課	整	
		(本部事務	⑤産業振興課	5 公共施設の被害状況の調査及び	(本部事務	⑤産業振興課	5 公共施設の被害状況の調査及び	
		局)	⑥秘書課	保全	局)	⑥秘書課	保全	
		7課	⑦議会事務局	6 住民等への避難指示	7課	⑦議会事務局	6 住民の避難勧告、指示	
				7 警戒本部の庶務 8 車両の配車			7 警戒本部の庶務 8 車両の配車	
				9 災害情報の広報			8 単同の配単   9 災害情報の広報	
				10 報道機関等との連絡調整			10 報道機関等との連絡調整	
		避難班	(略)	(略)	避難班	(略)	(略	
		6課	(114)	(HI)	6課	(114)		
		福祉医療班	(略)	(略)	福祉医療班	(略)	(略	
		5課			5課			
		インフラ班	(略)	(略)	インフラ班	(略)	(略	
		4課			4課			
			が班長となる。			が班長となる。		
		(略)	**		(略)	**		
		ウ 資機材質		置されたとき、必要に応じて次の資機材	ウ 資機材質		<b>最されたしき</b>	
			には、警戒本部が設置 かに確保する。	<b>直されたとさ、必安に応して外の負機材</b>	事務局には、警戒本部が設置されたとき、必要に応じて次の資機材 等を速やかに確保する。			
		○ (略)			○ (略)			
		〇 (略)			〇 (略)			
		○ (略)			○ (略)			
		○ (略)			〇 (略)			
			らの通報受信電話、記	2録用紙		の通報受信電話、記録		
		○ (略)			○ (略)			
		○ (略)			○ (略)			
		(略)			(略)			
		(単計)			(単ゴ)			
震-3-3	千葉県地域	2. 市災害対策	乗本部の設置 <第1	~3配備体制>	2. 市災害対策	乗本部の設置 <第1	~3配備体制>	
	防災計画の	(略)			(略)			

ページ	修正理由			修正案			現行	
	修正に伴う語句の修正					(8) 組織図 (略) 各部各班の事務分掌		
		部	班名	事務分掌	部	班名	事務分掌	
		本	庶務班	(略)	本	庶務班	(略)	
		部	○危機管理課	(略)	部	○危機管理課	(略)	
		事	総務課	(略)	事	総務課	(略)	
		務	監査委員事務局	(略)	務	監査委員事務局	(略)	
		局		5. 防災気象情報の監視、 <u>避難指示</u> 等の発令 に関すること	局		5. 防災気象情報の監視、 <u>避難勧告</u> 等の発令 に関すること	
				(略)	1		(略)	
			(略)	(略)	<u> </u>	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) (略)	
	本部事務局は、災害対策本部が設置されたときは、本部室の運営に必要な次の設備等を配置する。  (略) (略) (略) (略) (略) (略) (10) 現地対策本部 災害対策本部長は、局地的な災害が発生し、必要と判断したときは、災害発生現場に近い公共施設に現地対策本部を設置する。 (略) イ 事務分掌 (ア) 避難に関する指示・警告を含む現地での応急対策の実施 (略)				要7 〇( 〇市 〇( 〇( (10) (下) (下) (下)	な次の設備等を配置する (略) (E、からの通報受信電話 (略) (略) (略) (略) 現地対策本部 災害対策本部長は、局 事発生現場に近い公共力		
震-3-8	語句の修正	3. 市職員の動員・配備 (略) (3) 動員時の留意事項 (略)				「職員の動員・配備 動員時の留意事項		

ページ	修正理由	修正案	現行			
		ウ 参集途中の緊急措置 ・要救護者、火災現場等を発見した場合は緊急措置にあたり、その後速やかに参集する。 ・住民等に情報提供を求められた場合は、自らの言動で住民等に不安や誤解を与えないよう細心の注意を払って、できる限り対応する。 (略)	速やかに参集する。			
震-3-11	千葉県地域防災計画の修正による	第2節 災害救助法の適用  1. 災害救助法の適用 (略) (2) 災害救助法の適用基準 ア 災害が発生した場合の適用基準 災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号 ~第4号の規定に基づいて、次のいずれかに該当する場合において知事が決める。 (略)  1世帯としての換算  被害程度 世帯数 全壊(全焼・流失)住家 土地帯 全壊(全焼・流失)住家 土地帯 として換算  株上浸水、土砂の堆積により、一時的に 居住できない状態の住家 床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。 ※全壊、半壊等の被害認定は、第20節「5.被害家屋認定調査」を参照 イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生する	# 2 節 災害救助法の適用  1. 災害救助法の適用 (略) (2) 災害救助法の適用基準 災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号 ~第4号の規定に基づいて、次のいずれかに該当する場合において知事 が決める。 (略)  1世帯としての換算  被害程度 生壊(全焼・流失)住家 土 世帯 全壊(全焼・流失)住家 1世帯 それぞれ住家滅失 1世帯として換算 床上浸水、土砂の堆積により、一時的に 居住できない状態の住家 床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。 ※全壊、半壊等の被害認定は、第20節「5.被害家屋認定調査」を参照 (新設)			
震-3-12	千葉県地域 防災計画の	部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に行われる。  2. 帳簿の作成等 災害救助法が適用された場合、各種の救助を迅速に行うため、県知事	2. 帳簿の作成等 災害救助法が適用された場合、各種の救助を迅速に行うため、県知事			
	修正による	次害教助伝が適用された場合、各種の教助を迅速に行うため、県知事 は応急仮設住宅の建設以外の事務を市長にあらかじめ委任している。 災害救助法の対象事務の各担当班(次表参照)は、千葉県「災害救助の 手引き」に基づいて実施した内容や経費の帳簿を整備する。財務・管財 班はこれらの帳簿をとりまとめ、経費の一時繰替支弁を行うため予算措	次音級助伝が適用された場合、各種の扱助を迅速に行りため、原知事は応急仮設住宅の建設以外の事務を市長にあらかじめ委任している。 災害救助法の対象事務の各担当班(次表参照)は、千葉県「災害救助の 手引き」に基づいて実施した内容や経費の帳簿を整備する。財務・管財 班はこれらの帳簿をとりまとめ、経費の一時繰替支弁を行うため予算措			

ページ	修正理由	修正案			現行		
		置を講じる。 実施項目及び実施者			置を講じる。 実施項目及び実施者		
		救助の種類	実施者(市の担当班)	実施期間	救助の種類	実施者 (市の担当班)	実施期間
		避難所の設置 <u>(災害が発生した場合)</u>	市長 (避難班)	7日以内	避難所の設置	市長(避難班)	7日以内
		<u>避難所の設置</u> <u>(災害のおそれがあ</u> る場合)	市長(避難班)	災害が発生しなかった       と判明し、救助が必要な       くなった日まで			
		応急仮設住宅の供 与	(略)	(略)	応急仮設住宅の供 与	(略)	(略)
		炊き出し及び食品 の給与	(略)	(略)	炊き出し及び食品 の給与	(略)	(略)
		飲料水の供給	(略)	(略)	飲料水の供給	(略)	(略)
		被服寝具及び生活 必需品の給貸与	(略)	(略)	被服寝具及び生活 必需品の給貸与	(略)	(略)
		医療及び助産	(略)	(略)	医療及び助産	(略)	(略)
		被災者の救出	(略)	(略)	被災者の救出	(略)	(略)
		被災住宅の応急修 理	(略)	(略)	被災住宅の応急修理	(略)	(略)
		学用品の給与	(略)	(略)	学用品の給与	(略)	(略)
		埋葬 <u>等</u>	(略)	(略)	埋葬	(略)	(略)
		死体の捜索	(略)	(略)	死体の捜索	(略)	(略)
		死体の処理	(略)	(略)	死体の処理	(略)	(略)
		住宅障害物の除去	(略)	(略)	住宅障害物の除去	(略)	(略)
		(略)	(略)				
震-3-13	千葉県地域 防災計画の	第3節 情報収集・伝達			第3節 情報収集・伝達		
	修正に伴う 語句の修正	1. 通信手段の確保 一般加入電話や携帯電話等は、通信の輻輳や断線により不通になることも予想される。その場合は県防災行政無線をはじめ、市保有の無線設備等により通信手段を確保する。 (略) (3) 保有無線の利用(有線による通信が途絶した場合) (略)					

【白井市地域防災計画	震災編】

ページ	修正理由	修正案	現行
		イ 通信の統制 <u>災害時</u> には各種通信の混乱が予想される。そのため、災害対策本部は無線通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努めるものとする。 (ア) 重要通信優先の原則(救助、避難指示等重要性の高い通信を優先)(イ)通信許可の原則(通信に際しては、統制者の許可を得る。なお子局間通信は原則として制限をかけるものとする) (ウ) 簡潔通話の原則(通信時間短縮のため、簡潔に行う) (エ) 専任通信担当者の設置(できるだけ各子局には担当者を常駐させる)	イ 通信の統制 <u>災害発生時</u> には各種通信の混乱が予想される。そのため、災害対策 本部は無線通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努めるも のとする。 (7) 重要通信優先の原則(救助、避難指示等重要性の高い通信を優先) (4) 通信許可の原則(通信に際しては、統制者の許可を得る。なお子 局間通信は原則として制限をかけるものとする) (ウ) 簡潔通話の原則(通信時間短縮のため、簡潔に行う) (エ) 専任通信担当者の設置(できるだけ各子局には担当者を常駐させる) (略)

ページ 修正理由 修正案 現行 震-3-14 語句の修正 2. 連絡体制の確立 2. 連絡体制の確立 (略) (略) (2) 気象警報等の伝達方法 (2) 気象警報等の伝達方法 ア 千葉県その他の機関から伝達された警報等は、庶務班が受領(受信) ア 千葉県その他の機関から伝達された警報等は、庶務班が受領(受信) し、庶務班長はその情報を速やかに本部長に報告するとともに庁内各 し、庶務班長はその情報を速やかに本部長に報告するとともに庁内各 部(班)に伝達する。なお、解除されたときもこれと同様とする。 部(班)に伝達する。なお、解除されたときもこれと同様とする。 イ 伝達を受けた庁内各部(班)は、速やかにその内容に応じた適切な イ 伝達を受けた庁内各部(班)は、速やかにその内容に応じた適切な 措置を講じるとともに所轄する施設又は関係団体へ電話又はFAX 措置を講じるとともに所轄する施設又は関係団体へ電話又はFAX 等をもって伝達する。 等をもって伝達する。 ウ 住民等への伝達方法は、市防災行政無線及び広報車による放送伝 ウ 一般市民への伝達方法は、市防災行政無線及び広報車による放送伝 達、消防機関による広報のほか状況により、サイレン、警鐘による伝 達、消防機関による広報のほか状況により、サイレン、警鐘による伝 達を行う。 達を行う。 (3) 伝達系統 (3) 伝達系統 議会 議会 学校・保育所・福祉施 学校・保育所・福祉施 白井市災害対策本部 白井市災害対策本部 社会福祉協議会 社会福祉協議会 本部事務局 各部(班) 本部事務局 各部(班) 関係団体 関係団体 民生委員 民生委員 千葉県 住 千葉県 自治会·自主防災組織 自治会·自主防災組織 民 (市防災行政無線、広報車) 気象台 気象台 (市防災行政無線、広報車) 県警察 市消防団 県警察 市消防団 有線 有線 無線 無線 印西地区消防組合消防本部 印西地区消防組合消防本部 千葉県地域 3. 地震に関する情報 3. 地震に関する情報 震-3-14 防災計画及 市及び関係機関は、地震が発生した場合に気象庁が発表する以下の地 市及び関係機関は、地震が発生した場合に気象庁が発表する以下の地 び緊急地震 震情報を確認し、震度に応じた配備体制をとる。 震情報を確認し、震度に応じた配備体制をとる。 凍報の発表 (1) 緊急地震速報(警報) (1) 緊急地震速報 基準の修正 最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上を予想したときに、震 地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析し 度4以上又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対して発表す て、震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づい による る。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。 て各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせ る地震の予報・警報 (2) 震度谏報

修正理由 ページ 修正案 現行 (2) 震度速報 地震発生から約1分半後に、震度3以上の地域名(本市は千葉県北西 地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(本市は千 部)と地震の揺れの検知時刻を発表する。 葉県北西部)と地震の揺れの検知時刻を連報する。 (3) 震源・震度に関する情報 (3) 震源・震度に関する情報 以下のいずれかを満たした場合に発表する。 · 震度 3 以上 ・津波警報または津波注意報発表時 若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報 (警報) を発表した場合 県内で震度3以上が観測されたとき、地震の発生場所(震源)やその 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上が 規模(マグニチュード)、震度3以上が観測された地域名と市町村名を 観測された地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。 震度 5 弱以上 発表する。震度5弱以上と考えられるが震度が入手できない地点がある と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市 場合は、その市町村名を発表する。 町村名を発表する。 (略) (略) 震-3-17 千葉県地域 5. 県等への被害報告 5. 県等への被害報告 県等への被害情報等の収集報告活動については、「千葉県危機管理情報共 防災計画の 県等への被害情報等の収集報告活動については、「千葉県危機管理情報共 有要綱」に基づき行うものとする。 修正による 有要綱」に基づき行うものとする。 語句の修 正、千葉県 千葉県防災情報システムサーバ -及び関係省が - 千葉県防災情報システムサーバ 及び関 の指摘によ 千葉県災害対策本部 白井市 千葉県災害対策本部 白井市 る修正及び 係省防 災害対策本部 支部 本部 災害対策本部 本部 支部 千葉県の組 产厅 本部事務局 総務班 本部事務局 総務班 事務局 事務局 織改正に伴 印旛地域 印旛地域~ (危機管理課) (防災対策課) (危機管理課) (危機管理課) 振興事務所 振興事務所 う名称変更 報道機関等 報道機関等 の修正 各班 各班 各部 各部 各部 部・局・庁) 各部 部・局・庁` (部・局・庁) (部・局・庁) 出先機関 出先機関 指定地方行政機関 指定地方行政機関 指定公共機関 指定公共機関 指定地方公共機関 指定地方公共機関 ■■■ 千葉県防災情報システムによる報告ルート ■ ■ 千葉県防災情報システムによる報告ルート 電話・FAX 等による報告ルート(主) 電話・FAX 等による報告ルート(主) ------ 電話·FAX 等による報告ルート(主ルート途絶時) ------ 電話・FAX 等による報告ルート(主ルート途絶時) (1) 報告すべき災害 (1) 報告すべき災害 市(庶務班)は、次の基準に該当する場合、県本部事務局(防災対策 市(庶務班)は、次の基準に該当する場合、県本部事務局(危機管理 課)へ報告する。 課)へ報告する。

住家被害

(略)

(略)

(略)

ページ 修正理由 修正案 現行 (略) (略) (3) 報告の手順等 (3) 報告の手順等 ア 各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっ ア 各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっ ては、調査漏れや重複のないよう留意し、調整する。 ては、調査漏れや重複のないよう留意し、調整する。 イ 被害の報告は、規定された報告の区分及び様式に従って、千葉県防 イ 被害の報告は、規定された報告の区分及び様式に従って、千葉県総 災情報システム(システム端末)で報告する。 合防災情報システム(システム端末)及び電話・ファクシミリ又は千 ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に 葉県防災行政無線で報告する。 報告するものとし、事後速やかに県に報告する。 ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に (略) 報告するものとし、事後速やかに県に報告する。 (略) (4) 報告先とその内容 (4) 報告先とその内容 国及び県への報告方法 国及び県への報告方法 総務省消防庁 総務省消防庁 【県防災対策課】 【県危機管理課】 (略) (略) 勤 務 (略) (略) 務 時 時 間 間 内 【消防庁宿直室】 (略) 【消防庁宿直室】 (略) ① 県防災行政無線 ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49102 (衛星系) 電話 048-500-90-49102(衛星系) 120-90-49102 (地上系) 120-90-49012 (地上系) 務 FAX 048-500-90-49036(衛星系) FAX 048-500-90-49036 (衛星系) 120-90-49036 (地上系) 120-90-49036 (地上系) ② 一般加入電話 ② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 FAX 03-5253-7553 被害情報等の主な項目、担当、県への報告様式は次のとおりである。な 被害情報等の主な項目、担当、県への報告様式は次のとおりである。な お、各項目の被害認定基準及び県への報告要領は「千葉県危機管理情報共 お、各項目の被害認定基準及び県への報告要領は「千葉県危機管理情報共 有要綱」による。 有要綱」による。 【資料編】千葉県危機管理情報共有要綱(抜粋) 【資料編】千葉県危機管理情報共有要綱(抜粋) 県への報告 県への報告 市の担当班 分類 情報項目 市の担当班 関係機関 分類 情報項目 関係機関 様式 様式 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 人的被害 人的被害 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

(略)

住家被害

(略)

(略)

(略)

(略)

ページ	修正理由	修正案				現行							
震-3-19	修正理由語句の修正	て定める。 ア 震災発	後において提 生直後から初動	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	272時間)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)		て定める。	<b>炎において提供</b> <b>E直後から初動</b>	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	ごき災害情	:間)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
震-3-19	語句の修正	6. 広報活動 (略) (1) 広報内容 震災発生 て定める。 ア 震災発達 発生直 する。 混乱防止 のための 情報	生直後から初頭	供されるべき 動活動期(概ね す混乱防止情報 (ほ (ほ (ほ (ほ	災害情報の内容 a72時間)	及び留意点につい 報を重点的に提供		6. 広報活動 (略) (1) 広報内容 震災発生を て定める。 ア 震災発生 発生直行する。 混乱防止 のための 情報	<b>三直後から初動</b>	だされるへ 活動期 ( 一混乱防山	(概ね72時	青報の内名 ○間) 上存関連作	

ページ	修正理由	修正案				現行			
		(株) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	情報については情報の性格になった。 と を を を を を を を を を を を を を	れがなくなり、 <u>住民</u> が生活 は、住民が必要とする情報 は、住民が必要とする情報 あわせた的確な広報手段を や避難誘導等を目的として こ応じて放送機材を搭載し 後・消防団等による広報 応・避難所等の応急対策現 集した情報を掲示板への張 ・メモ等を携帯し、 <u>住民等</u>	の変化に留意すると 用いるよう努めるも 、被災状況や交通規 た車両を出動させ広 場の職員等は、その り出し等により住民	<ul> <li>災性を</li> <li>ともと。</li> <li>(路) (2) (略) イ (全を行市) 所に</li> <li>(本する) で、</li> <li>(</li></ul>	各情報につい こ、情報の性格に ける。 要による広報 への呼びかけや。 忍の上、必要に 員・自主防災組織 き当初、なく、収ま に関係なく、収ま 供する。	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (本72時間以降) れがなくなり、市民が生活では、住民が必要とする情にあわせた的確な広報手段にあわせた的確な広報手段にあいて放送機材を搭載した。 一般・消防団等による広報で、は、・選難所等の応急対策現集した情報を掲示板への張り、・メモ等を携帯し、住民の	報の変化に留意するを用いるよう努める 被災状況や交通規制 車両を出動させ広報 場の職員等は、その り出し等により <mark>市民</mark>
震-3-23	千葉県の指 摘による修 正及び千葉 県の組織改 正に伴う名 称変更の修 正	1. 県に対す (略) 要請先 県知事(防 災危機管理 部 <u>防災対策</u> 課)		<ul><li>54節 応援要請</li><li>応援要請内容</li><li>要請時に明らかにする</li><li>べき事項</li><li>(略)</li><li>(略)</li></ul>	根拠法令等 (略) (略)	1. 県に対す (略) 要請先 県知事(防 災危機管理 部 <u>危機管理</u> 課)	要請の内容 (略)	<b>54節 応援要請</b> 援要請内容 要請時に明らかにする べき事項 (略) (略)	根拠法令等 (略)

ページ	修正理由	修正案	現行		
		(略) (3) 応急対策職員派遣制度の活用	(略) (3) 被災市区町村応援確保システムの活用 <u>被災市区町村応援職員確保システム</u> により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対ロ支援を確保する場合は、対ロ支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対ロ支援団体の決定後においては対ロ支援団体へ、総括支援チーム*の派遣を要請する。 (略)		
震-3-30	千葉県地域	第5節 自主防災活動	第5節 自主防災活動		
	防災計画の 修正に伴う 語句の修正	地域の自主防災     (略)     (1) 避難誘導班 (避難誘導、避難者名簿作成)     ア 市や消防署と協力して、あるいは自主的に判断して市からの避難情報の伝達を行い、必要に応じて屋外拡声装置を用いる。     (略)     (4) 情報・伝達班 (情報収集、広報)     ア 隣近所が呼びかけを互いに行い、被害情報、避難指示等の災害情報が、正確に全家庭に伝達されているか確認する。必要に応じて屋外拡声装置を用いる。     (略)	北域の自主防災     (略)     (1) 避難誘導班(避難誘導、避難者名簿作成)     ア 市や消防署と協力して、あるいは自主的に判断して <u>避難勧告等</u> を行い、必要に応じて屋外拡声装置を用いる。     (略)     (4) 情報・伝達班(情報収集、広報)     ア 隣近所が呼びかけを互いに行い、被害情報、 <u>避難勧告等</u> の災害情報が、正確に全家庭に伝達されているか確認する。必要に応じて屋外拡声装置を用いる。     (略)		
震-3-31	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	2. 職場の自主防災 消防法第8条及び第14条の4により消防計画の策定や自衛消防組織の 設置が義務付けられる事業所以外の事業所等にあっても、施設利用者、 従業員、周辺地域住民の安全を積極的に守るために、 <u>災害時には迅速で</u> 確実な防災活動を実施する。	2. 職場の自主防災 消防法第8条及び第14条の4により消防計画の策定や自衛消防組織の 設置が義務付けられる事業所以外の事業所等にあっても、施設利用者、 従業員、周辺地域住民の安全を積極的に守るために、発災時の迅速で確 実な防災活動を実施する。		
震-3-32	語句の修正	第6節 救助・救急・医療活動  《計画の体系・担当》  対策項目 担当部署および関係部・機関  1. 救助・救急活動 消防班、住民  2. 医療活動 医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛健康福祉センター  大規模震災発生直後には救助救急機関と地域住民、自主防災組織とが連携し迅速に活動を実施し、住民等の安全確保に万全を期すため、救助・	第6節 救助・救急・医療活動  《計画の体系・担当》  対策項目 担当部署および関係部・機関  1. 救助・救急活動 消防班、住民  2. 医療活動 医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛健康福祉センター  大規模震災発生直後には救助救急機関と地域住民、自主防災組織とが連携し迅速に活動を実施し、市民の安全確保に万全を期すため、救助・		

ページ	修正理由	修正案	現行
		救急及び医療活動について必要な事項を定める。	救急及び医療活動について必要な事項を定める。
震-3-36	語句の修正	第7節 消防活動	第7節 消防活動
		2. 消防活動の方針 (1) 初期消防活動     大規模震災が発生した場合は、消防隊の到着に時間を要することも想定されるので、それまで地震発生直後の初期消火や救出活動等については、受け持ち区域の消防団が主力となり、自主防災組織及び付近の住民等と協力して消防活動を行う。 (略)	2. 消防活動の方針 (1) 初期消防活動 大規模震災が発生した場合は、消防隊の到着に時間を要することも想定されるので、それまで地震発生直後の初期消火や救出活動等については、受け持ち区域の消防団が主力となり、自主防災組織及び付近市民と協力して消防活動を行う。 (略)
震-3-37	語句の修正	3. 消防団の活動 消防団は、次に示す原則に基づき、住民等に対する出火防止の呼びかけや初期消火活動等を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模災害による二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。  ○地震の発生により火災が予測される場合は、居住地付近の住民等に対し出火防止を呼びかける。 ○出火した場合は、消防隊が到着するまで住民等と協力して、初期消火を図る。 ○(略) ○(略) ○(略) ○(略) ○(略) ○(略) ○(略) ○(略)	3. 消防団の活動 消防団は、次に示す原則に基づき、市民に対する出火防止の呼びかけ や初期消火活動等を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完 し、大規模災害による二次的被害の発生を最少限にとどめるように努め る。  ○地震の発生により火災が予測される場合は、居住地付近の市民に対し 出火防止を呼びかける。 ○出火した場合は、消防隊が到着するまで市民と協力して、初期消火を 図る。 ○(略) ○(略) ○(略) ○(略) ○(略) ○(略) ○(略) ○(略)
震-3-41	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う	第9節 要配慮者対策 3. 福祉避難所の設置	第9節 要配慮者対策 3. 福祉避難所の設置
	語句の修正	3. 福祉避難所の設置 要配慮者を収容するため、福祉避難所を設置する。 (1) 福祉避難所の設置 福祉避難所の設置は、 <u>災害時に</u> 福祉避難所に指定されている施設及び 災害協定を締結している施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。 市内で対応不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を	3. 福祉避難所の設置 要配慮者を収容するため、福祉避難所を設置する。 (1) 福祉避難所の設置 福祉避難所の設置は、発災後に福祉避難所に指定されている施設及び 災害協定を締結している施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。 市内で対応不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を

ページ	修正理由	修正案	現行		
		得て実施する。	得て実施する。		
震-3-43	千葉県が指 定する路2 終路線 3次路線の 明記	第10節 緊急輸送活動  1. 緊急輸送道路の確保 (略) (3) 緊急輸送道路の確保 道路管理者、警察署及び県警察本部は、建設業者等の協力を得て必要 に応じて原則2車線(やむを得ない場合は1車線)以上の緊急輸送道路 を確保し、緊急通行車輌以外の車輌の通行の禁止または制限を行う。 また、確保に当っては、必要に応じて災害対策基本法により、区間を 指定して緊急通行車両の通行の障害となる車両やその他物件の撤去を運 転者等に命じるほか、運転者等が不在の場合は自ら移動する。 なお、県は県内道路が被災した場合に啓開や復旧を優先すべき緊急輸 送道路をあらかじめ設定しており、市内では最も重要な1次路線として 国道16号及び国道464号、2次路線として国道464号白井駅交差点から白 井市役所までの区間、3次路線として国道16号富塚交差点から白井市役所までの区間、3次路線として国道16号富塚交差点から白井市役所までの区間、3次路線として国道16号富塚交差点から白井市役所までの区間、3次路線として国道16号富塚交差点から白井市役所までの区間、3次路線として国道16号富塚交差点から白井市	に応じて原則2車線(やむを得ない場合は1車線)以上の緊急輸送道路 を確保し、緊急通行車輌以外の車輌の通行の禁止または制限を行う。 また、確保に当っては、必要に応じて災害対策基本法により、区間を 指定して緊急通行車両の通行の障害となる車両やその他物件の撤去を運 転者等に命じるほか、運転者等が不在の場合は自ら移動する。 なお、県は県内道路が被災した場合に啓開や復旧を優先すべき緊急輸 送道路をあらかじめ設定しており、市内では最も重要な1次路線として		
震-3-48	語句の修正		<ul> <li>第 12 節 避難収容活動</li> <li>≪計画の体系・担当≫</li> <li>対策項目</li> <li>担当部署および関係部・機関</li> <li>1. 避難指示等</li> <li>(略)</li> <li>3. 収容計画</li> <li>4. 避難所の運営</li> <li>5. 新型コロナウイルス(略)等感染症対策</li> <li>6. 避難所の自治運営体(略)制の整備</li> <li>7. 避難所の共存・閉鎖</li> <li>震災から住民の生命を確保するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。なお避難所の運営は、住民による自主的な運営を基本とする。</li> </ul>		

ページ	修正理由		修正案	現行		
震-3-48	千葉県地域 防災計画の	1. 避難指示等 (1) <mark>避難指示等</mark> の権限	・要件	1. 避難指示等 (1) 避難勧告・指示の権限・要件		
	修正による	職権行使者及び 根拠法規	<u>避難指示等</u> を行う要件	職権行使者及び 根拠法規	<u>勧告・指示</u> を行う要件	
		市 長 【災害対策基本法第 60 条】  水防管理者(市長) 【水防法第 29 条】  警 寫 官 【災害対策基本法第 61 条】 【警察官職務執行法第 4条】	○住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための立退きの指示等に関する措置を市長に代わって実施する。	市 長【災害対策基本法第 60条】	○市民の生命、身体に危険を及ぼすと <mark>認める時は、勧告または指示等を行う。</mark> ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための <u>立ち退き勧告及びの指示</u> に関する措置を市長に代わって実施する。	
			<ul><li>○洪水により著しい危険が切迫していると認め</li><li>られるとき、必要と認める区域の住民等に避難を指示する。</li></ul>	水防管理者(市長 <u>等</u> ) 【水防法第 29 条】	○洪水により著しい危険が切迫していると <mark>認め</mark> <u>られる時</u> 、必要と認める区域の <u>市民</u> に避難を 指示する。	
			○市長から要請があったとき、市長が措置をとることができないと認められるとき、もしくは住民等の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の住民等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。	警察官 【災害対策基本法第 61条】 【警察官職務執行法 第4条】	○市長から要請があったとき、市長が措置をとることができないと認められるとき、もしくは 市民の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の市民に避難を指示する。	
		県知事又は代行者 【水防法第 29 条】 【地すべり等防止法 第 25 条】	<ul><li>○洪水及び地滑り等により著しい危険が切迫していると認めるとき、必要と認める区域の住民等に避難を指示する。</li></ul>	県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法 第25条】	○洪水及び地滑り等により著しい危険が切迫していると <mark>認める時、</mark> 必要と認める区域の <u>市民</u> に避難を指示する。	
		自 衛 官【自衛隊法第94条】	○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。	自衛 官【自衛隊法第 94 条】	○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる <u>Rに避難</u> を指示する。	
			は発生するおそれがある場合において、人の生命又	<ul><li>勧告を尊重すること</li><li>行為。</li><li>*指示:被害の危険が</li></ul>	音等を拘束するもものではないが、居住者等がそのとを期待し、避難のための立ち退きを進め又は促す 目前に切迫している場合等に発せられ、勧告等より 住者等を避難のために立ち退かせる行為。	
		は身体を災害から	保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要			

ページ	修正理由	修正案	現行
		があると認めるときに発せられ、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退きを求める行為。  *緊急安全確保 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに発せられ、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための行動を求める行為。  (2) 実施責任者の報告等の義務 ア 市長(根拠法令:災害対策基本法第60条) 避難の指示を実施した場合、知事に報告する。なお、避難の必要がなくなった場合は、その旨を公示するとともに、知事に報告する。 市長・災害対策本部 → 知 事  (略) (3) 避難の指示等の内容 ア 避難対象地域及び避難時期 イ 避難の指示等の内容 ア 避難が象地域及び避難時期 イ 避難の指示等の内容 ア 避難が象地域及び避難に関ける。 (略) (4) 遊離の指示等の伝達方法 避難の指示等の伝達たあたっては、防災行政無線、広報車(市、消防機関)、自治会長等を通じた口頭・文書による伝達、報道機関を通じて行う伝達広報の他、緊急速報メール、防災情報メール、ソーシャルメディア等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努める。 (略)	(2) 実施責任者の報告等の義務  ア 市長 (根拠法令:災害対策基本法第60条) <u>避難の勧告又は指示</u> を実施した場合、知事に報告する。 なお、避難の必要がなくなった場合は、その旨を公示するとともに、知事に報告する。  市長・災害対策本部  → 知 事  (略)  (3) 避難の勧告又は指示の内容 ア 避難対象地域及び避難時期 イ 避難た及び避難経路 ウ 避難 の理由 (略)  (4) 避難働告・指示の伝達方法  避難勧告・指示の伝達にあたっては、防災行政無線、広報車(市、消防機関)、自治会長等を通じた口頭・文書による伝達、報道機関を通じて行う伝達広報の他、緊急速報メール、防災情報メール、ソーシャルメディア等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努める。 (略)
震-3-50	千葉県地域 防災計画の 修正による	3. 収容計画 (1) 避難所の開設 (略) ア 勤務時間内(市職員主導による避難所の開設) ① 施設の安全確認と二次災害の防止 地震発生直後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止 に努める。	3. 収容計画 (1) 避難所の開設 (略) ア 勤務時間内(市職員主導による避難所の開設) ① 施設の安全確認と二次災害の防止 地震発生直後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止 に努める。

ページ	修正理由	修正案	現行
		② 災害情報の収集 本部は、住民等の避難状況や市内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を当該施設、職員の情報等から把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。 ③ 市職員の派遣と開設(略) ④ 避難者の受け入れと誘導(略) ⑤ 避難所開設の報告(略)  エ 他市町村への広域避難を要する場合の対応 災害協定や災害対策基本法に基づき、他市町村に避難者の受入れを要請する。 ① 相互応援協定に基づく避難者の一時受入要請県内市町村及び県外市町村との災害時相互応援協定に基づき、避難者の一時受入れを要請する。 ② 広域一時滞在の要請災害対策基本法に基づき、県知事に県外市町村への避難者の広域一時滞在を要請するほか、事態に照らして緊急を要するときは、県知事に報告した上で、直接他の都道府県の市町村に受入れを協議することができる。	② 災害情報の収集 本部は、市民の避難状況や市内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を当該施設、職員の情報等から把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。 ③ 市職員の派遣と開設(略) ④ 避難者の受け入れと誘導(略) ⑤ 避難所開設の報告(略) エ 他市町村への広域避難を要する場合の対応 災害協定や災害対策基本法に基づき、他市町村に避難者の受入れを要請する。 ① 相互応援協定に基づく避難者の一時受入要請県内市町村及び県外市町村との災害時相互応援協定に基づき、避難者の一時受入れを要請する。 ② 広域一時滞在の要請災害対策基本法に基づき、県知事に県外市町村への避難者の広域一時滞在を要請する。
	~ # IB 11/1-14	(略) (5) 家庭動物への対応 家庭動物同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷 地内に飼育スペースを確保するよう努める。動物が苦手な避難者に配慮 して、避難所屋内への家庭動物の持ち込みは禁止し、問題が生じた場合 は環境課を通じて、関係機関に家庭動物対策を要請する。 ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の 避難者に理解と協力を呼びかける。 なお、避難時の家庭動物の保護及び飼養は、原則として家庭動物の管 理者が行う。	(略) (5) ペットへの対応 ペット同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地 内に飼育スペースを確保するよう努める。動物が苦手な避難者に配慮し て、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境課を通じて、関係機関にペット対策を要請する。 ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 なお、避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの管理者が行う。
震-3-52	千葉県地域 防災計画の 修正による	<ul><li>4. 避難所の運営</li><li>(略)</li><li>(2) 避難所運営業務</li></ul>	<ul><li>4. 避難所の運営</li><li>(略)</li><li>(2) 避難所運営業務</li></ul>

ページ	修正理由	修正案	現行
		(略)  ウ 性差によるニーズの違い、性暴力やDVの発生防止への対応 授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設け るように努め、女性や子供等に対する性暴力やDVの発生を防止する ため、女性用と男性用は離れた場所に設置する、トイレ、更衣室、入 浴設備等は昼夜問わず安心して利用できる場所に設置する、照明を増 設する、性暴力やDVについての注意喚起のためのポスターを掲載す るなど、女性や子供が安全に安心して利用できるよう配慮する。 また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓 口情報の提供を行うよう努める。  エ 救護室や福祉避難室等の確保 体調不良者等のための救護室や要配慮者のための福祉避難室等を校 舎等に設置するにあたっては、施設管理者と協議し確保する。 (略)	(略)  ウ 性差によるニーズの違いへの対応  授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けるように努める。トイレ、更衣室、入浴設備等は鍵の設置や十分な照明の配置など女性や子供が安全に安心して利用できるよう配慮する。  エ ミーティングルーム等の確保 遊難所運営委員会が、ミーティングルームとして利用する部屋、又医療救護所を開設するにあっては、医療救護用の部屋を施設管理者と協議し確保する。 (略)
震-3-53	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	5. 新型コロナウイルス等感染症対策 新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者 の感染を防止する対策を実施する。 (1) 避難行動の普及 平時から感染を防止するための適切な避難行動を住民等に周知してお く。 (略) (2) 自宅療養者等の避難確保 平時から保健所と自宅療養者や濃厚接触者の情報を共有し、避難指示等発令時の避難の要否、避難方法、避難先を確保しておく。 災害時は、自宅療養者等に避難指示等の発令情報を速やかに連絡するとともに、避難状況や避難先を確認する。 (略)	5. 新型コロナウイルス等感染症対策 新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者 の感染を防止する対策を実施する。 (1) 避難行動の普及 平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知してお く。 (略) (2) 自宅療養者等の避難確保 平時から保健所と自宅療養者や濃厚接触者の情報を共有し、避難勧告 等発令時の避難の要否、避難方法、避難先を確保しておく。 災害時は、自宅療養者等に避難勧告等の発令情報を速やかに連絡するとと もに、避難状況や避難先を確認する。 (略)

ページ 修正理由 修正案 現行 震-3-54 市のマニュ 6. 避難所の自治運営体制の整備 6. 避難所の自治運営体制の整備 (略) アル策定及 (略) び避難所運 (2) 避難所運営委員会の組織づくり (2) 避難所運営委員会の組織づくり 営方法の見 一定期間秩序ある生活をするために、各避難所において自治会・自主 一定期間秩序ある生活をするために、各避難所において自治会・自主 防災組織等が中心となり、「避難所運営委員会」を組織し、避難所を管理 防災組織等が中心となり、「避難所運営委員会」を組織し、避難所を管理 直しによる 修正 運営するものとする。そのため、市が作成した避難所開設・運営マニュ 運営するものとする。そのため、市が作成した避難所運営マニュアル (標 アルを基に、地域において避難所運営訓練等を行い、避難所ごとの運営 **準案**) を基に、地域において避難所運営訓練等に基づき、避難所ごとの マニュアルの作成に努め、市はその支援を行うものとする。 運営マニュアルを作成しておくものとする。 避難所の運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、市 避難所の運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、市 職員、学校・指定管理者・施設管理者及びボランティアは、できる限りそ 職員、学校・指定管理者・施設管理者及びボランティアは、できる限りそ の支援にあたるものとする。 の支援にあたるものとする。 《避難所運営委員会の組織例》 《避難所運営委員会の組織例》 学校・指定管理者・施設職員 学校・指定管理者・施設職員 避難所運営委員会 避難者、自治会、 避難所運営委員会 避難者、自治会、 市災害対策本部 (避難班) 市災害対策本部 (避難班) 会長、副会長 自主防災組織 委員長、副委員長 自主防災組織 災害ボランティアセンター 災害ボランティアセンター 学校・指定管理者・施設職員、 ☆学校·指定管理者·施設職員、 市職員、ボランティア等は、 市職員、ボランティア等は、 運営班 (総務班、情報班、施設管理班、食料・ 作業班(総務班、情報広報班、救護班、清掃班、 避難所利用者 共同生活班 住民の活動をサポートする 住民の活動をサポートする 物資班、保健衛生班、要配慮者支援班、支援涉 物資配分班、給食上下水道班、名簿総括班) で作る組 外班) 震-3-55 避難所運営 (3) 避難所運営委員会の役割 (3) 避難所運営委員会の役割 方法の見直 避難所運営委員会は、避難所ごとに会長、副会長を中心に避難所利用 避難所運営委員会は、避難所ごとに委員長、副委員長をもとに共同生 しによる修 者で作る組及び運営班を組織し、毎日時間を定めて1回以上避難所担当 活班及び作業班で組織し、毎日時間を定めて1回以上避難所担当の市職 īF の市職員、ボランティア等の関係者を加えたミーティングを行い諸問題 員、ボランティア等の関係者を加えたミーティングを行い諸問題に対応 する。男性女性双方の視点の違いを活かすために、役員をはじめとする に対応する。男性女性双方の視点の違いを活かすために、役員をはじめ とするミーティングの参加者に男性女性両方が参画するものとする。 ミーティングの参加者に男性女性両方が参画するものとする。 避難所利用者で作る組及び各運営班の役割は以下のとおりとするが、 各班の役割は以下のとおりとするが、避難所毎に臨機に対応していく 避難所毎に臨機に対応していくものとする。また、各運営班の構成につ ものとする。また、各作業班の構成については、男性女性両方が参画す いては、男性女性両方が参画するものとする。 るものとする。 共同生活班は避難所内の小グループごとの代表者に 避難所利用者 避難所利用者の取りまとめを行うため、自治会等の 共同生活班 協力を得て 6~10 世帯程度を一つの組として組分け よって班を構成する。いわば臨時の大家族の家長を担 で作る組 し、組ごとに組長(代表者)を決める。 う人達が集まって作る班である。グループの単位の規

ページ	修正理由	修正案			現行		
	修正理由	一	①組内の意見を取りまとめて委員会に報告する。 ②避難所運営委員会や各運営班での決定事項を組内全員に伝える。 ③委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除など、避難所の運営を、各組ごとに当番制で行う。 ④組ごとに配給される食料や物資を組内全員に配布する。 ⑤組内に支援が必要な人(高齢者や障がい者など)がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行う。 ⑥掃除や環境の整備は、組長を中心に組内で協力して支援を行う。 ⑥掃除や環境の整備は、組長を中心に組内で協力して方う。 ①総合受付(入退所など各種手続き、苦情相談対応)、避難所記録簿の作成、名簿管理、利用者の把握、安否確認等を行う。 ②避難所運営委員会の庶務、事務局を担当する。 ① デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化をする。 ② 避難者等から避難所生活に必要な生活関連情報や要望等を収集し、避難所運営委員会に報告する。 ③ 避難所内の掲示板(各種情報を掲示するもの)を管理し、各種情報を避難者に伝達する。 ③ 避難所のレイアウトを作成し、使用する部屋や立入禁止場所の指定・表示、災害用トイレの設置などを行う。 ② 施設や設備の点検、故障対応を行う。 ③ 夜間の見回りや当直当番体制の編成、照明の確保などの防犯対策、防火対策を行う。 ④ 飲酒や喫煙などのルールを定め、徹底させる。 ① 備蓄食糧や救援物資、生活必需品等を本部から受け入れ、配布する。	総務班 (総務対策) 情報広報班 (情報広報対 策) 数護班 (要配慮者の保 護)	模は避難所毎に適宜決めるが、目安としては1教室分程度とする。 ① 給食・生活物資等の受け取り、分配を行う。 ② 避難所内でのトラブルを予防し、必要に応じ相談の上、運営ルールを作成する。 ③ 共同生活を送るための決められたルールの徹底を図る。 ① 備蓄倉庫内の資機材の取扱い及び管理を行う。 ② 避難所のレイアウトを施設管理者と相談し、設定する。 ③ 必要があれば、保安要員を確保し、避難所内のパトロールを行う。 ④ ボランティアとの連絡調整を行い、必要に応じボランティアの要請も行う。 ⑤ 避難所理営委員会の庶務及び事務局を担当する。 ⑥ 避難所運営委員会の庶務及び事務局を担当する。 ② 避難所担当の市職員並びに施設職員との連絡調整を行い、避難所生活に必要となる生活関連情報、生活支援情報、各種相談窓口の情報、要望等を収集し伝達する。 ③ 避難所内の掲示板(各種情報を掲示するもの)を管理し、各種情報を伝達する。 ③ 避難所内の掲示板(各種情報を掲示するもの)を管理し、各種情報を伝達する。 ② 名簿総括班と連携し、傷病者を把握する。 ② 名簿総括班と連携し、傷病者を把握する。 ③ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導、搬送の手配をする。 ④ 医療拠点となった避難所では、医師の指導のもと傷病者の救護等を行う。 ① 仮設トイレを設置する。 ② 避難所からのごみの出し方 (分別) のルールを徹底		
			②総務班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物 資の数量を把握する。 ③ 高齢者、障がい者等の要配慮者への対応を優先し、 不満や混乱が生じないよう分配する。 ④ 非常用井戸等により被災者へ給水を行う。	物資分配班	させる。         ③ 市によるごみ収集が始動するまでの間、施設内においてごみを処理(保管)する。         ④ 避難所の清掃を中心となって行う。         ① 備蓄食糧や救援物資、生活必需品等を本部から受け		

ページ	修正理由	修正案	現行			
		保健・衛生班       ① トイレの衛生管理のルールを徹底させ、組ごとに毎日交代で清掃を行う。         ② 避難所からのごみの出し方(分別)のルールを徹底させる。       ③ 健康管理のため一定時間での水分摂取、感染症予防やエコノミークラス症候群への注意などを呼びかける。         ④ けが人の応急手当や体調不良者への対応を行う。       ⑤ 総務班・施設管理班と連携し、避難所での家庭動物の飼育のルールや衛生管理を決定し、飼い主が責任をもって飼育するよう徹底する。         要配慮者支援班       ① 総務班と連携して要配慮者を把握し、保健・衛生班や保健師等の協力を得て巡回を行うなど要配慮者のニーズを聞き取り、支援を行う。         ② 本人や家族の意向を確認し、福祉避難所等に移動できるよう連絡・調整を行う。       ② 本人や家族の意向を確認し、福祉避難所等に移動できるよう連絡・調整を行う。         支援渉外班       ① 各運営班の意見を聞き、ボランティアの受け入れについて検討し、ボランティアを必要な部署に配置する。         ② 活動内容に応じて、避難所利用者から運営協力者を喜る。	(食料・生活用 品等の調達・ 配布)         入れ、配布する。 ② 名簿総括班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。 ③ 高齢者、障がい者等の要配慮者への対応を優先し、不満や混乱が生じないよう分配する。           給食・上下水道 班 (給食・給水対策)         ① 給食施設がある避難所では、給食機材の有効利用を図る。 ② 給水時に混乱が起こらないように対策を講じる。 ③ 名簿総括班、物資配分班と連携し、炊き出しに必要な材料、燃料等、市職員を通じて本部に要請し、確保する。           名簿総括班 (避難者名簿の管理)         ① 食料、物資配給の基礎データとなる名簿を一元管理し、入退所を把握する。           管理)         ② 要配慮者、帰宅困難者等の名簿を別途作成・管理し、市本部へ報告する。           ③ 作業各班に情報を提供し、各班の活動がスムーズに行えるよう連携を密にする。			
震-3-56	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	7. 避難所の共存・閉鎖 (略) (2) 避難所の閉鎖 <u>避難指示等</u> の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、 開設していた避難所を順次閉鎖していくものとする。	7. 避難所の共存・閉鎖 (略) (2) 避難所の閉鎖 <u>避難勧告・指示</u> の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に 伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していくものとする。			
震-3-59	詳細に記載 するため一 文を追加	第14 節 食料・生活必需品対策  1. 食料品等の調達・供給 (略) ウ 調達体制 備蓄物資のほか協定業者及び市内の取扱業者に協力を依頼し、次のとおり 調達する。 (ア) 協定業者及び市内取扱業者から食料品を購入する。 (イ) 市の調達食料に不足が予想されるときや調達不可能な時は、本部長が 県知事に支援を要請する。 (ウ) 要配慮者用の特殊栄養食品については、必要に応じて県と連携し、日	第 14 節 食料・生活必需品対策 7. 食料品等の調達・供給 (略) ウ 調達体制 備蓄物資のほか協定業者及び市内の取扱業者に協力を依頼し、次のとおり 調達する。 (ア) 協定業者及び市内取扱業者から食料品を購入する。 (イ) 市の調達食料に不足が予想されるときや調達不可能な時は、本部長が 県知事に支援を要請する。 (ウ) 要配慮者用の特殊栄養食品については、必要に応じて県と連携し、日			

ページ 修正理由 修正案 現行 本栄養士会 (IDA-DAT) に支援を要請する。 本栄養士会 (IDA-DAT) に支援を要請する。 【資料編(巻末)】白井市災害協定集 【資料編(巻末)】白井市災害協定集 エ 政府所有米穀の調達 (新設) 政府所有米穀を調達する場合は、市長から知事に要請し、知事は、農林水 産省農産局長(以下「農産局長」という。) に対し、政府所有米穀の緊急の 引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・ 販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省 総合食料局長通知)の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結し たうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から 当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要が ある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結す るいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、 受託事業体から引渡しを受けることができる。 なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府 から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事 業者等の精米機により精米し、供給する。 才 供給体制 工 供給体制 被災住民に食料を供給するときは、避難所等の供給先には責任者を定め 被災住民に食料を供給するときは、避難所等の供給先には責任者を定め て受入の確認を行うと共に、要配慮者を優先するなど一定の運用ルールを て受入の確認を行うと共に、要配慮者を優先するなど一定の運用ルールを 設け受給の適正化を図り公平に配分する。特に、要配慮者用の特殊栄養食品 設け受給の適正化を図り公平に配分する。特に、要配慮者用の特殊栄養食品 等の食料は、必要な物資を速やかに届けることができるよう、一般食料と保 等の食料は、必要な物資を速やかに届けることができるよう、一般食料と保 管場所を分け、特殊栄養食品ステーションを設置し保管する。食料の仕分け 管場所を分け、特殊栄養食品ステーションを設置し保管する。食料の仕分け や在庫管理、供給などについては、必要に応じて日本栄養士会 (JDA-DAT) や在庫管理、供給などについては、必要に応じて日本栄養士会(JDA-DAT) に依頼する。 に依頼する。 カ 炊き出し オ 炊き出し 炊き出しを実施する場合は、次により行う。 炊き出しを実施する場合は、次により行う。 (7) 炊き出しは原則として避難所・避難場所又は、給食センターで行う。 (7) 炊き出しは原則として避難所・避難場所又は、給食センターで行う。 (4) 炊き出し要員は、給食センターについては災害協定により市が運営会 (4) 炊き出し要員は、給食センターについては災害協定により市が運営会 社に要請し、避難所・避難場所については避難所運営委員会が自治会、自 社に要請し、避難所・避難場所については避難所運営委員会が自治会、 主防災組織、日赤奉仕団、ボランティアの協力を得て行う。その他自衛隊 自主防災組織、日赤奉仕団、ボランティアの協力を得て行う。その他自 の災害派遣部隊に炊き出しを要請する場合は、市が炊き出しを行う避難 衛隊の災害派遣部隊に炊き出しを要請する場合は、市が炊き出しを行う 所・避難場所を選定する。 避難所・避難場所を選定する。 (ウ) 炊き出しのための食材、資機材等は「ウ 調達体制」に準じて市が調達 (ウ) 炊き出しのための食材、資機材等は「ウ 調達体制」に準じて市が調達 する。 する。なお、政府所有米穀を調達する場合は市長から知事に要請し、農林 水産省(政策統括官)の指示に基づき、保管された事業所において米穀の

引き渡しを受ける。なお、状況に応じて市長から農林水産省に直接連絡し

た場合は、事後その旨を知事に報告する。

ページ	修正理由	修正案			現行			
		14.						
震-3-62	千葉県地域 防災計画の		15 節 保健衛生活動		第 15 節 保健衛生活動			
	修正に伴う	≪計画の体系・担当≫ 対策項目	担当部署および関係部・機関	٦١٢	≪計画の体系・担当≫ <u></u> 対策項目	担当部署および関係部・機関		
	語句の修正	1. 保健衛生対策	担当部者わよい関係部・機関 (略)	$\dashv \Vdash$		担当部者ねよび関係部・機関 (略)		
		2. 栄養・食生活支援	(略)	$\exists  \Vdash$	2. 栄養・食生活支援	(昭)		
		3. 防疫対策	(略)	<b>∃</b>   ⊦	3. 防疫対策	(略)		
		4. 飲料水の安全確保	(略)	111	4. 飲料水の安全確保	(略)		
		5. 家庭動物対策	環境班	711	5. ペット対策	環境班		
		(略)			(略)	,		
				╛╽╽				
		(略)			(略)			
		5. <u>家庭動物</u> 対策			5. <u>ペット</u> 対策			
			と期化し、避難生活に支障となる <mark>家庭動物</mark> 問題だ		避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となる <mark>ペット</mark> 問題が生			
			を護センター及び(公社)千葉県獣医師会等と取り		じた場合は、県動物愛護センター及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するように関係機関と協議し、必要に応じて避難者に周知する。			
			関係団体が <mark>家庭動物</mark> の救護所等を設置する場合					
		は、公共用地を提供する に周知する。	5ように関係機関と協議し、必要に応じて避難す	自				
			、市が行う動物の救護対策と(公社)千葉県獣闘	妄		、市が行う動物の救護対策と(公社)千葉県獣医		
			物教護活動について相互協力をする。	_		物物変に動について相互協力をする。		
震-3-67	語句の修正	第 1	7 節 廃棄物処理対策		第1	7 節 廃棄物処理対策		
		≪計画の体系・担当≫		_   <	≪計画の体系・担当≫			
		対策項目	担当部署および関係部・機関	_	対策項目	担当部署および関係部・機関		
		1. 被害状況の調査・把	(略)		1. 被害状況の調査・把	(略)		
		握		411	握			
		2. 災害廃棄物の処理	(略)	$\exists \mid \mid$	2. 災害廃棄物の処理	(略)		
		3. し尿処理	(略) る災害廃棄物及びごみ、し尿を適正に処理し、	-HHF	3. し尿処理	(略) る災害廃棄物及びごみ、し尿を適正に処理し、		
			る灰書廃棄物及いこみ、し旅を適正に処理し、 舌の再開を図るため、必要な事項を定める。			る灰香廃棄物及びこみ、し床を適正に処理し、   活の再開を図るため、必要な事項を定める。		
		工佰垛児*/床主、正八工	古の竹用を囚るため、必安は事項を足める。	┙╽┖	生自來現 <b>少</b> 床主、 <u>即以</u> 生	伯の竹用を囚るため、必安は事項を足める。		
震-3-70	関係機関の	第 18	節 ライフライン対策		第 18	節 ライフライン対策		
	名称変更に	≪計画の体系・担当≫		_   <	≪計画の体系・担当≫			
	よる修正及	対策項目	担当部署および関係部・機関		対策項目	担当部署および関係部・機関		
	び語句の修	1. 上水道	(略)	4	1. 上水道	(略)		
	正	2. 下水道	(略)		2. 下水道	(略)		

ページ	修正理由	修正案		現行	
		により被災した場合におい 定める。 県及び市は、情報収集で	(略) <u>東京ガスネットワーク(株)</u> 、京葉ガス(株) (略) (略) 舌の再開に向けて重要なライフラインが、地震 する各部・機関が行う応急復旧対策等について  場た航空写真、地図情報等については、ライフ の早期把握のため、ライフライン事業者等の要 努める。	により被災した場合に 定める。 県及び市は、情報収集	(略)
震-3-71	千葉県地域 防災計画の 修正及び語 句の修正	の防止、電力の早期復日 (1) 活動体制 非常災害対策本部を千 設置する。 (2) 危険予防措置 電力需要の実態に鑑み が、警察、消防機関等が 険予防措置を講じる。 なお、建物倒壊により 発するおそれがある場合	・ド株式会社の防災業務計画に基づき、二次災害」、需要家への適切な広報等を実施する。 ・葉総支社に設置するとともに、支部を各支社に は、災害時においても原則として供給を継続する いら要請があった場合には、送電停止等適切な危 運転することがかえって危険であり、事故を誘 で、又は運転不能の予想される場合は、運転を停 にするとともに、必要な措置を講じる。	の防止、電力の早期でである。 (1) 活動体制 非常災害対策本部で設置する。 (2) 危険予防措置 浸水、建物倒壊に、発するおそれがあるな	リッド株式会社の防災業務計画に基づき、二次災害 復旧、需要家への適切な広報等を実施する。 を千葉総支社に設置するとともに、支部を各支社に より運転することがかえって危険であり、事故を誘 場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停 連絡するとともに、必要な措置を講じる。
		4. ガス施設 ガス供給会社の防災業務 旧、需要家への適切な広報 ● 東京ガスネットワーク株 (1) 防災体制(非常体制)		4. ガス施設 ガス供給会社の防災業 旧、需要家への適切な反 ● <u>東京ガス株式会社</u> (1) 防災体制(非常体制	
震-3-72	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	<ul><li>5. 通信施設 通信関連会社の防災業務</li><li>●東日本電信電話株式会社 (略)</li><li>(2) <u>災害時</u>の応急措置</li></ul>	計画の抜粋を以下に示す。 :	<ul><li>5.通信施設</li><li>通信関連会社の防災業</li><li>東日本電信電話株式:</li><li>(略)</li><li>(2) 発災時の応急措置</li></ul>	意務計画の抜粋を以下に示す。 会社

【卢井丰坳	域防災計画	震災編】
【日开田地	现17万 火 計画	房 火 桶 】

## 新旧対照表

ページ	修正理由	修正案	現行
		<ul> <li>(略)</li> <li>●株式会社NTTドコモ</li> <li>(略)</li> <li>(2) <u>災害時</u>の応急措置</li> <li>(略)</li> <li>●KDDI株式会社 災害時には局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため 移動電源車の出動準備をする。また、通信に輻輳が発生した場合は輻輳 制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般を対象に災害用伝言 板サービスによる安否情報の伝達に協力する。</li> <li>●ソフトバンク株式会社 <u>災害時</u>には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧 に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場 合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般を対 象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。</li> </ul>	(略)  ●株式会社NTTドコモ (略)  (2) 発災時の応急措置 (略)  ● KDD I 株式会社  災害時には局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため 移動電源車の出動準備をする。また、通信に輻輳が発生した場合は輻輳 制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般を対象に災害用伝言 板サービス及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力 する。  ● ソフトバンク株式会社 <u>災害発生時</u> には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期 復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般 を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の 伝達に努める。
震-3-76	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	第19節 公共土木施設対策  3. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設応急対策 (略) (2) 急傾斜地崩壊防止施設 ア 危険区域に位置する人家集落への通報 災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び 各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡 があった場合は、下方人家集落への通報及び避難指示等の手段により 安全の確保に努める。	第19節 公共土木施設対策  3. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設応急対策 (略) (2) 急傾斜地崩壊防止施設 ア 危険区域に位置する人家集落への通報 災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び 各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡 があった場合は、下方人家集落への通報及び避難勧告等 の手段により 安全の確保に努める。
震-3-77	千葉県地域 防災計画の 修正による	第 20 節 建築物・応急住宅対策  2. 一般建築物・応急住宅 (略) (2) 応急住宅の供与 既存住宅災害救助法が適用された場合、住戸が全壊、全焼又は流失し自己の資力では住戸の確保ができない被災者を収容するために、県及び市は応急仮設住宅を供与する。	第 20 節 建築物・応急住宅対策  2. 一般建築物・応急住宅 (略) (2) 応急住宅の供与 既存住宅災害救助法が適用された場合、住戸が全壊、全焼又は流失し自己の資力では住戸の確保ができない被災者を収容するために、県及び市は応急仮設住宅を供与する。

【卢井丰坳	域防災計画	震災編】
【日开田地	现17万 火 計画	房 火 桶 】

## 新 旧 対 照 表

ページ	修正理由	修正案	現行
		ア 賃貸型応急住宅 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況、民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案し、関係団体と協力して民間賃貸住宅を借り上げて被災者に提供する。	ア       建設型応急住宅         市が敷地を選定し、知事が災害救助法の運用指針に基づいて応急仮設住宅建設を実施する。         イ       借上型応急住宅被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案し、関係団体と協力して民間賃貸住宅を借り上げて被災者に提供する。
震-3-80	語句の修正	第 21 節 文教対策	第 21 節 文教対策
		1. 応急教育等 (1) 事前準備 校長等は、学校の立地条件などを考慮したうえ、学校安全計画、危険 等発生時対処要領を作成し、周知する。 学校等は、保護者との間で <mark>災害時</mark> における児童生徒等の保護者への連絡方法、引渡しに関するルールをあらかじめ定める。 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、 <mark>災害時</mark> における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。 (略) 2. 社会教育及び社会体育施設 (略) (2) 閉館時 震災の状況に応じ、定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。 ※ 開館・閉館時ともに住民等の避難所等としての利用に協力する。	1. 応急教育等 (1) 事前準備 校長等は、学校の立地条件などを考慮したうえ、学校安全計画、危険 等発生時対処要領を作成し、周知する。 学校等は、保護者との間で <u>災害発生時</u> における児童生徒等の保護者への連絡方法、引渡しに関するルールをあらかじめ定める。 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、 <u>災害発生時</u> における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。 (略) 2. 社会教育及び社会体育施設 (略) (2) 閉館時 震災の状況に応じ、定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。 ※ 開館・閉館時ともに <u>一般市民</u> の避難所等としての利用に協力する。
震-3-83	千葉県地域 防災計画の	第 22 節 ボランティアの活動対策	第 22 節 ボランティアの活動対策
	修正による	1. ボランティアの受入体制の確保	1. ボランティアの受入体制の確保
		白井市社会福祉協議会は、市の要請により災害ボランティアセンター (候補施設:保健福祉センター)を設置、運営し、被災現地における体制 を整備し、ボランティアの需給状況等ボランティアニーズの把握を行い、 一般分野での活動を希望する個人及び団体の受付、登録を実施する。 専門分野での活動を希望する個人及び団体については、千葉県災害ボ	白井市社会福祉協議会は、市の要請により災害ボランティアセンター (候補施設:保健福祉センター)を設置、運営し、被災現地における体制 を整備し、ボランティアの需給状況等ボランティアニーズの把握を行い、 一般分野での活動を希望する個人及び団体の受付、登録を実施する。 専門分野での活動を希望する個人及び団体については、千葉県災害ボ

ページ	修正理由	修正案	現行
		ランティアセンターにて、受付、登録を実施する。 なお、共助のボランティア活動と地方公共団体が実施する救助の調整 事務について、市が社会福祉協議会等に委託した災害ボランティアセン ターが行う場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国 庫負担の対象とすることができる。	ランティアセンターにて、受付、登録を実施する。
震-3-83	語句の修正	3. ボランティア活動の実施 (略) (2) 関係団体との連携 震災時には、社会福祉協議会は、「災害時における災害ボランティアセンター支援に関する協定」を取り交わした団体等と連携し、災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な人材や資材などを確保するよう努める。	3. ボランティア活動の実施 (略) (2) 関係団体との連携 震災時には、会福祉協議会は、「災害発生時における災害ボランティア センター支援に関する協定」を取り交わした団体等と連携し、災害ボラン ティアセンターの運営や活動に必要な人材や資材などを確保するよう努 める。
震-3-87	語句の修正	第24節 社会秩序の維持等に関する対策	第 24 節 社会秩序の維持等に関する対策
		<ul> <li>2. 物価の安定、物資の安定供給</li> <li>(略)</li> <li>(1) 市         ア 買占め売惜しみ、便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格、供給状況等について調査、監視をし、住民等に対し適宜必要な情報を提供する。</li> </ul>	<ul> <li>2. 物価の安定、物資の安定供給</li> <li>(略)</li> <li>(1) 市</li> <li>ア 買占め売惜しみ、便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格、供給状況等について調査、監視をし、市民に対し適宜必要な情報を提供する。</li> </ul>
震-4-1	千葉県地域	第4章 震災復旧計画	第4章 震災復旧計画
	防災計画の 修正による	第1節 民生安定化のための緊急措置計画	第1節 民生安定化のための緊急措置計画
		1. 被災者の生活確保 (略)	1. 被災者の生活確保 (略)
		(2) 制度の周知及び利用者への広報 <u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に</u> <u>努め、</u> 被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような 広報手段により周知を図るものとする。	(2) 制度の周知及び利用者への広報 被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報 手段により周知を図るものとする。
		ア 放送、報道機関との協力による放送、新聞広報等	ア 放送、報道機関との協力による放送、新聞広報等

ページ	修正理由	修正案	現行	
		イ ホームページ、SNS、しろいメール配信サービス、掲示板、広報車、広報誌、チラシ等(略) (9) 災害見舞金等の支給震災により被害を受けた住民に対し、更正意欲を促進し住民生活の安定に資することを目的として「白井市災害見舞金等支給規則」に基づき、災害見舞金及び災害弔慰金を支給する。(略)	イ ホームページ、SNS、しろいメール配信サービス、掲示板、広報 車、広報誌、チラシ等 (略) (9) 災害見舞金等の支給 震災により被害を受けた市民に対し、更正意欲を促進し市民生活の安 定に資することを目的として「白井市災害見舞金等支給規則」に基づき、 災害見舞金及び災害弔慰金を支給する。	
震-4-5	千葉県の指 摘による語 句の修正	6. 被災者生活再建支援金の支給 (略) (2) 対象世帯 上記の自然災害により ア 住宅が「全壊」又は「半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、やむなく解体」した世帯 イ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯 ウ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯(大規模又は中規模半壊世帯)	6. 被災者生活再建支援金の支給 (略) (2) 対象世帯 上記の自然災害により ア 住宅が「全壊」又は「半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、やむなく解体」した世帯 イ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯 ウ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)	
震-4-7	関係機関の 名称変更に よる修正	<ul> <li>第2節 生活関連施設等の復旧計画</li> <li>≪計画の体系・担当≫対策項目 担当部署および関係部・機関</li> <li>1. 上下水道施設 (略)</li> <li>2. 電気施設 (略)</li> <li>3. ガス施設 東京ガスネットワーク (株)、京葉ガス (株)</li> <li>4. 通信施設 (略)</li> <li>5. 公共土木施設 (略)</li> <li>(略)</li> </ul>	<ul> <li>第2節 生活関連施設等の復旧計画</li> <li>≪計画の体系・担当≫対策項目 担当部署および関係部・機関</li> <li>1. 上下水道施設 (略)</li> <li>2. 電気施設 (略)</li> <li>3. ガス施設 東京ガス (株)</li> <li>4. 通信施設 (略)</li> <li>5. 公共土木施設 (略)</li> <li>(略)</li> </ul>	
震-4-12	語句の修正	<b>第4節 災害復興</b> 《計画の体系・担当》	<b>第4節 災害復興</b> ≪計画の体系・担当≫	

【白井市地域防災計画	震災編
	TOT VY NIII I

## 新 旧 対 照 表

ページ	修正理由	修正案				現行
		域の復興が不可欠となる。 課題を解決し、被災を契機 とが望ましい。そのために 他関係機関が積極的に復興	担当部署および関係部・機関  企画政策課、各課  企画政策課、各課  企画政策課、各課  業活動等の健全な回復には、迅速な被災地また、復興によって被災前の地域の抱えるに地域の構造をよりよいものに改変するこは、再建の途上にある住民や企業者、その関事業に参画できる条件や環境の整備を速形成を十分に行うことが重要である。	<del> </del>	域の復興が不可欠となる。 課題を解決し、被災を契機 とが望ましい。そのために 他関係機関が積極的に復り	担当部署および関係部・機関  企画政策課、各課  企画政策課、各課  企画政策課、各課  業活動等の健全な回復には、迅速な被災地また、復興によって被災前の地域の抱える。 に地域の構造をよりよいものに改変するこは、再建の途上にある住民や企業者、その興事業に参画できる条件や環境の整備を速ま形成を十分に行うことが重要である。
震-4-12	語句の修正		(都市)の機能、文化・産業の再建を計る災害 、計画的に実施するための組織として、白井 。		<del></del>	(都市)の機能、文化・産業の再建を計る災害 、計画的に実施するための組織として、白井 。

ページ	修正理由	修正案	現行							
風-2-1	ハザードマ ップ更新に 伴う名称の 修正	第3節 風水害等編 第1節 災害に強いまちづくり 2. 風水害等災害の予防 近年、全国各地で集中豪雨(ゲリラ豪雨)や台風による浸水被害、土 砂災害が多発していることから、市内においても繰り返し浸水している	第3節 風水害等編 第1節 災害に強いまちづくり 2. 風水害等災害の予防 近年、全国各地で集中豪雨(ゲリラ豪雨)や台風による浸水被害、土 砂災害が多発していることから、市内においても繰り返し浸水している							
		地区や水害危険箇所の事前把握に努め、「ハザードマップ」等を活用し、 住民への防災意識の高揚を図るとともに、国、県への働きかけを積極的 に推進する。 (略)	地区や水害危険箇所の事前把握に努め、「総合防災ハザードマップ」等を活用し、住民への防災意識の高揚を図るとともに、国、県への働きかけを積極的に推進する。 (略)							
風-2-3	千葉県地域 防災計画の	第2節 市の災害活動体制の整備	第2節 市の災害活動体制の整備							
	修正に伴う	≪計画の体系・担当≫ 対策項目 担当部署および関係部・機関	《計画の体系・担当》 対策項目 担当部署および関係部・機関							
	語句の修正	正 1. 事前の体制づくりと (略)	1. 事前の体制づくりと (略)							
			2. 職員初動マニュアル   (略)	2. 職員初動マニュアル   (略)						
		3. 各課配備体制の更新 と報告 (略)	3. 各課配備体制の更新 と報告 (略)							
		4. 広域防災体制の連携 (略) 強化	4. 広域防災体制の連携 (略) 強化							
									5. 防災活動拠点の自立 (略) 性構築	5. 防災活動拠点の自立 (略) 性構築
		6.業務継続体制の確保 (略) 初動時における市職員の参集、災害対策本部の設置等、 <u>災害時</u> に災害応急対策を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備に関する必要な事項を定める。また、一つの市町村の対応力を上回る大規模災害に対し、周辺市町村が相互に協力し、迅速かつ的確な災害活動が実施されるよう、相互応援	6.業務継続体制の確保 (略) 初動時における市職員の参集、災害対策本部の設置等、発災時に災害応急対策を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備に関する必要な事項を定める。また、一つの市町村の対応力を上回る大規模災害に対し、周辺市町村が相互に協力し、迅速かつ的確な災害活動が実施されるよう、相互応援体制に基づき平常時に共同で実施する事業等について定める。							

ページ	修正理由	修正案	現行	
風-2-9	語句の修正	<ul> <li>第7節 土砂災害の予防</li> <li>≪計画の体系・担当≫</li> <li>対策項目</li> <li>担当部署および関係部・機関</li> <li>1. 土砂災害警戒区域等</li> <li>(略)</li> <li>2. 急傾斜地崩壊危険区域等</li> <li>3. 防災知識の普及、啓発(略)</li> <li>台風や集中豪雨などによる土砂災害から住民等の生命、身体、財産を守るため、土砂災害の発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。</li> </ul>	<ul> <li>第7節 土砂災害の予防</li> <li>≪計画の体系・担当≫</li> <li>対策項目 担当部署および関係部・機関</li> <li>1. 土砂災害警戒区域等 (略)</li> <li>2. 急傾斜地崩壊危険区 域等</li> <li>3. 防災知識の普及、啓発 (略)</li> <li>台風や集中豪雨などによる土砂災害から市民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害の発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。</li> </ul>	
風-2-9	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	1. 土砂災害警戒区域等 (略) (3) 警戒避難体制の整備 土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等警戒避難体制に関する事項、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する情報等の伝達方法を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する場合は、当該施設に対し土砂災害に関する情報、予警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。 土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域に準じた警戒避難体制の整備に努める。 (略)	1. 土砂災害警戒区域等 (略) (3) 警戒避難体制の整備 土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等警戒 避難体制に関する事項、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する情報 等の伝達方法を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等 必要な措置を講じる。 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する場合は、当該施設に 対し土砂災害に関する情報、予警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定め るとともに、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の 実施を促進する。 土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、 指定区域に準じた警戒避難体制の整備に努める。 (略)	
風-2-11	語句の修正	第8節 風害の予防  1. 竜巻等に関する知識の普及 市及び県は、台風・竜巻等による被害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して普及啓発を図る。 (略)  3. 施設等の風害防止対策 (略) (2) 看板類の風害対策	第8節 風害の予防  1. 竜巻等に関する知識の普及 市及び県は、台風・竜巻等による被害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して普及啓発を図る。 (略)  3. 施設等の風害防止対策 (略) (2) 看板類の風害対策	

ページ	修正理由	修正案	現行
		市は強風により飛来ないし落下の恐れのある看板類等については、日頃より管理者に点検を呼びかける他、 <u>住民等</u> からの危険情報を入手する方法について検討する。	市は強風により飛来ないし落下の恐れのある看板類等については、日頃より管理者に点検を呼びかける他、市民からの危険情報を入手する方法について検討する。
風-2-13	千葉県地域 防災計画の	第9節 雪害の予防	第9節 雪害の予防
	修正による	1. 道路雪害防止対策 (1) 除雪区分及び除雪路線 ア 国土交通省・県 国道16号については国土交通省、国道464号・主要地方道・県道については県が除雪を行う。 イ 市道 市道については、主要な市道から優先して除雪を行う。 ウ 歩道部及び歩道橋 歩道は、駅前を優先とし除雪に努める。また歩道橋についても、優先的に除雪に努める。 (2) 除雪作業 市は、協力土木業者等の関係業者の協力を得て除雪を実施するための連絡体制を整備しておくものとする。 また、融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、関係機関と連携し、通行規制や、砂・凍結防止剤散布等の処置に努める。 (3) 防災知識の普及 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大	1. 道路雪害防止対策 (1) 除雪区分及び除雪路線 ア 国土交通省・県 国道16号については国土交通省、国道464号・主要地方道・県道については県が除雪を行う。 イ 市道 市道については、主要な市道から優先して除雪を行う。 ウ 歩道部及び歩道橋 歩道は、駅前を優先とし除雪に努める。また歩道橋についても、優先的に除雪に努める。 (2) 除雪作業 市は、協力土木業者等の関係業者の協力を得て除雪を実施するための連絡体制を整備しておくものとする。 また、融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、関係機関と連携し、通行規制や、砂・凍結防止剤散布等の処置に努める。 (新設)
風-2-14	千葉県地域	雪が予想されるとき、人命を最優先とするためには、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に避けるための計画的・予防的な通行規制が必要であること、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、住民等への周知に努める。  第10節 要配慮者の安全確保	第 10 節 要配慮者の安全確保
	防災計画の	≪計画の体系・担当≫	≪計画の体系・担当≫
	修正に伴う語句の修正	対策項目 担当部署および関係部・機関  1. 避難行動要支援者 (略)  2. 社会福祉施設等 (略)  3. 外国人等 (略)  高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援体制	対策項目 担当部署および関係部・機関  1. 避難行動要支援者 (略)  2. 社会福祉施設等 (略)  3. 外国人等 (略) 高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、 <u>災害発生時</u> の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援

ページ	修正理由		修正案	現行			
			行動要支援者避難支援プラン」、「災害時に動要支援者の避難支援の手引き」(県)等に		下避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害 避難行動要支援者の避難支援の手引き」(県) る。		
風-2-16	千葉県地域	第 12 節	避難収容体制の整備	第 12 領	が避難収容体制の整備		
	防災計画の	≪計画の体系・担当≫		≪計画の体系・担当≫			
	修正に伴う	対策項目	担当部署および関係部・機関	対策項目	担当部署および関係部・機関		
	語句の修正	1. 避難体制の整備	(略)	1. 避難体制の整備	(略)		
		2. 指定緊急避難場所・ 指定避難所の指定	(略)	2. 指定緊急避難場所・ 指定避難所の指定	(略)		
		3. 指定避難所等の整備	(略)	3. 家庭動物対策	(略)		
		4. <u>家庭動物</u> 対策	(略)	4. <u>ペット</u> 対策	(略)		
		5. 避難所の開設・運営	(略)	5. 避難所の開設・運営	(略)		
		6. 応急仮設住宅の用地 確保	(略)	6. 応急仮設住宅の用地 確保	(略)		
		(略)		(略)			
		(略)		(略)			
		4. <u>家庭動物</u> 対策		4. <u>ペット</u> 対策			
		震災編・第2章・第8節 (略)	「4. <u>家庭動物</u> 対策」に準ずる。	震災編・第2章・第8節 (略)	「4. <u>ペット</u> 対策」に準ずる。		
風-2-19	千葉県地域	第15節 防	災意識の向上と知識の普及	第15節 防	が災意識の向上と知識の普及		
	防災計画の						
	修正に伴う	6. 応急手当方法の指導・普	<b>等及</b>	6. 応急手当方法の指導・	普及		
	語句の修正	震災編・第2章・第11節	「6.応急手当方法の指導・普及」に準じ、「地	震災編・第2章・第11節「6	6. 応急手当方法の指導・普及」に準じ、「地震		
			<mark>『時</mark> には」に読み替えるものとする。(震-2-32		<mark>発生時</mark> には」に読み替えるものとする。(震-2-		
		参照)		32参照)			
風-2-20	千葉県地域		5節 防災訓練の実施	第 1	6節 防災訓練の実施		
,,	防災計画の	≪計画の体系・担当≫	THE PERSON WITH A SAME	≪計画の体系・担当≫	THE PERSON WITH A SAME		
	修正に伴う	対策項目	担当部署および関係部・機関	対策項目	担当部署および関係部・機関		
	語句の修正	1. 防災訓練の種別	(略)	1. 防災訓練の種別	(略)		
		2. 訓練の実施と事後評価	(略)	2. 訓練の実施と事後評価	(既各)		
	1	100		[ ] 1四			

ページ	修正理由	修正案	現行
		市及び関係機関は、 <u>災害時</u> における行動の確認、関係機関及び住民、 事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施す るとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見 直し等を図るものとする。	市及び関係機関は、 <u>災害発生時</u> における行動の確認、関係機関及び住民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。
風-2-21	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	第17節 住民の防災対策  ≪計画の体系・担当≫ 対策項目 担当部署および関係部・機関  1. 日常の役割 (略) 2. 風水害時の心構え (略) 住民は「自分の身は自分で守る意識」と「自分達の地域は自分達で守る意識」に立ち、日頃から防災知識を身に付け、災害時には適切な行動をとり身の安全を確保するとともに、地域における防災活動を積極的に行い被害の軽減に努める。 (略) 2. 風水害時の心構え (略) (2) 災害時の行動ア 家族の安否確認イ 子供などは、はぐれないようにお互いの体をロープで結ぶウ 隣近所への声かけと安全の確認エ 地域住民が力を合わせた救出活動の実施、けが人の応急手当てや救護所への搬送	第17節 住民の防災対策 《計画の体系・担当》  対策項目 担当部署および関係部・機関  1. 日常の役割 (略)  2. 風水害時の心構え (略) 住民は「自分の身は自分で守る意識」と「自分達の地域は自分達で守る意識」に立ち、日頃から防災知識を身に付け、災害発生時には適切な行動をとり身の安全を確保するとともに、地域における防災活動を積極的に行い被害の軽減に努める。 (略)  2. 風水害時の心構え (略)  (2) 災害発生時の行動 ア 家族の安否確認 イ 子供などは、はぐれないようにお互いの体をロープで結ぶウ 隣近所への声かけと安全の確認 エ 地域住民が力を合わせた救出活動の実施、けが人の応急手当てや救護所への搬送
風-2-22	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	第 18 節 自主防災活動の推進 《計画の体系・担当》  対策項目 担当部署および関係部・機関  1. 地域住民 (略)  2. 事業所等 (略)  災害時においては、防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な活動がきわめて重要である。このため、自主防災組織及び事業所等における自衛消防組織の整備育成について必要な事項を定める。	第 18 節 自主防災活動の推進 《計画の体系・担当》  対策項目 担当部署および関係部・機関  1. 地域住民 (略)  2. 事業所等 (略)  災害発生時においては、防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な活動がきわめて重要である。このため、自主防災組織及び事業所等における自衛消防組織の整備育成について必要な事項を定める。

ページ 修正理由 修正案 現行 第3章 風水害等応急対策計画 風水害等応急対策計画 第3章 風-3-1 の 避難指示等 前 発令の時期 の修正 (参考1) 白井市役所の風水害時の配備基準 (参考1) 白井市役所の風水害時の配備基準 配備基準 予め各課 配備基準 予め各課 本部及び 本部及び 配備 配備 ※以下に示す状況 で定めた 活動内容等 ※以下に示す状況 で定めた 活動内容等 種別 組織 組織 種別 等で市長が判断 配備要員 等で市長が判断 配備要員 ○市域に次の気象 防災対策 防災対策 1) 情報収集· ○市域に次の気象 防災対策 防災対策 1) 情報収集· 警報の1以上 **検討会議** | 検討会議 連絡活動が 警報の1以上 **檢討会議** | 檢討会議 連絡活動が 構成15課 円滑にでき が発表され、災 が発表され、災 (15課) (15課) 構成15課 円滑にでき • 危機管 の各課等 • 危機管 の各課等 害の発生が予 る体制 害の発生が予 る体制 想されるとき。 理課 長が指定 2) 防災対策検 想されるとき。 理課 長が指定 2) 防災対策検 ① 大雨警報 総務課 した必要 討会議の開 大雨警報 総務課 した必要 討会議の開 ② 洪水警報 • 公共施 な職員 ② 洪水警報 • 公共施 な職員 ③ 暴風警報 設マネジメ 3) 巡回·応急対 ③ 暴風警報 設マネジメ 3) 巡回·応急対 ④ 大雪警報 ント課 ④ 大雪警報 ント課 策活動等の 策活動等の ⑤ 暴風雪警報 産業振 体制進備 ⑤ 暴風雪警報 産業振 体制進備 ○深夜から明け方 興課 4) 避難所の開 ○深夜から明け方 興課 4) 避難準備・高 に上記の情報 市民活 設準備 · 開設 に上記の情報 市民活 齢者避難開 が発表される 動支援課 5) 高齢者等避 が発表される 動支援課 始の発令準 ことが予想さ 教育総 難の発令 ことが予想さ 教育総 注 注 れ、危機管理課 れ、危機管理課 務課 5) 避難所の開 意配 務課 意配 災害対策本部 長が必要と認 長が必要と認 設準備 生涯学 災害対策 生涯学 めたとき。 習課 めたとき。 習課 ○市域が台風の暴 ○市域に気象警報 社会福 社会福 が発表され、か 祉課 風域に入るこ 祉課 本部 つ、台風の暴風 障害福 とが見込まれ 障害福 域に入ること 祉課 るとき 祉課 設 設 が見込まれる • 高齢者 ○その他、災害の • 高齢者 置 置 とき (確率70% 福祉課 前 発生が予想さ 福祉課 以上) • 保育課 れ、危機管理課 • 保育課 ○その他、災害の 健康課 健康課 長が必要と認 発生が予想さ • 道路課 めたとき。 • 道路課 れ、危機管理課 • 都市計 • 都市計 長が必要と認 画課 画課 めたとき。 上下水 上下水 渞課 渞課 ○注意配備を強化 災害警戒 警戒本部 1) 災害警戒本 ○注意配備を強化 災害警戒 警戒本部 1) 災害警戒本 する必要があ 本部 (22 構成22課 部の設置 する必要があ 本部 (22 構成22課 部の設置 ると総務部長 2) 避難所の開 2) 避難所の開 課)  $\mathcal{O}$  1/3  $\sim$ 警戒 ると総務部長 ∅ 1/3  $\sim$ が認めたとき。 1/2程度 が認めたとき。 注意配備 1/2程度 注意配備 戒 設・増設 配 ○市域に土砂災害 必要に応 3) 避難指示の 配 ○市域に土砂災害 必要に応 3) 避難準備・高 に加え に加え 備 備 警戒情報、「特 秘書課 じて他職 警戒情報、「特 秘書課 じて他職 発令 齢者等避難 別警報に至る 別警報に至る 財政課 員は自宅 財政課 員は自宅 開始の発令 可能性への言 可能性への言 • 市民課 待機 市民課 待機

ページ	修正理由			修正案			現行					
	修正理由	災害	○本展と別 市域がされ 本展と測 市風と割 一条上別 一条上別 一次にがこれ、想とのとのとのとのとのとのとのとのというでは、要きの他が務認 のとその生が、要きの他が務として、要をのとのとのとのというである。 のとのとのというでは、要は、のというでは、要は、のというでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	・・策・地・務 環学課建課議局 環校 築 会 財政 宅 事 策置	全職員の4割程度	1) 応急対策活動ががらる。 制とする。 2) 避難所の増設 3) <u>緊急安全確</u> 保の発令	災害		集さ 報か風とる% 大報るさがた のさがた 適す害お場 報た を発き気を風るま率 明のさ予部認 災予部認 法にのすあ 別さ でがとに表台入込確 ら記表が総と、要きの生、要き事基程発れ 域発き にがとに表台入込確 ら記表が総と、他が総と、数準度生が に表 いまを、ない。 も、でいるのでは、できる いっぱいとのでする 別さ を表する。 ないのでは、できる いっぱいとのでする 別さ を表する。 本報が風とる。 と、できる いっぱいとのでする 別さ では、できる。 ないとのでする 別さ では、できる。 ないとのでする いっぱいと の道す害お場 報た	・・策・地・務 環学課建課議局 環校 築 会 <b>***</b> <b>***</b> <b>***</b> <b>***</b> <b>***</b> <b>**</b>	全職員の4割程度	1) 応急対策 急対策 所がいうる。 2) 避難 部 3) <u>避</u> 難 3) <u>避</u> 難 3) <u>避</u> 難
		本	第1配備 ○以下のいずれか合いでは、 に該対対、を のいまでは、 のいずれか とを ではな対め、 のにながめ、 のにながめ、 のにながめ、 のとき。 ・特に発生し、 をもし、、				災害対策本部設置後	第1配備	○以下の当時では、 ○以下の当時では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の			

ページ	修正理由	修正案	現行			
		そき	用基準に達する被害が発生し本部長が必要とき。			
		いと予想				

ページ	修正理由	修正案	現行			
		*市長は災害の態様等により配備内容を変更し又は配備を解くことができる。 *災害救助法適用の目安は全壊住家80世帯以上。半壊住家(換算)160世帯、 床上浸水(換算)240世帯	*市長は災害の態様等により配備内容を変更し又は配備を解くことができる。 *災害救助法適用の目安は全壊住家80世帯以上。半壊住家(換算)160世帯、床上浸水(換算)240世帯			
風-3-1 の	タイムライ	(参考2) 大型台風接近時のタイムライン	(参考2) 大型台風接近時のタイムライン			
前	ンの見直し による修正 (手賀沼と	気象台・河川管 警戒 理者等 (気象情報・警報等)   白井市   関係機関・団	気象台・河川管 警戒   理者等   (気象情報・警報等)   白井市   関係機関・団   住民・事業   音・自治会・自   主防			
	利根川の洪 水を分けて 作成)	3 日 〇 台 風 情 報 一 〇 台 風 情 報 〇 台 風 情 報 の 確認	3 日 ○ 台風情報 - ○ 台風情報 ○ 台風情報 ○ 台風情報 前 の発表 (大型台風が関東に上陸の可能性)			
		2 日    日	2 日 ○早期注意 前       L1 ○気象情報、 雨量・水位 等の情報収 集 ○ 休校等の 検討       ○鉄道等の 運休計画の 検討       ○ 避難行 動の確認 ○ 臨時休 業の検討			
		1 日 ○大雨・洪水 L 2 【注意配備】 ○ 気象情報 ○ 気象情報 ○ 気象情報 ○ 等の収集 ○ 鉄道等の ○ 監時休 ○ 株校等の ) 定、広報 ○ 企、企報 ○ 水防活動、 ○ 建難所開 ) 設等の準備 ② 準備 ② は風対策	1 日 ○大雨・洪水 L 2 【注意配備】 ○ 気象情報 ○ 気象情報 2 管報 ○ 防災対策 等の収集 ○ 鉄道等の で 協時 休 対 を で 、 直絡 ○ 休校等の 決定、連絡 ○ 水防活動、 ○ 建物等 の 選乗所開設 等の準備 第の準備 3 集 が 第 の 決定、連絡 ○ 水防活動、 ○ 建物等 の 選乗が開設 第 の 準備 3 集 前			
		12h 前	半 日 ○大雨・洪水			
		○ <u>手賀</u> 沼で 水防団待機 水位到達 (削除)	○暴風域に 入ることが 確実       ↓       【第1配備】 ○災害対策 本部の設置       ○冠水、がけ 崩れ等危険 箇所の巡       ○避難情 報の収集			

ページ 修正理由 修正案 現行 視、通行規 ○手賀沼で ○ 高 齢 者 等 )冠水、がけ ○要配慮 ) 利 根 川 に L3 ○避難準備・ ○ 要 配 慮 3 h 前 避難の発 崩れ等危険 氾濫注意水 者が避難 氾濫警戒情 高齢者等避 者が避難 位到達 令、広報 開始 難開始の発 開始 簡所の巡 ○ 洪 水 警 報 ○避難所の 視、通行規 ○避難行 ○ 手 賀 川 な 表、広報 ○避難行 の危険度分 開設 制 動要支援 ど避難判断 ○ 早期開設 動要支援 者の支援 水位を超過 避難所の開 者の支援 布(下手賀 川、神崎川) 開始 開始 が「警戒」 【第1配備】 ○市長に避 ○冠水等の 【第2配備】 ○冠水等の ○市長に避 ○災害対策 発生箇所の 難勧告等を 発生箇所の 難指示等を ○職員の追 通行規制 通行規制 助言 本部の設置 助言 加配備 ○避難者の L 4 〇 避 難 勧 告 ○避難者の ○ 土 砂 災 害 |L 4 | ○ 避 難 指 示 ○住民が ○土砂災害 ○住民が 2 h 前 の発令、広 誘導 避難開始 警戒情報 の発令、広 誘導 警戒情報 避難開始 ○手賀沼で 〇 水 防 活 動 ○ 利 根 川 に ○水防活動 ○暴風の 氾濫危険水 ○ 自衛隊へ 等従事者の 氾濫危険情 ○避難所の 等従事者の ため洪 の情報提供 危険区域か 危険区域か 位到達 増設 水·土砂 )洪水警報 (発災のお らの退避 ○ 手 賀 川 な 【第3配備】 らの退避 の危険区 それがある ○災害への の危険度分 ど氾濫危険 ○ 全職員の 域外の住 布(下手賀 旨の伝達及 対処・救援 水位を超過 配備 民も避難 川、神崎川) び救援ニー ニーズ等へ 開始 ズの共有) の準備の推 が「危険」 L 5 〇 緊 急 安 全 〇 避 難 遅 ○洪水警報 ○屋内退避 〇避難遅 〇 大 雨 特 別 延者が緊 延者が屋 警報 確保の発 の危険度分 の指示を発 布(下手賀 急に安全 令、広報 内退避 ○ 洪 水 警 報 令、広報 の危険度分 を確保 ○ 自 衛 隊 災 川、神崎川、 1重川) が 害派遣要請 布(下手賀 「極めて危 川、神崎川) の依頼 が「災害切 0 時 険! 0 h油工 間 (発 ○氾濫発生 ○被害状況 ○逃げ遅れ ○住宅被 (発 ) 大雨特別 |L 5 | ○ 被 害 状 況 ○ 逃 げ 遅 れ ○住宅被 災) ○土砂災害 の把握 た住民の救 災者が避 災) 警報 の把握 た住民の救 災者が避 発生 ○ 自 衛 隊 災 助、行方不 難生活 ○ 氾 濫 発 生 ○協定団体 助、行方不 難生活 害派遣要請 明者の捜索 等に応援協 明者の捜索 情報 ○排水作業 の依頼 排水作業 力を要請 ○協定団体 の進備 ○罹災証明 の準備 等に応援協 ○市への応 等の準備 ○市への応 力を要請 援協力の開 ○警報の解 ○被災者へ 援協力の開 ○警報の解 1 日 ○罹災証明 始 1 ∃ 除 の各種救援 除 等の準備 後 措置 後 ○被災者へ の各種救援 2 目 ○応援団体 ○排水作業 ○被災者

ページ	修正理由	修正案	現行		
風-3-1 の 前	タイムライ ンの見直し による修正	#置	以後 ○被害家屋 調査の開始 ○ボランテ ・生活の復 旧 (注) 実際の災害では、台風の状況、降雨の状況、氾濫の発生箇所等 によって時間軸が変化する。		
	(手賀沼と 利根川の洪 水分けて作 成)	1 日   ○上流域   に大雨   ○水門・排水機場等   の点検   ○水防団   持機水位   前   到達   1 2   ○氾濫注   上 1   ○連絡要員の配   置   で、流流注   で、流流注   で、流流注   で、流流注   で、流流注   で、流流注   で、流流注   で、かいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい			
		<ul> <li>意情報)</li> <li>7 h ○避難判</li></ul>			

ページ	修正理由	修正案	現行
		1 h       ○氾濫開       上3       【警戒配備】       ○災害警戒本部の設置       一部       一部	
		(発 災)         ○印西市 側で氾濫 (氾濫発 生情報)         L4 ②災害対策本部 設置 ○避難指示の発 令、広報 ○避難所の増設 ○自衛隊への情 報提供(発災の おそれがある旨 の伝達及び救援 ニーズの共有)         ○避難者 の誘導 ○上空か らの迅速 な被害状 況把握 ○災害へ の対処・ 救援ニー ズ等への 準備の推 進	
		4h       ○市域に 洪水が到 達       L5       ○緊急安全確保 の発令       ○避難遅 延者が屋 内等で安 全確保         6h       ○住宅地 が浸水 ・災害救 助法適用 基準に達 する被害       → 【第2・第3配 備】 ○被害状況の把 担 ○自衛隊災害派 遣要請の依頼       ○逃げ遅 れた住民 の救助、 行方不明 者の捜索 ○排水作       災者が避 難生活	
		○協定団体等に     業の準備       応援協力を要請     市への       ○罹災証明等の     応援協力       準備     一       ○被災者への各     種救援措置       型     一       ○応援団体等の     単水作       受入     業の開始       の住宅・	

ページ	修正理由	修正案	現行		
風-3-1	千葉県地域	②日       ○被害家屋調査       ○ボラン ティアセンターの開設         後       ンターの開設         第1節 市の活動体制の確立	第1節 市の活動体制の確立		
	防災計画の修正に伴う語句の修正	1. 市災害対策本部設置前の体制 <注意配備、警戒配備体制> (略) (1) 防災対策検討会議の設置	1. 市災害対策本部設置前の体制 <注意配備、警戒配備体制> (略) (1) 防災対策検討会議の設置		
		イ 災害対策及び配備体制に関すること ウ <u>避難指示等</u> の発令及び避難所の開設の準備に 関すること エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること オ 関係機関との連絡調整に関すること	イ 災害対策及び配備体制に関すること ウ <u>避難勧告等</u> の発令及び避難所の開設の準備に 関すること エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること オ 関係機関との連絡調整に関すること		

ページ	修正理由	修正案	現行
風-3-6	千葉県の組 織改正に伴 う名称変更	銀子地方気象台     日井市各部     日井市	銀子地方気象台    白井市   白井市   (同法系防災行政無線等)   白井市   (原務班   一)   (原数メール等)   白井市   (情報班   (保急速報メール*)   (緊急速報メール*)   (デレビ・ラジオ等)   報道機関   ※特別警報の発表時に対象市町村のエリアに配信
風-3-7	千葉県の組 織改正に伴 う名称変更	● 銀子地方気象台	銀子地方気象台
風-3-13	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	第9節 水害対策  3. 利根川水防対策 (略) (5) 利根川水防警報等 ア 気象等の状況によって洪水等のおそれがあるときは、水防法及び気象業務法に基づき大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報が出されるが、併せて利根川の洪水予報も出される。  指定河川洪水予報の種類、標題と概要  種 類 標 題 概 要  氾濫発生情報 氾濫が発生したとき、氾濫が継続して	第9節 水害対策  3. 利根川水防対策 (略) (5) 利根川水防警報等 ア 気象等の状況によって洪水等のおそれがあるときは、水防法及び気象業務法に基づき大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報が出されるが、併せて利根川の洪水予報も出される。  指定河川洪水予報の種類、標題と概要  種 類 標 題 概 要  氾濫発生情報 氾濫が発生したとき、氾濫が継続して

ページ	修正理由	修正案			現行		
				いるときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。			いるときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘 導や救援活動等が必要となる。災害がす でに発生している状況であり、命を守る ための最善の行動をとる必要があること を示す警戒レベル5に相当。
		洪水警報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危 険水位以上の状態が継続しているときに 発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状 況、避難等の氾濫発生に対する対応を求 める段階であり、 <u>避難指示等</u> の発令の判 断の参考とする。避難が必要とされる警 戒レベル4に相当。	洪水警報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危 険水位以上の状態が継続しているときに 発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状 況、避難等の氾濫発生に対する対応を求 める段階であり、 <u>勧告指示等</u> の発令の判 断の参考とする。避難が必要とされる警 戒レベル4に相当。
			氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
		洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇 が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で かつ避難判断水位未満の状態が継続して いるとき、避難判断水位に達したが水位 の上昇が見込まれないときに発表され る。 避難に備えハザードマップ等により災 害リスク等を再確認するなど、自らの避 難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2に相当。
		備、③出		水防警報が発表されるので、①待機、②準 解除といった警報の種類に応じて、水防活動	備、③出		水防警報が発表されるので、①待機、②準 解除といった警報の種類に応じて、水防活動
風-3-16	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う	1. 在宅要配慮		<b>節 要配慮者対策</b>	1. 在宅要配慮		節 要配慮者対策

ページ	修正理由	修正案								現行	
	語句の修正	震災編・第3章・第9節「1.在宅要配慮者の安全確保」に準ずる。 (震-3-40参照) なお、「震災発生直後の安全確保」は「 <u>避難指示等</u> 発令の安全確保」と 読み替え、市が警戒レベル3以上の避難情報を発したときに、避難支援 等関係者は市から提供された避難行動要支援者名簿に掲載された避難行 動要支援者(避難対象地区に限る。)の支援を開始する。					D安全確保」と とに、避難支援	(震-3 なお 読み替 等関係	-40参照) 、「震災発生直後の安 え、市が警戒レベル; 者は市から提供された	全確保」は「 <mark>避難勧告</mark> 3 以上の避難情報を発	安全確保」に準ずる。 等発令の安全確保」としたときに、避難支援 簿に掲載された避難行台する。
風-3-19	千葉県地域 防災計画の 修正による	土砂: 難行動 段階の <sup>3</sup> なお: は連続 県から	第13節 避難収容活動  1. 避難指示等     土砂災害や水害などの避難を要する災害時において、住民の円滑な避難行動を実現するため、災害時における避難指示等の発令判断基準を5段階の警戒レベルに応じて定める。     なお、発令に当たっては水害と土砂災害及び複数河川の氾濫が同時又は連続して発生する事態を考慮するとともに、気象台、河川管理者及び県からの助言並びに現地確認の報告等を総合的に勘案して判断するものとする。  5段階の警戒レベルと対応					難行動 段階の なお は連続	指示等 災害や水害などの避難を実現するため、災害 警戒レベルに応じて気、発令に当たってはた して発生する事態を らの助言並びに現地で	野時における <u>避難勧告</u> 目める。 は害と土砂災害及び複 <u>き慮するとともに、、</u> 推認の報告等を総合的 と階の警戒レベルと対	
		ν^*ν 1	災害の 状況今後気象 状況悪化 のおそれ	るべき行動       動       災害への心構えを高める	<u>市の主な</u> 対応  注意喚起	発表する 情報       早期注意 情報	指定河川 洪水予報	1	状況・情報 早期注意情報	<u>市の主な対応</u> <u>注意喚起</u>	住民の行動 心構えを高める
		2	<u>気象状況</u> <u>悪化</u>	自らの避 難行動を 確認	避難行動 要支援者 支援の準 備	<u>洪水注意</u> 報 大雨注意 報	<u>氾濫注意</u> <u>情報</u>	2	洪水・大雨注意報	避難行動要支援者 支援の準備	避難行動を確認
		3	<u>災害の</u> <u>おそれあ</u> <u>り</u>	危険な場 所から高 齢者等は <u>避難</u>	高齢者等 避難の発 令、避難 所の開設	洪水警報 大雨警報	氾濫警戒 情報	3	<u>洪水・大雨警報</u> 河川が避難判断水 位	避難準備・高齢者 等避難開始の発 令、避難所の開設	高齢者等は避難を 開始、その他は避 難を準備
								4	土砂災害警戒情報 河川が氾濫危険水 位	避難勧告、避難指 示(緊急)の発令	危険な場所から全 <u>員避難</u>
								5		災害発生情報の発	命を守る最善の行

ページ	修正理由	修正案								現行	
		_	<u>それ高</u> 所	険な場   から全   <u>避難</u>	記録的短 時間大雨 情報、土 砂災害警 戒情報	<u>氾濫危険</u> 情報			雨特別警報 害が発生	<u></u>	<u>動</u>
			きん 直 はおり	の危険     緊急安全       店に安     確保の発力       確保!     ・	大雨特別 警報	<u>氾濫発生</u> 情報					
				警戒レベル3以上の として発表される。	気象情報は、ス	本表のとおり各					
風-3-20	千葉県地域 防災計画の		遊	維 <mark>指示</mark> 等の類型別発	令基準			T	避難	<mark>勧告</mark> 等の類型別発令。	基準
	修正による	市が発令す る避難情報	対象地区	判断基準等	辞【対象とする	河川氾濫】		<u>勧告等の</u> 措置	対象地区	判断基準等	【対象とする河川氾濫】
		【レベル3】 高齢者等避 難	土砂災害 警戒区域	<ul><li>・大雨警報(土砂: 生が予想される</li><li>・土砂キキクル(カケラ)が「警戒</li></ul>	<u>とき</u> 大雨警報(土砂			【レベル3】 <u>避難準備・</u> <u>高齢者等避</u> <u>難開始</u>	土砂災害 警戒区域	(土砂災害)の危で大雨警報の基準 ・大雨注意報が発表。	され、夜間〜明け方に大雨 切り替える可能性が高い
			洪水浸水想定区域	【利根川】 ・ <u>利根川の水位がとき</u> 【手賀川・手賀沼・手賀沼の水位が、北西部の48時間れるとき・洪水キキクル(決戒)以上で、氾【神崎川・二重川・洪水キキクル(決戒」以上で、氾【河川共通】・市内の河川にお発見されたとき	】 氾濫注意水位に 計雨量が400mm」 は水警報の危険 濫の発生が予想 に高崎川等) は水警報の危険 濫の発生が予想	に達し、千葉県 以上と予想さ 度分布)が「警 想されるとき 度分布)が「警 想されるとき			洪水浸水 想定区域	が見込まれるとき 【手賀川・手賀沼】 ・手賀沼の水位が <u>避</u> 北西部の48時間雨れるとき ・洪水警報の危険度 以上のとき 【神崎川・二重川( ・洪水警報の危険度 「警戒」以上のと 【河川共通】	<ul> <li>離判断水位に達し、千葉県 見量が400mm以上と予想さ 分布(下手賀川)が「警戒」</li> <li>高崎川等)】</li> <li>分布(神崎川、二重川)が</li> </ul>

「レベル4   土砂災害警戒情報が発表されたとき   上砂災害警戒情報が発表されたとき   上砂災害の原理 (土砂災害) 危険度 分布) が「危険」以上のとき   上砂災害の前兆現象 (山鳴り、湯き水・地下 水の高り、渓流の水量の変化等) が発見されたとき   連連指示の発令が必要となるような強い発   「利限川   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ページ	修正理由	修正案				現行
(削除)       (削除)       (削除)             上砂災害       ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布が、で土砂災害警戒情報の基準に達したと・避難勧告等指示による立退き避難が十	~~->>	修正理由		警戒区域	・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)危険度 分布)が「危険」以上のとき ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下 水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見され たとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降 雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・ 通過することが予想されるとき 【利根川】 ・氾濫発生情報が発表され、市域に氾濫の影響 があると予想されるとき 【手賀川・手賀沼】 ・氾濫危険水位(特別警戒水位)に達し、千葉 県北西部の48時間雨量が400mm以上と予想 されるとき ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「危 険」以上のとき 【神崎川・二重川(高崎川等)】 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「危 険」以上のとき 【河川共通】 ・市内の河川において、異常な漏水、侵食等が 発見されたとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降 雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・	 警戒区域	・避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布が、予想で土砂災害警戒情報の基準に達したとき ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見されたとき 【手賀川・手賀沼】・氾濫危険水位(特別警戒水位)に達し、千葉県北西部の48時間雨量が400mm以上と予想されるとき ・洪水警報の危険度分布(下手賀川)が「非常に危険」以上のとき 【神崎川・二重川(高崎川等)】・洪水警報の危険度分布(神崎川、二重川)が「非常に危険」以上のとき 【河川共通】・市内の河川において、異常な漏水、侵食等が発見されたとき・避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・
(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)			(削除)		通過することが予想されるとき (削除)	警戒情報	通過することが予想されるとき  ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布が、実況で土砂災害警戒情報の基準に達したとき ・避難勧告等指示による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき

ページ	修正理由		修正案				現行
		【レベル5】 <u>緊急安全確</u> <u>保</u> 洪水浸水 想定区域	<ul><li>・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)危険度 分布)が「災害切迫」のとき</li><li>・土砂災害が発生したとき</li><li>【河川共通】</li></ul>		【レベル5】 <u>災害発生情</u> 報	土砂災区 洪水定 浸域	があるおそれがあるとき 【手賀川・手賀沼】 ・氾濫発生情報が発表され、当市に氾濫の影響があるおそれがあるとき ・洪水警報の危険度分布(下手賀川)が「極めて危険」のとき 【神崎川・二重川(高崎川等)】 ・洪水警報の危険度分布(神崎川、二重川)が「極めて危険」のとき 【河川共通】 ・市内の河川において、異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき ・土砂災害が発生したとき ・土砂災害が発生したとき  【河川共通】 ・氾濫発生情報が発表され、市域で浸水被害が発生していると予測されるとき ・市内の河川において、決壊や越水、溢水が発見されたとき
		・基準水 橋とす	位観測所は、利根川が押付、手賀川・手賀沼が曙 る。		備考	・基準水位 橋とする	在観測所は、利根川が押付、手賀川・手賀沼が曙 ら。
風-3-21	千葉県地域 防災計画の 修正による	(1) 警戒避難体制 梅雨・台風時に浸水・洪水、土砂災害の発生が予想されるときは、警戒パトロールを実施し災害発生の徴候について的確に把握するものとする。 (2) 避難指示等 高齢者等避難 避難指示の対象となる住民のうち避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者に対しては、避難指示を発令する前の安全に避難ができる段階等において早めの避難を促すため、また、避難支援等関係者に避難行			<ul><li>戒パトロークる。</li><li>(2) <u>避難勧告</u> 市は、避算を呼びかける する者に対</li></ul>	<ul><li>・指示等</li><li>・指示等</li><li>・をとともに、</li><li>しては、避費</li></ul>	・洪水、土砂災害の発生が予想されるときは、警 災害発生の徴候について的確に把握するものとす を令する前段階において、住民に対して避難準備 避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要 進を開始しなければならない段階として、その避 こつ、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

ページ	修正理由		修正案		現行
風-3-21	千葉県地域のる語句の修正	選難を発令する。  イ 選難指示  災害が発生し、又は発 は身体を災害から保護し あると認めるときは、必襲 避難のための立退さを指 ただし、気象状況の急 ことがかえって危険避を ウ 緊急安全確保 災害が発生し、又はま 区域外への立退き避難を が及ぶおそれがあり、 は、必要と認める地域の 近傍の堅固な建物への退 での待避その他の緊急に 急安全確保を発令する。 以下、計画の内容は、 ずる。(震-3-48参照)  3. 収容計画 震災編・第3章・第12次 なお、洪水水、出員。 なお、選班の職員。 また、台風通過また、	さに発生しようとしている場合において、危険行うことにより、かえって生命又は身体に危険つ、事態に照らして緊急を要すると認めるとき必要と認める居住者等に対し、高所への移動、避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所安全を確保するための措置を指示するため、緊震災編・第3章・第12節「1.避難指示等」に準節「3.収容計画」に準ずる。(震-3-50参照)害に対する高齢者等避難の発令時には早期開設に対応する指定緊急避難場所との兼用)を開設	は身体に危険が及ぶおそ 全確保を指示する。 以下、計画の内容は、 ずる。(震-3-48参照) 3. 収容計画 震災編・第3章・第12 なお、洪水又は避難所 の兼用)を開設し、避難 また、台風通過までの短期	の立退き避難を行うことにより、かえって生命又 れがあるときは、状況に応じて屋内待避等の安 震災編・第3章・第12節「1.避難指示等」に準 選集進進備・高齢者等避難開始の発令 (洪水、土砂災害に対応する指定緊急避難場所と 経理の職員を当該避難所に派遣する。 間の避難については、浸水等の危険がないグラ による避難(ペット同行避難を含む。)を可と
風-3-24	千葉県地域 防災計画の	<b>第 15 節</b> ≪計画の体系・担当≫	食料・生活必需品対策	<b>第 15 節</b> ≪計画の体系・担当≫	食料・生活必需品対策
	修正による 語句の修正	対策項目	担当部署および関係部・機関	対策項目	担当部署および関係部・機関
	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	1. 食料品等の調達・供 給	物資・輸送班、避難班	1. 食料品等の調達・供給	物資・輸送班、避難班
		2. 生活必需品の調達・ 供給	物資・輸送班	2. 生活必需品の調達・ 供給	物資・輸送班

ページ	修正理由	修正案	現行
		3. 広域実施体制 受援統括班、物資・輸送班 <u>災害</u> 時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、 住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定 める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。	3. 広域実施体制 受援統括班、物資・輸送班 発災時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。
風-3-25	千葉県地域 防災計画の 修正による 語句の修正	<ul> <li>第 16 節 保健衛生活動</li> <li>≪計画の体系・担当≫</li> <li>対策項目 担当部署および関係部・機関</li> <li>1. 保健衛生活動 (略)</li> <li>2. 栄養・食生活支援 (略)</li> <li>3. 防疫対策 (略)</li> <li>4. 飲料水の安全確保 (略)</li> <li>5. 家庭動物対策 (略)</li> <li>(略)</li> <li>5. 家庭動物対策 (略)</li> <li>(略)</li> <li>5. 家庭動物対策 (略)</li> </ul>	<ul> <li>第16 節 保健衛生活動</li> <li>≪計画の体系・担当≫</li> <li>対策項目 担当部署および関係部・機関</li> <li>1. 保健衛生活動 (略)</li> <li>2. 栄養・食生活支援 (略)</li> <li>3. 防疫対策 (略)</li> <li>4. 飲料水の安全確保 (略)</li> <li>5. ペット対策 (略)</li> <li>(略)</li> <li>(略)</li> <li>5. ペット対策 (略)</li> <li>(略)</li> <li>(を)</li> <li>(を)</li></ul>
風-3-28	関係機関の名称変更による修正	<ul> <li>第 19 節 ラインライン対策</li> <li>≪計画の体系・担当≫</li> <li>対策項目 担当部署および関係部・機関</li> <li>1. 上水道 (略)</li> <li>2. 下水道 (略)</li> <li>3. 電力施設 (略)</li> <li>4. ガス施設 東京ガスネットワーク (株)、京葉ガス (株)</li> <li>5. 通信施設 (略)</li> <li>6. 郵政事業 (略)</li> <li>(略)</li> </ul>	<ul> <li>第19節 ラインライン対策</li> <li>≪計画の体系・担当≫</li> <li>対策項目 担当部署および関係部・機関</li> <li>1. 上水道 (略)</li> <li>2. 下水道 (略)</li> <li>3. 電力施設 (略)</li> <li>4. ガス施設 東京ガス (株)、京葉ガス (株)</li> <li>5. 通信施設 (略)</li> <li>6. 郵政事業 (略)</li> </ul>
風-3-29	千葉県地域 防災計画の 修正による	第 20 節 公共土木施設対策 3.河川及び急傾斜地崩壊防止施設応急対策	第 20 節 公共土木施設対策 3.河川及び急傾斜地崩壊防止施設応急対策

ページ	修正理由		修正案	現行		
	語句の修正	各防止施設に被害を生があった場合は、下方。 安全の確保に努める。 (略)	の人家集落への通報 崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び ごたり、生じるおそれがあるとして県から連絡 人家集落への通報及び <u>避難指示等</u> の手段により	各防止施設に被害を生しがあった場合は、下方/ 安全の確保に努める。 (略)	人家集落への通報 崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び ごたり、生じるおそれがあるとして県から連絡 人家集落への通報及び <mark>避難勧告等</mark> の手段により	
風-3-37	語句の修正	1. 竜巻情報の収集・伝達 (1) 竜巻情報等気象情報の 市は、竜巻注意情報が え、 必要に応じて <mark>住民等</mark>	気象庁から伝達された場合、その確度等を踏ま へ速やかな広報を行う。特に、竜巻発生に関す 合は、状況に応じて防災行政無線等で速やかに	1. 竜巻情報の収集・伝達 (1) 竜巻情報等気象情報の中 市は、竜巻注意情報が気 え、 必要に応じて <u>市民等</u>	<ul><li>気象庁から伝達された場合、その確度等を踏まへ速やかな広報を行う。特に、竜巻発生に関すける</li><li>は、状況に応じて防災行政無線等で速やかに</li></ul>	
風-4-2	関係機関の名称変更による修正	,	<ul><li>風水害等復旧・復興計画</li><li>活関連施設等の復旧計画</li><li>担当部署および関係部・機関</li><li>(略)</li><li>(略)</li><li>東京ガスネットワーク(株)、京葉ガス(株)</li><li>(略)</li><li>(略)</li></ul>	, , ,	<ul><li>風水害等復旧・復興計画</li><li>活関連施設等の復旧計画</li><li>担当部署および関係部・機関</li><li>(略)</li><li>(略)</li><li>東京ガス(株)</li><li>(略)</li><li>(略)</li><li>(略)</li><li>(略)</li><li>(略)</li></ul>	

【白井市地域防災計画	大規模事故編】

ページ	修正理由	修正案	現行
大-1-1	千葉県地域	第4編 大規模事故編	第4編 大規模事故編
	防災計画の修正に伴う	第1章 大規模火災対策	第1章 大規模火災対策
	語句の修正	第1節 基本方針	第1節 基本方針
		1. 目的 本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び <mark>災害時</mark> の救助・救急活動や避難誘導 等の応急対策について定める。	1.目的本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び <u>災害発生時</u> の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。
大-1-6	千葉県地域 防災計画の	第3節 応急対策計画	第3節 応急対策計画
	修正に伴う語句の修正	7. 避難計画 (1) <u>災害時</u> には、市及び印西警察署等は、人命の安全を第一に必要に応じ て適切な避難誘導を行う。 (略)	7. 避難計画 (1) <mark>発災時</mark> には、市及び印西警察署等は、人命の安全を第一に必要に応じ て適切な避難誘導を行う。 (略)
大-2-1	千葉県地域 防災計画の	第2章 危険物等災害対策	第2章 危険物等災害対策
	例火計画の	***	第1節 基本方針
	修正に伴う	第1節 基本方針	为1即
	修正に伴う語句の修正	第1節 基本万針 本章は、石油等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。	本章は、石油等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。
		本章は、石油等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災	本章は、石油等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災
		本章は、石油等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。  1. 危険物	本章は、石油等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。  1. 危険物 危険物(石油等)による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策に

ページ	修正理由	修正案	現行
		火薬類による災害を予防し、また、 <mark>災害時</mark> の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。  4. 毒物劇物  毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、 <mark>災害時</mark> の被害の拡大を防止するため、 <u>毒物劇物営業者等</u> 、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。	火薬類による災害を予防し、また、 <u>災害発生時</u> の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。  4. 毒物劇物  毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、 <u>災害発生時</u> の被害の拡大を防止するため、 <u>毒物劇物製造業者</u> 、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。
大-2-3	千葉県地域	第2節 予 防 計 画	第2節 予防計画
	防災計画の修正に伴う語句の修正	2. 高圧ガス (1) 事業所等 <u>災害時</u> に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。 (略)  3. 火薬類 (1) 事業所等 ア 警戒体制の整備 火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。 イ 防災体制の整備 <u>災害時</u> に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。	2. 高圧ガス (1) 事業所等 <u>災害発生時</u> に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。 (略)  3. 火薬類 (1) 事業所等 ア 警戒体制の整備 火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。 イ 防災体制の整備 <u>災害発生時</u> に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。
		<ul> <li>(略)</li> <li>4. 毒物劇物</li> <li>(1) 毒物劇物営業者及び届出が必要な業務上取扱者 ア 毒物劇物取扱責任者の設置         毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。</li> <li>イ 管理体制の整備         毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。</li> </ul>	<ul> <li>(略)</li> <li>4. 毒物劇物</li> <li>(1) 毒物劇物製造業者及び届出が必要な業務上取扱者 ア 毒物劇物取扱責任者の設置         毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。     </li> <li>イ 管理体制の整備         毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管     </li> </ul>

ページ	修正理由	修正案	現行
		ウ 施設の保守点検 危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。 エ 教育訓練の実施 危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急 措置の技術の習熟に努める。 オ 届出が不要な業務上取扱者 上記イからエにより危害防止に努める。 (2) 県(健康福祉センター(保健所)) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して立入検査を行い、法令を厳 守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られる よう指導する。	理体制を整備する。 ウ 施設の保守点検
大-2-6	千葉県地域防災に伴う語句の修正	第3節 応急対策計画  1. 危険物 (略) (2) 市、県その他関係機関 (略) エ 避難 市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設 並びに避難所への収容を行う。 (略)  2. 高圧ガス (略) (2) 市、県、その他関係機関 (略) エ 被害の拡大防止措置及び避難 (7) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと 予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 (4) 市は、必要に応じ避難の指示を行う。	第3節 応急対策計画  1. 危険物 (略) (2) 市、県その他関係機関 (略) エ 避難 市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。 (略)  2. 高圧ガス (略) (2) 市、県、その他関係機関 (略) エ 被害の拡大防止措置及び避難 (7) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 (4) 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。
		3. 火薬類 (略)	3. 火薬類 (略)

【白井市地域防災計画	大規模事故編】

ページ	修正理由	修正案	現行
		(2) 市、県、その他関係機関 (略) ウ 被害の拡大防止措置及び避難 (7) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと 予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 (4) 市は、必要に応じ避難の指示を行う。 (ウ) 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるととも に、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を 行う。 (略)	(2) 市、県、その他関係機関 (略) ウ 被害の拡大防止措置及び避難 (7) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと 予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 (4) 市は、必要に応じ避難の制告、指示を行う。 (ウ) 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるととも に、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を 行う。 (略)
		4. 毒物劇物 (1) <u>毒物劇物営業者及び業務上取扱者等</u> ア 通報	4. 毒物劇物 (1) <u>毒物劇物製造業者及び輸入業者等</u> ア 通報
大-3-4	千葉県地域 防災計画の 修正に伴う 語句の修正	第3章 航空機事故対策 第3節 応急対策計画	第3章 航空機事故対策 第3節 応急対策計画
	IET HJV/NSIE	6. 広 報 市は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は	6. 広 報 市は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は

【白井市地域防災計画	大規模事故編】
	人 况 保

ページ	修正理由	修正案	現行
		防災行政無線及び広報車等により、周辺住民、旅客、送迎者に対して次のとおり広報を行う。 (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要 (2) 避難の指示及び避難先の指示 (3) 地域住民等への協力依頼 (4) そのほか必要な事項	防災行政無線及び広報車等により、周辺住民、旅客、送迎者に対して次のとおり広報を行う。 (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要 (2) 避難の指示、制告及び避難先の指示 (3) 地域住民等への協力依頼 (4) そのほか必要な事項
大-4-3	千葉県地域	第4章 鉄道事故災害対策	第4章 鉄道事故災害対策
	防災計画の 修正に伴う 語句の修正	第3節 応急対策計画	第3節 応急対策計画
		5. 避難 列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令 し、安全な地域に避難場所を開設する。	5. 避難 列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、 <mark>避難勧告又は</mark> 避 難指示を発令し、安全な地域に避難場所を開設する。
大-5-1	千葉県地域	第5章 道路事故災害対策	第5章 道路事故災害対策
	防災計画の 修正に伴う 語句の修正	第1節 基本方針	第1節 基本方針
		橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物等を積載する車両等の事故に対し、災害の発生を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。	橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物等を積載する車両等の事故に対し、災害の発生を防止し、また、 <u>災害発生時</u> の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。
大-5-3	千葉県地域 防災計画の	第3節 応急対策計画	第3節 応急対策計画
	修正に伴う語句の修正	4. 流出危険物等の拡散防止等 (1) 輸送事業者及び道路管理者等は、流出危険物等の防除活動を実施する。 (2) 道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通規制	4. 流出危険物等の拡散防止等 (1) 輸送事業者及び道路管理者等は、流出危険物等の防除活動を実施する。 (2) 道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通規制
		を行う。 (3) 市及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案 し、地域住民等に対して <u>避難指示</u> 及び立入禁止区域の設定等を行う。	を行う。 (3) 市及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案 し、地域住民等に対して <u>避難勧告</u> 及び立入禁止区域の設定等を行う。
大-6-5	千葉県地域	第6章 放射性物質事故対策	第6章 放射性物質事故対策
	防災計画の 修正による	第4節 放射性物質事故応急対策	第4節 放射性物質事故応急対策

修正案 ページ 修正理由 現行 2. 応急対策活動の実施 2. 応急対策活動の実施 (略) (略) (4) 避難等の防護対策 (4) 避難等の防護対策 市は、県から緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情 市は、県から緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情 報の提供を受けた場合は、地域住民に速やかに公開する。 報の提供を受けた場合は、地域住民に速やかに公開する。 また、国、県から必要に応じた退避・避難・一時移転の指示又は要請 また、国、県から必要に応じた退避・避難・一時移転の指示又は要請 等を受けた場合は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民 等を受けた場合は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民 を防護するため、住民に対して「屋内退避」又は「避難」等の必要な措置 を防護するため、住民に対して「屋内退避」又は「避難」等の必要な措置 を講ずるものとする。 を講ずるものとする。 OIL (運用上の介入レベル) と防護措置〉 OIL (運用上の介入レベル) と防護措置〉 出典:原子力 出典:原子力 災害対策指針 災害対策指針 基準 基準 基準の概 防護措置 基準の概 防護措置 の種 の種 初期設定値\*1 初期設定值\*1 の概要 の概要 要 要 類 類 地表面か 地表面か  $500 \mu \text{ Sv/h}$  $500 \mu \text{ Sv/h}$ らの放射 らの放射 線、再浮 線、再浮 遊した放 遊した放 射性物質 射性物質 数時間内 数時間内 の吸入、 の吸入、 を目途に を目途に 不注意な 不注意な 区域を特 区域を特 経口摂取 経口摂取 定し、避 定し、避 による被 による被 難等を実 難等を実 緊急防護措置 緊急防護措 OIL1 ばく影響 ばく影響 OIL1 (地上 1m で計測した場合の空間 (地上 1m で計測した場合の空間 施。(移動 施。(移動 を防止す を防止す 放射線量率\*2) 放射線量率\*2) が困難な が困難な るため、 るため、 者の一時 者の一時 住民等を 住民等を 屋内退避 屋内退避 数時間内 数時間内 を含む) を含む) に避難や に避難や 屋内退避 屋内退避 等させる 等させる ための基 ための基 淮 不注意な 避難又は 不注意な 避難基準 β線: 40,000 cpm\*3 β線: 40,000 cpm\*3 |経口摂 (皮膚から数 cm での検出器の計 一時移転 0IL4 | 経 口 摂 (皮膚から数 cm での検出器の計 に基づい 0IL4 取、皮膚 取、皮膚 数率) の基準に 数率) て避難し

ページ 修	正理由	修正案								現行	
				汚のば止めをた準 外くす、講め をる除じの	β線:13,000cpm*4【1ヶ月後の値】  (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	基避た等退査し準る速除実施でし者難 <u>機</u> 施基え迅易を で、とは簡等			汚のば止めを か部をる除じの を表 を表 を表	β線:13,000cpm*4【1ヶ月後の値】  (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	た 等 <u>リ</u> <u>グ</u> 基 え 速 、 選 え 、 選 え 、 選 え 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
				地主売か	20 μ Sv/h	-			州丰富か	20 μ Sv/h	
		早期防護措置	OIL2	地ら線遊射の不経にばをる地物摂限と住1度時せの表の、し性吸注口よく防た域**取すも民週内移る基面放再た物入意摂る影止め生」をるに等間に転た準か射浮放質、な取被響す、産の制と、を程一さめ	(地上 1m で計測した場合の空間 放射線量率*2)	1目域し生摂限と週内移施日途を、産取すも間に転の制と1度時実	早期防護措置	OIL2	地ら線遊射の不経にばをる地物摂限と住1度時せの表の、し性吸注口よく防た域*5 取すも民週内移る基面放再た物入意摂る影止め生 をるに等間に転た準か射浮放質、な取被響す、産の制と、を程一さめ	(地上 1m で計測した場合の空間 放射線量率*2)	1 目域し生摂限と週内移施内に特地物をるに程一をを区定域の制と 1 度時実

ページ	修正理由				值	<b></b>			現行						
		飲	飲物係スリニグ準	OIL6飲摂をるし食放種定す域す基に食取判準で物射濃をべをる準ま物制勝備、中性度実き特際	(地上	0.5μSv 1m で計測し 放射線量	た場合の空間	数目食放種測き特というを飲の核をべを	©hr.	飲物係スリニグ準	OIL6飲摂をるし食放種定す域す基に食取判準で物射濃をべをる準ま物制断備、中性度実き特際	(地上	0.5μSv. 1m で計測し 放射線量	た場合の空間	数日内を 目を 自な 自な を り を り を が を で が を が を が を が を が を が を が を で で で で
		飲食物摂取制限	\(\frac{1}{2}\)	経口摂取 による被	核種 *7 放射ョ素 放射性	飲料水・ 牛乳・乳 製品 300Bq/kg	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg*8	1 週間内 を目途に 飲食物中 の放射性	飲食物摂取制限		経にばをる飲摂限の 即被響す、の制際 をる飲摂取す基準	核種 *7 放射ョ ウ素 放射性	飲料水・ 牛乳・乳 製品 300Bq/kg	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg*8	類、肉、卵、 魚、その他 2,000Bq/kg*8 の放射性
			OIL6	ばをる飲摂限の 影止め物をる 類である 類である が表して、 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	オシムルウびラ素ル核型 トム超ンのフ種	200Bq/kg 1Bq/kg	500Bq/kg 10Bq/kg	核の分いをもき限に種濃定を基えて取扱の摂を実施を実施の関を実施を実施の関を実施の関連の制度を		OIL6		オシムルウびラ素ル核	200Bq/kg 1Bq/kg	500Bq/kg 10Bq/kg	核種濃度 の分い、超の をもき で で り で り で り で り で り で り で り で り で り
		たが 値に *2 本	対射性核 は改定さ に値は地	種組成が明確 れる。 上 1m で計測	でになった した場合の	た時点で必要 の空間放射線	100Bq/kg OIL の値であり、 な場合には OIL 泉量率である。 身 「における線量率	の初期設定	たが 値に *2 本	対射性核 は改定さ に値は地	種組成が明确 れる。 上 1m で計測	ウラ ン 急事態当 選になった	た時点で必要 の空間放射線	100Bq/kg DIL の値であり、 な場合には OIL	の初期設定

ページ 修正理由 修正案 現行 の線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。 の線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。 OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率 (1時間値)が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射 線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより 得られた空間放射線量率(1時間値)が0H2の基準値を超えたときから 起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)が 0IL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する \*3 我が国において広く用いられている B線の入射窓面積 20cm<sup>2</sup>の検出器を \*3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積20cm2の検出器を 利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bg/cm<sup>2</sup>相当となる。 利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bg/cm<sup>2</sup>相当となる。 他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓 他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓 積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。 積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。 \*4 \*3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異 \*4 \*3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異 なる場合には計数率の換算が必要である。 なる場合には計数率の換算が必要である。 \*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外 \*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外 で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、 で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、 該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。 該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。 \*6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによ \*6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによ る寄与も含めた値とする。 る寄与も含めた値とする。 \*7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の \*7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。 GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。 \*8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。 \*8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。 \*9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう飲食物中の放射性 \*9 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう飲食 核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該 物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を 測定の対象の決定に係る基準である OIL3 を設定しているが、我が国において核種 行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区 設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準 OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において 域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。 空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確 ないこと、またOIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易 に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準であ る「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。 (5) 緊急時被ばく医療対策 (5) 緊急時被ばく医療対策 県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 等等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。 等等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。 (6) 広報相談活動 (6) 広報相談活動 放射性物質事故が発生した場合、住民等が動揺と混乱を起こすことな 放射性物質事故が発生した場合、市民等が動揺と混乱を起こすことな く、秩序ある行動がとれるよう、モニタリング結果などの情報を迅速か く、秩序ある行動がとれるよう、モニタリング結果などの情報を迅速か つ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問い合わせに係る つ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る 相談窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。 相談窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

ページ	修正理由	修正案					現行			
資料-2	機関名称の変更等によ	白井市防災会議の構成						白井市防災	会議の構成	
	る修正	区分	機関名	,	 役職	1	区分	機関名		役職
		(略)	(略)		(略)	-	(略)	(略)		(略)
		第7号委員	(略)		(略)		第7号委員	(略)		(略)
			(略)		(略)			(略)		(略)
			<u>東京ガスネットワー</u> 千葉支社	ク株式会社	副支社長			東京ガス株式会社 勇 千葉導管ネットワーク		<u>所長代理</u>
			(略)		(略)			(略)		(略)
			(略)		(略)	-		(略)		(略)
			(略)		(略)			(略)		(略)
		第8号委員	(略)		(略)		第8号委員	(略)		(略)
			(略)		(略)			(略)		(略)
			(略)		(略)			(略)		(略)
			(略)		(略)			(略)		(略)
			清水口第二住宅防災		(略)			桜台6番街団地防災会		(略)
			白井ロジュマン自治	会防災会	(略)			<u>アーバンエクセル白芽</u> 防災会	‡C・D 棟自主	(略)
			(略)		(略)			(略)		(略)
			(略)		(略)			(略)		(略)
		(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)
資料-9	機関名称の		主な防災関	<b>関係機関一覧</b>				主な防災関	係機関一覧	
	変更による 修正及び関	1. 千葉県		(危機管理)	課、令和 <u>4</u> 年 <u>12</u> 月)		1. 千葉県		(危機管理	課、令和 <u>2</u> 年 <u>11</u> 月)
	係機関の追 加記載		機関名	担当部局	電話番号			機関名	担当部局	電話番号
	カロロ <b>車</b> 攻	千葉県庁		防災対策課	043-223-2175		千葉県庁		危機管理課	043-223-2175
		印旛地域振興	事務所	地域振興課	043-483-1111		印旛地域振興	<b>專務所</b>	地域振興課	043-483-1111
		印旛健康福祉	センター	総務課	043-483-1133	043-483-1133		印旛健康福祉センター 総		043-483-1133
		印旛農業事務	所	総務課	043-483-1125		印旛農業事務所総務課		043-483-1125	
		印旛土木事務	所	総務課	043-483-1140		印旛土木事務	所	総務課	043-483-1140
		葛南土木事務	新	総務課	047-433-2421		葛南土木事務	新	総務課	047-433-2421

ページ	修正理由		修正案		現行			
		企業局船橋水道事務所 千葉ニ タウン支所	ュー 工務課	0476-46-3514	企業局船橋水道事務所 千葉ニュー 工務課 タウン支所 0476-46-3514			
		手賀沼下水道事務所	総務用地課	04-7143-9104	手賀沼下水道事務所 総務用地課 04-7143-9104			
		   2. 指定地方行政機関			2. 指定地方行政機関			
		機関名	担当部局	電話番号	機関名 担当部局 電話番号			
		関東管区警察局	広域調整部広域調整	048-600-6000	関東総合通信局 総務課 03-6238-1600			
			第二課		関東財務局 千葉財務事務所 総務課 043-251-7212			
		関東総合通信局	総務課	03-6238-1600	千葉労働局   安全衛生課   043-221-4312			
		北関東防衛局	地方協力基盤整備課	048-600-1811				
		関東財務局 千葉財務事務所	総務課	043-251-7212	一人			
		関東信越厚生局 千葉労働局	<b>総務課</b> 安全衛生課	048-740-0705 043-221-4312	関東運輸局 千葉運輸支局     総務企画部門     043-242-7336       関東地方整備局     利根川下流     管理課			
			地方参事官室総括チ	043 221 4312				
		INTEREST I SETTING	ーム	043-224-5611				
		関東運輸局 千葉運輸支局	総務企画部門	043-242-7336	務所 04-7143-4230			
		関東地方整備局 利根川下流 河川事務所	管理課	0478-52-6368	東京管区気象台 銚子地方気 防災管理官 象台 0479-23-7705			
		関東地方整備局 千葉国道事務所	柏維持修繕出張所	04-7143-4230				
		東京管区気象台 銚子地方気象台	防災管理官	0479-23-7705				

【白井市地域防災計画	資料編】

### 新 旧 対 照 表

ページ	修正理由	值	汇案		現行			
		3. 指定公共機関			3. 指定公共機関			
		機関名	担当部局	電話番号	機関名	担当部局	電話番号	
		日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	43-241-7531	日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	43-241-7531	
		日本放送協会 千葉放送局		043-203-0597	日本放送協会 千葉放送局		043-203-0597	
		東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉災害対策室	043-211-8652	東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉災害対策室	043-211-8652	
		日本郵便(株)	白井郵便局	047-491-3033	日本郵便(株)	白井郵便局	047-491-3033	
		東京ガスネットワーク(株)	<u>千葉支社</u>	043-243-8444	東京ガス(株) 東部導管事業部	<u>千葉導管ネットワ</u> ークセンター	043-225-4071	
		日本通運(株) 千葉支店		043-226-7600	日本通運(株) 千葉支店		043-226-7600	
		佐川急便(株)	八千代営業所	047-458-1123	佐川急便(株)	八千代営業所	047-458-1123	
		東京電力パワーグリッド(株) 東 葛支社		03-6375-9803	東京電力パワーグリッド(株) 東 葛支社		03-6375-9803	
		(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	043-301-0500	(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	043-301-0500	
資料-15	県要綱改正	千葉県危機管理情			千葉県危機管理情	青報共有要綱(抜粋)		
	による修正 及び条文の		平成 2	29年7月1日施行		平成 2	29年7月1日施行	
	全文表記へ	(目的)			(目的)			
	の変更	第一条 この要綱は、千葉県地域隊	<b>坊災計画及び千葉県国</b>	民保護計画並びに	第一条 この要綱は、千葉県地域関	防災計画及び千葉県国	民保護計画並びに	
		千葉県危機管理体制運用方針に基	づき、千葉県災害対	策本部事務局 <mark>及び</mark>	千葉県危機管理体制運用方針に基	基づき、千葉県災害対	策本部事務局 <u>又は</u>	
		千葉県国民保護対策本部 <u>等</u> 事務局	<u>並びに千葉県危機管</u>	理体制運用方針に	千葉県国民保護 <mark>等</mark> 対策本部事務局(以下、「事務局」という。)に対する県			
		規定する危機対応のための対策本			の各部局や市町村等からの報告を	P通じて、他の組織と	情報を共有するた	
		<u>事務局</u> (以下、「事務局」という。)			めの手続を定める。			
		報告を通じて、他の組織と情報を	共有するための手続	を定める。				
		(用語の定義)			(用語の定義)			
		第二条 本要綱において使用する用	語の定義は別表1の。	とおりとする。	第二条 本要綱において使用する用	引語の定義は別表1の d	とおりとする。	
		(事案の定義及び基準)						
		第三条 本要綱による報告や情報共	<u>は有を行う場合、情報</u>	を分類するために	第三条(条文の全文表記への変更	[による追記]		

ページ 修正理由 修正案 現行 本部事務局は事案を定義する。定義を行う基準は別表1「事案登録基準 のとおりとする。 (報告の種類と時期) (報告の種類と時期) 第四条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」のとおりと 第四条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」のとおりと する。 する。 (報告方法) (報告方法) 第五条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステム(物資に関 | 第五条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステムを使用する。 する報告を行う場合については物資調達・輸送調整等支援システム。以下 なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メー この条において同じ。)を使用する。なお、システムが使用不能又は本要 ル、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し 綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替 報告を行う。 手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。 (情報の下確性) (情報の正確性) 第六条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告するこ 第六条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告するこ とを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報 とを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報 告することを優先する。 告することを優先する。 (対象範囲) (対象範囲) 第七条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及 | 第七条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及 び警察本部並びに庁内各部局とする。 び警察本部並びに庁内各部局とする。 (情報の取扱) (情報の取扱) 第八条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるも 第八条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるも のとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報 のとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報 告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。 告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。 (システムによる情報共有) 第九条 事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織 | 第九条~第十五条 (条文の全文表記への変更による追記) と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあっては電子メー ル、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。 (報道発表等による情報共有) 第十条 前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁 Web サイト、防災 ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への

【白井市地域防災計画	資料編】
	貝 小 小 州 】

#### 新 旧 対 照 表

ページ	修正理由	修正案	現行
		情報提供を行う。	
		(個人情報保護に関する特例)	
		第十一条 この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個	
		人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により、本人以外から行うこ	
		<u>とができる。</u>	
		(情報共有に関する事務及びシステムの運用)	
		第十二条 情報共有に関する事務総括及びシステムの運用は情報班が行	
		<u>5.</u>	
		(物資資源管理情報に関する事務)_	
		第十三条 物資資源管理情報に関する情報共有は物資支援班が行う。	
		(避難所等情報に関する事務)	
		第十四条 避難所等情報に関する情報共有は被災者支援班が行う。	
		(システムのメンテナンス)	
		第十五条 情報の共有に使用するシステムのメンテナンスは通信システム	
		<u>班が行う。</u>	
		(システム、電話等)	(システム、電話等)
		第十六条 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部局	第十六条 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部局
		及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。	及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。
		(現地への職員の派遣)	
		第十七条 現地派遣班は、事務局長の指示により編成され、被災地に派遣	第十七条~第二十四条 (条文の全文表記への変更による追記)
		されることで現地の情報を収集する。	
		<u>(航空機)</u>	
		第十八条 航空運用調整班は、緊急に情報を収集する必要がある場合、次	
		の組織にヘリコプター等による空撮映像の配信を、各組織で定められた	
		規定等に基づいて依頼する。	
		<u>一 陸上自衛隊</u>	
		二海上自衛隊	
		三千葉県警察本部	
		四 千葉市消防局 (緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部)	

ページ	修正理由	修正案	現行
		五 海上保安庁	
		<u>六 その他</u>	
		<u>(その他の手段)</u>	
		第十九条 情報班は、テレビ、インターネット、高所監視カメラその他のあ	
		らゆる手段を用いて必要な情報を収集する。_	
		_(災害対策本部等設置前の対応)_	
		第二十条 千葉県災害対策本部若しくは千葉県国民保護対策本部等又は千	
		葉県対策本部が設置されない場合において、本要綱に事務局(事務局に置	
		く各班を含む。) とあるものは、千葉県地域防災計画に基づく対応は防災	
		対策課、千葉県国民保護計画及び千葉県危機管理体制運用方針に基づく	
		対応は危機管理政策課と読み換えるものとする。	
		第二十一条 各部または各支部は、所管する課または出先機関について別	
		表 1 「報告の種類と時期」の即時報告に指定する情報のほか、庁舎の被災	
		状況、職員の参集状況、参集時に覚知した情報等を事務局に報告する。	
		<u>(随</u> 時報告)	
		第二十二条 各部または各支部は、別表2、3に規定する報告内容を覚知し	
		た場合は直ちに報告する。	
		<u>(報告内容)</u>	
		第二十三条 各部で報告する内容とその所管課、指定様式は別表2のとお	
		<u>9</u> .	
		(支部災害派遣職員)	
		第二十四条 各支部が派遣した災害派遣職員の得た情報は、随時事務局に	
		<u>報告する。</u>	
		(情報の報告窓口)	(情報の報告窓口)
		第二十五条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれ	第二十五条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれ
		に相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対	に相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対
		して報告を行う。	して報告を行う。
		(報告様式)	(報告樣式)

【白井市地域防災計画	資料編】

ページ	修正理由		修正案		現行			
		式は別表3のと (認定のない情報の 第二十七条 市町 報について、市町 行う。 (被害情報の認定)	の報告) 村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を 対は、その管内で覚知された災害等における被害を確定	第	式は別表3のとおり。 (認定のない情報の報告)			
資料-16	県要綱改正 による修正	別表 1 用語の定 用語	養 定義	別	表1 用語の定	定義		
	及び条文の 全文表記へ の変更	報告	事務局が別表 2、3 に規定する組織から情報を受け取ること。	_	報告	事務局 <u>(または危機管理課)</u> が別表 2、3 に規定する 組織から情報を受け取ること。		
		情報共有	事務局及び別表 2、3 に規定する組織が、同じ情報を 把握できる状態にすること。		情報共有	事務局 <u>(または危機管理課)</u> 及び別表 2、3 に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。		
		システム	(略)		システム	(略)		
		事案登録	(略)		事案登録	(略)		
		事案登録基準	(略)		事案登録基準	(略)		
		報告の種類と	・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手		報告の種類と	・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手		
		時期	した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告(各		時期	した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告(各		
			部、各支部及び市町村)。			部、各支部及び市町村)。		
			・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途			・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途		
			報告の時刻について指定があった場合に行う報告。			報告の時刻について指定があった場合に行う報告。		
			・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務			・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務		
			局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原 則として午前 10 時及び午後 3 時時点での情報を			局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前 10 時及び午後 3 時時点での情報を		
			則として十削 10 時及の十後 3 時時点での情報を			則として十削 10 時及の十後 3 時時点での情報を		

ページ	修正理由		修正案				現行
		物資資源管理情報遊難所等情報	30 分以内)。 ・【平時報告】事案の有無によら告。報告内容及び日時は防災する。 (略)  災害その他の事案で被災者が利用難場所、一時滞在施設等の情報。 ・避難所 (指定外含む) の名称、数、対応する災害種別、指定の・緊急避難場所(指定外含む)の収容人数、対応する災害種別、オ・一時滞在施設の名称、管理者、数、対応する災害種別、指定の	する避難所、緊急避 する避難所、緊急避 住所、座標、収容人 有無、設備等。 名称、住所、座標、 指定の有無、設備等。 住所、座標、収容人	信	物資資源管理 情報 達難所等情報	30 分以内)。 ・【平時報告】事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は危機管理課が別途指定する。 (略)  災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。 ・避難所の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・緊急避難場所(指定外含む)の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。
		別表 2 各部局に表         所管課         学事課       水政課         空港地域振興課       空港地域振興課		*** *** *** *** ** ** ** ** **  **  **	別表	<u>:</u> 2 (条文の <u>4</u>	全文表記への変更による追記)

ページ	修正理由		修正案		現行
		健康福祉政策課	部内各課が必要とする物資及び資機材情報(部内の他課でま	<u>*</u>	
		医療整備課	とめる被害情報を除く) DMATの活動に関する情報	参考様式	
			病院の被災及び必要物資・資機 材に関する情報		
		<u>薬務課</u>	県の医薬品備蓄量、市町村の医 薬品必要情報	院)】       参考様式       【薬務課】	
		大気保全課	大気汚染等事故情報、放射性物 質事故情報、光化学スモッグ注 意報等大気汚染緊急時情報、光	参考様式 【大気保全課】	
		水質保全課	化学スモッグ被害情報、東京湾         沿岸広域異臭発生情報         異常水質情報	参考様式	
		<u>自然保護課</u>	野鳥における高病原性鳥イン         フルエンザ情報	<u>【水質保全課】</u> <u>※</u>	
		農林水産政策課	農林水産被害情報	参考様式 【農林水産部】	
		<u> </u>	公共土木施設被害情報 (部内の	参考様式 【畜産課】 参考様式	
		道路環境課	他課でまとめる被害情報を除 く) 道路被害情報及び通行規制情	【県土整備部】 参考様式	

ページ	修正理由		修正案		現行		
			<u>報</u>	【県土整備部】			
		河川環境課	水防・土砂災害情報	参考様式			
				【県土整備部】			
		<u>港湾課</u>	港湾施設被害情報	参考様式			
				【県土整備部】			
		下水道課	下水道施設被害情報	参考様式			
				【県土整備部】			
		企業局	水道施設事故、断水戸数、ス	k質 参考様式			
			事故、放射性物質汚染事故の				
			害情報及び応急給水資機材	<u> </u>			
			報(企業局管轄分)				
		病院局	県立病院の被災及び必要物質	<u> </u>			
		## -##-	資機材に関する情報	t			
		教育庁	文教施設被害及び公立学校				
			避難所状況(千葉市立を除ぐ立小・中・高・特別支援学				
		関係課	消防庁が指定する災害に関				
		<u> </u>	る情報(災害年報関係)	即報4号様式)			
				APTR TO TAKEO			
		別表3 市町村、消	防本部、警察本部における報	告一覧表	別表3 市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表		
		報告内容	組織名	報告様式	報告內容 組織名 報告様式		
		人的被害に関する	る情 市町村 、消防本部、	様式 1 (人的被害)	人的被害に関する情 市町村 、消防本部、 様式 1 (人的被害)		
		報	警察本部		報警察本部		
		住家等被害に関	する 市町村 、消防本部、	様式 2 (住家等被害)	住家等被害に関する 市町村 、消防本部、 様式 2 (住家等被害)		
		情報	警察本部		情報		
		交通規制・道路被	害に 市町村 、消防本部、	様式 3 (交通規制・道	交通規制・道路被害に   市町村 、消防本部、 様式 3 (交通規制・道		
		関する情報	警察本部	路被害)	関する情報 警察本部 路被害)		
		その他の被害に	関す 市町村 、消防本部、	様式 4 (その他の被	その他の被害に関す 市町村 、消防本部、 様式 4 (その他の被		

ページ	修正理由		修正案		X	現行	
		る情報	警察本部	害)	る情報	警察本部	害)
		避難 <u>指示</u> 等に関する	市町村	様式 5 (避難 <u>指示</u> 等)	避難 <u>勧告</u> 等に関する	市町村	様式 5 (避難 <u>勧告</u> 等)
		情報			情報		
		物資資源管理に関す	市町村	様式 6 (物資情報)	物資資源管理に関す	市町村	様式 6 (物資情報)
		る情報			る情報		
		避難所・救護所等に関	市町村	様式 7 (避難所等情	避難所・救護所等に関	市町村	様式 7 (避難所等情
		する情報		報)	する情報		報)
		消防庁が指定する災	市町村	消防庁様式(災害即報	消防庁が指定する災	市町村	消防庁様式(災害即報
		害に関する情報(災害		4 号様式)	害に関する情報 (災害		4 号様式)
		年報関係)			年報関係)		

ページ	修正理由	修正案							現行				
資料-21	最新の情報 に更新及び		<u>令和4年11月24日</u> )		<b>気象警報・注意報の発表基準</b> (銚子地方気象台、 <mark>令和2年8月6日</mark> )								
	語句の修正		府県予		千葉県				府県予		千葉県		
		白井市		分区域	北西部			白井市	一次細		北西部		
		шлііі	市町村 めた地	*等をまと 域	印旛				市町村等をまと めた地域		印旛		
				浸水害	表面雨量指数基準	20				浸水害	表面雨量指数基準	20	
			大雨	土砂災害	土壤雨量指数基準	<u>133</u>			大雨	土砂災害	土壤雨量指数基準	143	
					流域雨量指数基準	神崎川流域=5.7					流域雨量指数基準	神崎川流域=5.7	
		警報	洪水		指定河川洪水予報よ	利根川中流部[取		警報	洪水		指定河川洪水予報よ	利根川中流部[取	
		言和			る基準	手・押付]		音和			る基準	手・押付]	
			暴風		平均風速	20m/s			暴風		平均風速	20m/s	
			暴風雪		平均風速	20m/ s 雪を伴う			暴風雪		平均風速	20m/ s 雪を伴う	
			大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm			大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm	
				大雨		表面雨量指数基準	10			大雨		表面雨量指数基準	10
			八阳		土壤雨量指数基準	<u>97</u>			八的		土壤雨量指数基準	<u>118</u>	
			洪水		流域雨量指数基準	神崎川流域=4.5			洪水		流域雨量指数基準	神崎川流域=4.5	
			強風		平均風速	13m/s			強風		平均風速	13m/s	
			風雪		平均風速	13m/ s 雪を伴う			風雪		平均風速	13m/ s 雪を伴う	
			大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm			大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm	
			雷		落雷等により被害が予	予測される場合			雷		落雷等により被害が予	予測される場合	
		注意報	濃霧		視程	100m		注意報	濃霧		視程	100m	
			乾燥		最小湿度 30%、実効液	湿度 60%以下			乾燥		最小湿度 30%、実効液		
			低温		下の日が2日以上継続	子地方気象台で-3℃以		低温			夏季 (最低気温): 銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季 (最低気温): 銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下		
			霜		4月1日~5月31日 以下				看 4月1日~5月3 以下		以下	の期間に最低気温4度	
			着氷・		著しい着氷(雪)がた	思定される場合			着氷・		著しい着氷(雪)が想		
			豆時間大i	雨情報	1 時間雨量	100 mm		記録的知	豆時間大雨	<b>雨情報</b>	1 時間雨量	100 mm	

【白井市地域防災計画	資料編】

ページ	修正理由		修正案	現行				
			特別警報の発表基準 (気象庁、 令和4年8月)		<b>特別警報の発表基準</b> (気象庁、 <u>平成 25 年 8 月</u> )			
		現象の種類	処理すべき事務又は業務の大綱	現象の種類	処理すべき事務又は業務の大綱			
		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が 予想される場合。	大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨 が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度 の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。			
		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が 吹くと予想される場合。			
		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。			
		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。			
		地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報〈震度6弱以上〉を特別警報に位置付ける。)	地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報〈震度6弱以上〉を特別警報に位置付ける。)			
資料-25	要綱改正による修正		白井市防災資機材等交付要綱		白井市防災資機材等交付要綱			
	その形正	(趣旨)		(趣旨)				
		を図るため、	は、地域住民が自主防災組織(以下「組織」という。)の育成 、予算の範囲内において、この要綱に基づき、当該組織に対し 等の交付をする。	を図るため	第1条 市長は、地域住民が自主防災組織(以下「組織」という。)の育成 を図るため、予算の範囲内において、この要綱に基づき、当該組織に対し 防災資機材等の交付をする。			
		0 - 4/4/	要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該					
			るところによる。		るところによる。			
		一 自主防	災組織 自治会、区、町会又は地理的に一団地を形成する地	一 自主防	5災組織 自治会、区、町会又は地理的に一団地を形成する地			
			を単位として、自主的な防災活動を目的に概ね30世帯以上	域住民等	を単位として、自主的な防災活動を目的に概ね30世帯以上			
			れる団体であって、市長に自主防災組織設立届出書(別記第		れる団体であって、市長に自主防災組織設立届出書(別記第			
		1 号様式	)の提出があったものをいう。	1 号様式	() の提出があったものをいう。			

【白井市地域防災計画	資料編】

ページ	修正理由	修正案	現行
	修正理田		二 地区防災計画 組織が地震その他の災害に際して迅速かつ適切な防 災活動ができるよう、あらかじめ必要な事項を定めたものをいう。 (交付資機材等) 第3条 市長が交付する防災資機材の種目及び1組織当たりに交付する防 災資機材等整備経費の限度額は、別表に定めるとおりとする。
		(交付決定) 第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、自主防災資機材等交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。 (交付の条件) 第6条 申請者は、防災資機材等の交付を受けるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。  一 防災資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう適正な維持管理を行うこと。  二 防災資機材を利用した防災訓練を行うこと。  三 防災資機材等に係る修理、補充、交換等は、申請者の負担により行うこと。  四 防災資機材等は、他に譲渡してはならない。	(交付決定) 第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、自主防災資機材等交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。 (交付の条件) 第6条 申請者は、防災資機材等の交付を受けるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。  一 防災資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう適正な維持管理を行うこと。  二 防災資機材を利用した防災訓練を行うこと。  三 防災資機材等に係る修理、補充、交換等は、申請者の負担により行うこと。  四 防災資機材等は、他に譲渡してはならない。

ページ 修正理由 修正案 (資機材等の交付及び受理) 第7条 申請者は、防災資機材等の交付を受けたときは、自主防災資機材等 受領書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。 (交付決定等の取消し等) 第8条 市長は、組織が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規 | 第8条 市長は、組織が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規 定による交付決定を取消し、又は交付した資機材等の全部若しくは一部 を返還させることができる。 一 虚偽又は不正な手段により交付決定又は防災資機材等の交付を受け たとき。 二 組織を解散したとき。 三 第6条各号に掲げる事項に反したとき。 (補則) 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。 附 則 <略> 別表(第3条第1項) 交付防災資機材等整備経費の限度額 交付対象防災資機材 限度額(千円) 基準(世帯 等の種目 区分 格庫含抗 場 格納庫を含む 数) 消火器、消火バケツ、

ヘルメット、ラジオ、

メガホン、腕章、強力 ライト、誘導旗(ポー

ル付)、テント、はし

ご、担架、救急医療セ

1 0 0

以下

101

0

 $\sim 2.0$ 

400

500

500

6 0 0

1

2

#### (資機材等の交付及び受理)

第7条 申請者は、防災資機材等の交付を受けたときは、自主防災資機材等 受領書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

現行

(交付決定等の取消し等)

- 定による交付決定を取消し、又は交付した資機材等の全部若しくは一部 を返還させることができる。
- ー 虚偽又は不正な手段により交付決定又は防災資機材等の交付を受け たとき。
  - 二 組織を解散したとき。
- 三 第6条各号に掲げる事項に反したとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則 <略>

別表(第3条第1項)

	交付防災資機材等整備経費の限度額								
交付対象防災資機材		基準(世帯	限度額	(千円)					
等の種目	区分	基毕(世帝) 数)	槲越盆排 船	格納庫を含む					
		女人)		場合					
消火器、消火バケツ、		1 0 0							
ヘルメット、ラジオ、	1	1 0 0	400	5 0 0					
メガホン、腕章、強力		以下							
ライト、誘導旗(ポー		1 0 1							
ル付)、テント、はし	2	$\sim 2.0$	5 0 0	6 0 0					
ご、担架、救急医療セ	2	0	300						
		)							

ページ	修正理由				修正案				現行							
		以	- ト、発電机	プ、防水シ 機、その他 必要な資	0 1	6 0 0	7 0 0		_ ح	・ト、ローフ -ト、発電機 - の他防災 Eな資機材	x. <mark>格納庫、</mark> 3	2 (以上	0 1	3 0 0	7 0 0	
			1 基準は、当該自主防災組織の加入世帯数とする。 2 格納庫の交付は、組織に格納する施設がない場合に限る。   記 <略> 自主防災組織一覧						万		基準は、管	当該自主防災組織の	加入世初	帯数とする	00	
資料-27	最新の情報 に更新		<b>自主防災組織一覧</b> (危機管理課、 <mark>令和4年12月1</mark> 日									自主防災			果、 <u>令和2<sup>年</sup></u>	<b>丰11月1日)</b>
		No	行政区コード	名称		行政区	名	称		No	行政区 コード	名 称	No	行政区 コード	名	称
		1	205	白井工業団地自 会防災会	治 32	604	南山1	丁目自治会 力隊		1	205	白井工業団地自治 会防災会	31	604	南山1丁 防災協力	目自治会
		2	303	木戸自治防災会	33	605	パークク自治会	ハイツ南山		2	305	富士自治会防災会	32	605	パークハ 自治会	イツ南山
		3	305	富士自治会防災	会 34	606	南山2	丁目自治会		3	304	富士東自治会防災 会	33	606	南山2丁防災会	目自治会
		4	4 304 富士東自治会防災 会		災 35	607	南山3丁目自治会 防災会			4	307	栄区防災会	34	607	南山3丁防災会	目自治会
		5 307 栄区防災会		36	609		ンズ白井ス ョンプラザ 災組織		5	310	南園区第一防災会	35	609		ズ白井ス ンプラザ 組織	
		6 310 南園区第一防災会 37			会 37	611	堀込第一 会防災:	一住宅自治 会		6	310	南園区第二防災会	36	611	堀込第一 会防災会	·住宅自治 ·

ページ	修正理由		修正案					現行						
		7	310	南園区第二防災会	38	613	堀込第2住宅防災 会		7	309	白井ロジュマン自 治会防災会	37	613	堀込第2住宅防災 会
		8	309	白井ロジュマン自 治会防災会	39	617	プリスタ団地管理 組合自治会防災会		8	401	大山口1丁目自治 防災会	38	617	プリスタ団地管理 組合自治会防災会
		9	401	大山口1丁目自治 防災会	40	701	七次台自治会防災 隊		9	402	大山口一丁目東自 治会防災会	39	701	七次台自治会防災 隊
		10	402	大山口一丁目東自 治会防災会	41	702	七次台三丁目自治 会第一防災会		10	404	大山口二丁目防災 会	40	702	七次台三丁目自治 会第一防災会
		11	404	大山口二丁目防災 会	42	702	七次台三丁目自治 会第二防災会		11	405	グランピア西白井 団地防災会	41	702	七次台三丁目自治 会第二防災会
		12	405	グランピア西白井 団地防災会	43	703	七次台4丁目自治 会防災部会		12	406	大松自治会防災部 会	42	703	七次台4丁目自治 会防災部会
		13	406	大松自治会防災部 会	44	704	野口自治会防災会		13	410	西白井1丁目自治 会防災会	43	704	野口自治会防災会
		14	410	西白井1丁目自治 会防災会	45	801	中銀白井マンシオ ン自治会防災会		14	411	西白井二丁目自治 会防災会	44	801	中銀白井マンシオン自治会防災会
		15	411	西白井二丁目自治 会防災会	46	802	堀込第三住宅防災 会				千葉ニュータウン アーベイン西白井			堀込第三住宅防災
		16	502	千葉ニュータウンアーベイン西白井駅前団地管理組合	47	803	堀込第4住宅防災		15	502	駅前団地管理組合 アーベイン西白井 防災委員会	45	802	会
				アーベイン西白井 防災委員会			会		16	503	清水口第3住宅防 災会	46	803	堀込第4住宅防災 会
		17	503	清水口第3住宅防	48	804	堀込第五防災会		17	504	清水口第一地区自 治会防災部	47	804	堀込第五防災会
		18 504 清水口第一地区自 治会防災部 4		49	806	ガーデンハウス白 井町会防災会		18	506	清水口第4住宅防 災会	48	806	ガーデンハウス白 井町会防災会	
		19	506	清水口第4住宅防	50	808	池の上1丁目南防		19	507	清水口団地自治会	49	808	池の上1丁目南防

ページ	修正理由	英介770		修正	案		<i>1</i> 91 IH <i>2</i> 4			現行	行		
				災会			災組織			防災会			災組織
		20	507	清水口団地自治会防災会	51	809	池の上2丁目自治 会防災会西ブロッ	20	508	清水口第二住宅防 災会	50	809	池の上2丁目自治会 防災会西ブロック
		21	508	清水口第二住宅防	52	809	ク 池の上2丁目自治会	21	509	清水口八幡自治会 防災会	51	809	池の上2丁目自治会 防災会東ブロック
		22	509	災会 清水口八幡自治会	53	810	防災会東ブロック 池の上三丁目防災会	22	510	清水口3丁目自治 会防災会	52	810	池の上三丁目防災 会
			510	防災会 清水口3丁目自治	54	820	ひまわり自治会防	23	514	けやき台自主防災 会	53	820	ひまわり自治会防 災会
		23		会防災会けやき台自主防災			災会 白井小町自主防災	24	516	ライフブロード西 白井自治防災会	54	821	白井小町自主防災 組織
		24	514	会 ライフブロード西	55	821	組織 桜台4番街自主防	25	517	エクセレントタウ ン自治会防災会	55	904	桜台4番街自主防 災会
		25	516	白井自治防災会 エクセレントタウ	56	904	災会 プロムナード桜台	26	521	中木戸地区桜ケ丘自治会防災会	56	905	プロムナード桜台 6番街自主防災会
		26	517	ン自治会防災会中木戸地区桜ケ丘	57	905	6番街自主防災会 桜苑弐番街自衛消	27	601	アーバンエクセル 白井A・B棟自主	57	908	桜苑弐番街自衛消
		27	521	自治会防災会	58	908	防組織会	21	601	防災会	57	908	防組織会
		28	601	<ul><li>アーバンエクセル</li><li>白井A・B棟自主</li><li>防災会</li></ul>	59	909	コープシティ桜台 管理組合	28	601	<ul><li>アーバンエクセル</li><li>白井C・D棟自主</li><li>防災会</li></ul>	58	909	コープシティ桜台管理組合
		29	601	アーバンエクセル 白井C・D棟自主	60	911	桜苑壱番街自治会 防災会	29	602	グリーン南山自主 防災組織	59	911	桜苑壱番街自治会 防災会
		30	602	防災会 グリーン南山自主	61	912		30	603	南山第一住宅管理 組合	60	912	桜台三丁目防災会
		30	602	防災組織 南山第一住宅管理	61	912	桜台三丁目防災会   星と時のヴィレッ	,					
		31	603	組合	62	913	ジ自治会防災組織						

 ページ 修正理由
 修正案

 現行

資料-29 最新の情報 に更新

# (4) 市内の薬局一覧(保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けたもの) (関東信越厚生局、令和4年11月1日)

名 称	所在地	電話番号
(削除)		
薬局マツモトキョシ白井店	冨士 102-1	441-5855
さくら薬局白井店	根 479-35	492-5722
(削除)		
薬局マツモトキョシ 西白井店	けやき台 1-1-3	497-0320
ウエルシア薬局白井十余一店	十余一 50-5	498-3577
カワチ薬品白井店	笹塚 1-1-1	492-7461
ささのは薬局	根 120-48	498-0088
薬局くすりの福太郎白井駅前店	堀込 1-2-7 白井 F ビル 1F	498-1156
アイン薬局西白井店	根 1778-8	497-6166
なのはな薬局白井店	清水口 3-27-2	498-3620
レモン薬局白井店	根 268-7	402-2524
白井薬局	復 1589-2	498-3553
アイセイ薬局白井店	冨士 129-28	441-3070
調剤薬局マツモトキョシ西白井駅前	****	498-0015
店	井駅前セントラルヒ゛ル 1F	
ウエルシア薬局白井冨士店	冨士 120-3	441-1217
(削除)		
あけぼの薬局 西白井店	根 1970-1-1	498-1189
健栄 しろい薬局	南山 2-2-2	404-6370
ウエルシア薬局西白井店	清水口 1-1-26	492-2911
ピュア薬局白井店	復 1441-1	404-1885
薬樹薬局 白井	根 479-21	492-3001
ポラン薬局	笹塚 2-2-2 コスモヒ゛ル	
ハノン 米川	101	436-8565
健栄 さくら台薬局	桜台 2-5-2	498-1160
(削除)		
ヤックスドラッグ白井薬局	西白井 1-19-26	407-2644

#### (4) 市内の薬局等一覧

名称	所在地	電話番号
サンドラック白井店	富士 129-23	441-2651
薬局マツモトキョシ白井店	冨士 102-1	441-5855
さくら薬局白井店	根 479-35	492-5722
マツモトキョシ千葉ニュータウン店	桜台 1-1-13	491-5531
薬局マツモトキョシ 西白井店	けやき台 1-1-3	497-0320
ウエルシア薬局白井十余一店	十余一 50-5	498-3577
カワチ薬品白井店	笹塚 1-1-1	492-7461
ささのは薬局	根 120-48	498-0088
薬局くすりの福太郎白井駅前店	堀込 1-2-7 白井 F ビル 1F	498-1156
アイン薬局西白井店	根 1778-8	497-6166
なのはな薬局白井店	清水口 3-27-2	498-3620
レモン薬局白井店	根 268-7	402-2524
白井薬局	復 1589-2	498-3553
アイセイ薬局白井店	冨士 129-28	441-3070
調剤薬局マツモトキョシ西白井駅前 店	清水口 1-1-25 西白 井駅前セントラルビル 1F	498-0015
ウエルシア薬局白井冨士店	富士 120-3	441-1217
くすりの福太郎西白井店	西白井 2-26-12	492-6029
あけぼの薬局 西白井店	根 1970-1-1	498-1189
健栄 しろい薬局	南山 2-2-2	404-6370
ウエルシア薬局西白井店	清水口 1-1-26	492-2911
ピュア薬局白井店	復 1441-1	404-1885
薬樹薬局 白井	根 479-21	492-3001
ポラン薬局	笹塚 2-2-2 コスモヒ゛ル 101	436-8565
健栄 さくら台薬局	桜台 2-5-2	498-1160
マツモトキョシ フォルテ白井店	根 476-2	498-0850
(新設)		

ページ	修正理由		修正案								現行	Ť				
		クス	薬局 白井駅前 リのアオキ桜で リのアオキ白	台薬局	堀込 1-1- 桜台 2-13 根 120-2		440-8 497-8 402-3	<u> </u>	(新設) (新設) (新設)							
野料-31	最新の情報 に更新				<b>5車両配備一覧</b> (危機管理課、 <mark>令和4年4月1日</mark> )				消防団消防車両配備一覧 (危機管理課、令和2年4月1日)							
			配備先	車種	車両年式	ポンプ 級	ポンプ 年式			配備先	車種	車両年式	ポンプ 級			
		団名	事務局	指揮車 (ワゴン 乗用車)	H10	_	_		団名	事務局	指揮車 (ワゴン 乗用車)	H 1 0	_	_		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		第	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		第	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<u> </u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)			(略)	(略)	(略) (略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		第一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		第一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		二分団	七次部	小型動力ポン プ積載車	<u>R 4</u>	B-3	<u>R 3</u>		二 分 団	七次部	小型動力ポン プ積載車	H 1 1	В — 3	<u>Н11</u>		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		第三分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		第三分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		分分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

ページ 修正理由 修正案 現行 消防団消防車両配備一覧 消防団消防車両配備一覧 (危機管理課、令和4年4月1日) (危機管理課、令和2年2月1日) 消火栓 消火栓 防火水槽 防火水槽 プール プール 井戸 種別 井戸 計 種別 20~40トン 40 シ未 計 20~40~ 40トン 河川等 河川等 公設 私設 公設 私設 以上 未満 未満 施設 施設 136 255 638 18 27 1074 136 250 631 18 27 1062 数 数 危険物製造所等の件数 危険物製造所等の件数 (印西地区消防組合、令和4年4月1日) (印西地区消防組合、<del>令和2年4月1日</del>) 件数 件数 件数 件数 施設区分 施設区分 施設区分 施設区分 屋内貯蔵所 40 給油取扱所 26 屋内貯蔵所 36 給油取扱所 26 取 取 20 0 屋外タンク貯蔵所 20 第一種販売取扱所 0 屋外タンク貯蔵所 第一種販売取扱所 扱 扱 室内タンク貯蔵所 3 一般取扱所 33 室内タンク貯蔵所 3 一般取扱所 33 貯 貯 所 所 25 25 59 地下タンク貯蔵所 小 計 59 地下タンク貯蔵所 小 計 蔵 蔵 簡易タンク貯蔵所 製造所 6 製造所 6 0 簡易タンク貯蔵所 0 所 移動タンク貯蔵所 108 移動タンク貯蔵所 106 屋外貯蔵所 38 屋外貯蔵所 38 299 293 小 計 234 合 計 小 計 228 合 計 資料-46 最新の情報 千葉県火葬場一覧 千葉県火葬場一覧 に更新 (千葉県健康福祉部、令和4年12月) (千葉県健康福祉部、令和2年3月) 名 称 所在地 電話番号 No. 名 称 電話番号 No. 所在地 1 千葉市斎場 千葉市緑区平山町1762-2 043-293-4000 千葉市斎場 千葉市緑区平山町1762-2 043-293-4000 2 いちはら聖苑 市原市今富1088-8 0436-36-3389 いちはら聖苑 市原市今富1088-8 0436-36-3389 3 市川市斎場 市川市大野町4-2610-1 047-338-2941 市川市斎場 市川市大野町4-2610-1 047-338-2941 4 馬込斎場 船橋市馬込町1102-1 047-438-1151 4 馬込斎場 船橋市馬込町1102-1 047-438-1151 浦安市斎場 浦安市千鳥15-3 047-316-3611 5 浦安市斎場 浦安市千鳥15-3 047-316-3611 松戸市斎場 松戸市串崎新田63-1 047-387-4042 6 松戸市斎場 松戸市串崎新田63-1 047-387-4042 野田市斎場 04-7122-3017 野田市斎場 野田市目吹7-1 04-7122-3017 野田市目吹7-1

ページ	修正理由			修正案				現行	
		8	野田市関宿斎場	野田市中戸496	04-7196-3301	8	野田市関宿斎場	野田市中戸496	04-7196-3301
		9	ウイングホール柏斎場	柏市布施281-1	04-7131-6649	9	ウイングホール柏斎場	柏市布施281-1	04-7131-6649
		10	八富成田斎場	成田市吉倉124-11	0476-23-4511	10	八富成田斎場	成田市吉倉124-11	0476-23-4511
		11	さくら斎場	佐倉市大蛇町790-4	043-484-0846	11	さくら斎場	佐倉市大蛇町790-4	043-484-0846
		12	印西斎場	印西市平岡1538	0476-42-1700	12	印西斎場	印西市平岡1538	0476-42-1700
		13	北総斎場	神崎町神崎神宿1009-2	0478-72-3166	13	香取広域市町村圏事務組 合北総斎場	神崎町神崎神宿1009-2	0478-72-3166
		14	おみがわ聖苑	香取市小見川1797-1	0478-82-3293	14	おみがわ聖苑	香取市小見川1797-1	0478-82-3293
		15	銚子市斎場	銚子市西小川町4732	0479-25-1593	15	銚子市斎場	銚子市西小川町4732	0479-25-1593
		16	山桑メモリアルホール	匝瑳市山桑730	0479-73-8000	16	山桑メモリアルホール	匝瑳市山桑730	0479-73-8000
		17	みたま苑 旭	旭市二5935-10	0479-64-0409	17	みたま苑 旭	旭市二5935-10	0479-64-0409
		18	一宮聖苑	長生郡一宮町一宮7459-4	0475-42-5445	18	一宮聖苑	長生郡一宮町一宮7459-4	0475-42-5445
		19	長南聖苑	長生郡長南町報恩寺579	0475-46-3525	19	長南聖苑	長生郡長南町報恩寺579	0475-46-3525
		20	山武郡市広域斎場	東金市堀上1357	0475-55-6360	20	山武郡市広域斎場	東金市堀上1357	0475-55-6360
		21	かつうら聖苑	勝浦市松部116-1	0470-76-2950	21	かつうら聖苑	勝浦市松部116-1	0470-76-2950
		22	大多喜斎場無相苑	夷隅郡大多喜町田丁238	0470-82-3831	22	大多喜斎場無相苑	夷隅郡大多喜町田丁238	0470-82-3831
		23	いすみ市大原聖苑	いすみ市大原4891-1	0470-63-1667	23	いすみ市大原聖苑	いすみ市大原4891-1	0470-63-1667
		24	木更津市火葬場	木更津市大久保840-3	0438-37-3874	24	木更津市火葬場	木更津市大久保840-3	0438-37-3874
		25	上総聖苑	君津市久留里市場978-1	0439-27-3574	25	上総聖苑	君津市久留里市場978-1	0439-27-3574
		26	富津聖苑	富津市前久保385	0439-87-4142	26	富津聖苑	富津市前久保385	0439-87-4142
		27	長狭地区火葬場	鴨川市東町1850-17	04-7094-1170	27	長狭地区火葬場	鴨川市東町1850-17	04-7094-1170
		28	しおかぜホール茜浜	習志野市茜浜3-7-6	047-409-9270	28	しおかぜホール茜浜	習志野市茜浜3-7-6	047-409-9270
		29	安房聖苑	南房総市山名345	0470-36-3360	29	安房聖苑	南房総市山名345	0470-36-3360

ページ 修正案 現行 修正理由 資料 -60 協定の追加 【資料編(巻末)】白井市災害協定集(令和 4 年 11 月現在) 【資料編 (巻末)】白井市災害協定集 (令和3年3月現在) の次項 及び修正 締結年月 頁 締結年月 頁 協定名称 協定先 協定の内容 協定名称 協定先 協定の内容 日 日 1 国・県・自治体等間相互応援協定 1 国・県・自治体等間相互応援協定 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 2 消防相互応援協定、消火活動に関する協定 2 消防相互応援協定、消火活動に関する協定 (略) 3 自衛隊との協定 3 自衛隊との協定 (略) 4 ライフライン (水道・電気・ガス) に関する協定 4 ライフライン(水道・電気・ガス)に関する協定 (略) 5燃料供給に関する協定 (新設) (有)松屋商店 災害時における石 R3. 8. 26 燃料の供給 30 (新設) 油類燃料の供給に 関する協定書 災害時における石 燃料の供給 (新設) (株)マツヤ R3. 8. 26 油類燃料の供給に 関する協定書 災害時における石 (有)油藤屋 R3. 8. 27 燃料の供給 (新設) 油類燃料の供給に 関する協定書 災害時における石 富士栄石油 R3. 8. 31 燃料の供給 (新設) 油類燃料の供給に (株) 関する協定書

ページ 修正理由 修正案 現行 (一社)千葉県 H20. 3. 31 液化石油ガスの供 (移設) 災害時における応 32 急生活物資供給等 エルピーガス 給 に関する協定書 協会 6物資供給(食料品・飲料水・生活用品等)に関する協定 5物資提供に関する協定 災害時における応 商工会外、市 H10. 3. 30 物品等の供給 34 災害時における応 商工会外、市 H10. 3. 30 物品等の供給 30 急生活物資等供給 内 7 商店会 急生活物資等供給 内 7 商店会 の協力に関する協 の協力に関する協 定書 定書 災害時における物 山屋食品(株) H18. 2. 3 11 35 災害時における物 山屋食品(株) H18. 2. 3 32 資の供給に関する 資の供給に関する 千葉店 千葉店 協定書 協定書 災害時における支 生活協同組合 H17. 9. 21 物品等の供給、運 36 災害時における支 生活協同組合 H17. 9. 21 物品等の供給、運 33 援協力に関する協 コープみらい 搬等 援協力に関する協 コープみらい 搬等 定書 定書 (削除) 災害時における応 (一社)千葉県 H20. 3. 31 液化石油ガスの供 35 急生活物資供給等 エルピーガス 給 に関する協定書 協会 (株)伊藤園 H26. 6. 30 災害時における飲 飲料水の供給 38 災害時における飲 (株)伊藤園 H26, 6, 30 飲料水の供給 36 料水の提供に関す 料水の提供に関す る協定書 る協定書 (株)セブン-物品等の供給 (株)セブン-物品等の供給 災害時の物資供給 H28. 1. 27 39 災害時の物資供給 H28, 1, 27 37 イレブン・ジ 及び店舗営業の継 イレブン・ジ 及び店舗営業の継 続又は早期再開に ャパン 続又は早期再開に ャパン 関する協定書 関する協定書 DCM ホーマッ 災害時における物 H28. 7. 31 災害時における物 DCM ホーマッ H28. 7. 31 39 41 資の供給に関する ク(株) 資の供給に関する ク(株) 協定書 協定書 災害時における地 (株)ゼンリン H29. 7. 26 地図製品等の供 42 災害時における地 (株)ゼンリン H29. 7. 26 地図製品等の供 40 図製品等の供給等 給、最新住宅地図 図製品等の供給等 給、最新住宅地図 に関する協定書 の貸与 に関する協定書 の貸与 災害時における自 災害時における自 コカ・コーラ R4. 4. 1 災害時における自 44 コカ・コーラ H31. 4. 1 災害時における自 42 動販売機内商品の ボトラーズジ 動販売機内の商品 動販売機内商品の ボトラーズジ 動販売機内の商品 無償提供に関する の無償提供(市役 無償提供に関する の無償提供(市役 ャパン(株) ャパン(株)八 協定書 所外7施設) 協定書 千代支店 所外7施設)

ページ 修正理由 修正案 現行 ダイドードリ R4. 4. 1 災害時における自 災害時における自 コカ・コーラ H31. 3. 19 災害時における自 災害時における自 45 43 ボトラーズジ 動販売機内商品の <u>ンコ</u>(株) 動販売機内の商品 動販売機内商品の 動販売機内の商品 の無償提供(白井 の無償提供(白井 無償提供に関する 無償提供に関する ャパン(株)八 協定書 総合公園) 協定書 千代支店 総合公園) 福祉用具等物資の 災害時における福 (一社)日本福 H30, 2, 6 47 災害時における福 (一社)日本福 H30, 2, 6 福祉用具等物資の 44 祉用具供給協 祉用具等物資の供 祉用具供給協 供給 供給 祉用具等物資の供 숲 給等協力に関する 給等協力に関する 会 協定 協定 災害時における物 (株)カスミ R4. 3. 3 物資の調達及び供 (新設) 49 資の調達及び供給 給 の協力に関する覚 7 災害復旧に関する協定 6 災害復旧に関する協定 緊急道路安全協力 (略) (略) (略) 緊急道路安全協力 (略) (略) (略) 51 46 体制の協定書 体制の協定書 災害時における家 (略) (略) (略) 52 災害時における家 (略) (略) (略) 47 屋被害認定調査等 屋被害認定調査等 に関する協定書 に関する協定書 (略) (略) (略) (略) 災害時における仮 (略) 53 災害時における仮 (略) 48 設橋等の仮設鋼材 設橋等の仮設鋼材 の供給に関する協 の供給に関する協 (略) (略) 災害時における災 (略) (略) 54 災害時における災 (略) (略) 49 害支援資機材等の 害支援資機材等の 供給及び貸与に関 供給及び貸与に関 する協定 する協定 8 廃棄物処理に関する協定 7 廃棄物処理に関する協定 災害時等における (略) (略) (略) 55 災害時等における (略) (略) (略) 50 廃棄物処理施設に 廃棄物処理施設に 係る相互援助細目 係る相互援助細目 協定書 協定書 8 広報・報道・情報通信に関する協定 9 広報・報道・情報通信に関する協定 白井市と(株)千 (略) (略) (略) 56 白井市と(株)千 (略) (略) 51 葉ニュータウンセ 葉ニュータウンセ ンターの連携協力 ンターの連携協力 に関する協定 に関する協定

ページ	修正理由		,	修正案					現行		
		災害時用公衆電話 の設置・利用に関 する覚書	(略)	(略)	(昭各)	<u>57</u>	災害時用公衆電話 の設置・利用に関 する覚書	(略)	(略)	(昭各)	<u>52</u>
		災害時における放 送等に関する協定 書	(略)	(略)	(略)	<u>59</u>	災害時における放 送等に関する協定 書	(略)	(略)	(略)	<u>54</u>
		災害に係る情報発 信等に関する協定	(略)	(略)	(略)	<u>60</u>	災害に係る情報発 信等に関する協定	(略)	(略)	(略)	<u>55</u>
		災害時における無 人航空機による災 害情報の収集に関 する協定	(略)	(略)	(照各)	<u>62</u>	災害時における無 人航空機による災 害情報の収集に関 する協定	(略)	(略)	(既各)	<u>57</u>
		10 医療・衛生に関す	る協定				9 医療・衛生に関する	協定			
		災害時の医療救護 活動に関する協定 書	(略)	(略)	(略)	64	災害時の医療救護 活動に関する協定 書	(略)	(略)	(略)	<u>59</u>
		災害時の救護活動 に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<u>66</u>	災害時の救護活動 に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<u>61</u>
		災害時の医療救護 活動に関する協定 書	(略)	(略)	(略)	<u>67</u>	災害時の医療救護 活動に関する協定 書	(略)	(略)	(略)	62
		コンビニエンスス トアにおける AED 設置及び貸出の協 力に関する協定書	(略)	(略)	(略)	72	コンビニエンスス トアにおける AED 設置及び貸出の協 力に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<u>67</u>
		感染症対策消毒業 務に関する協定書	(略)	(略)	(略)	74	感染症対策消毒業 務に関する協定書	(略)	(略)	(略)	<u>69</u>
		災害時における柔 道整復師による医 療救護活動に関す る協定書	(略)	(略)	(服各)	<u>75</u>	災害時における柔 道整復師による医 療救護活動に関す る協定書	(略)	(略)	(略)	70
		11 葬祭に関する協定					10 葬祭に関する協定				
		災害時における支 援協力に関する協 定書	(略)	(略)	(昭各)	77	災害時における支 援協力に関する協 定書	(略)	(略)	(暗各)	72

ページ	修正理由		但	<b></b>					現行		
		災害時における支 接協力に関する協 定書	(略)	(略)	(略)	<u>79</u>	災害時における支 援協力に関する協 定書	(略)	(略)	(略)	<u>74</u>
		<u>12</u> 避難場所・避難所	に関する協定				<u>11</u> 避難場所・避難所	に関する協定			
		災害時における避 難所等施設利用に 関する協定遺書	(略)	(略)	(略)	<u>81</u>	災害時における避 難所等施設利用に 関する協定遺書	(略)	(略)	(略)	<u>76</u>
		災害時等における 一時避難場所とし ての使用に関する 協定書	(略)	(略)	(略)	83	災害時等における 一時避難場所とし ての使用に関する 協定書	(略)	(略)	(略)	<u>78</u>
		災害応急対策に関 する支援協定書	(略)	(略)	(略)	<u>85</u>	災害応急対策に関 する支援協定書	(略)	(略)	(略)	<u>80</u>
		災害 <mark>発生</mark> 時におけ る福祉避難所の設 置運営に関する協 定書	(医) 社団柏 水会 (福) 神聖会 酒井医(株) (医会 神野(株) (株) ウィン (株) ウィン (株) ウィン (株) カート (本) キーラー (本) キー (本) キー (本) キー (本) キー (本) も) も) も (本) も (本) も) も (本) も (	H29. 10. 16	福祉避難所の開設	88	災害時における福 祉避難所の設置運 営に関する協定書	(医) 社団柏 水会 ( <u>社福</u> ) 神聖 会 酒井医療(株) (医) 社団貴 城会 (株) ウィイ スト (サラート メンシュト ( <u>社福</u> ) 皐仁 会	H29. 10. 16	福祉避難所の開設	83
		<u>災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協</u> 定書	<u>(福)フラット</u> <u>(特非)ぽれ</u> ぽれ・ちば	R5. 1. 20	福祉避難所の開設	90	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新 設)
		13 輸送に関する協定					12 輸送に関する協定				
		災害時における支 援物資の受入及び 配送等に関する協 定書	(略)	(略)	(略)	92	災害時における支 援物資の受入及び 配送等に関する協 定書	(略)	(略)	(略)	<u>85</u>
		14 危険物取扱施設等	に関する協定				13 危険物取扱施設等	に関する協定			

ページ	修正理由		但	<b>修正案</b>					現行		
		(株)藤井製作所 における異常事態 発生時の通報連絡 等に関する協定書	(略)	(略)	(昭)	94	(株)藤井製作所 における異常事態 発生時の通報連絡 等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	87
		株式会社永山環境 科学研究所におけ る異常事態発生時 の通報連絡等に関 する協定書	(略)	(略)	(照答)	<u>95</u>	株式会社永山環境 科学研究所におけ る異常事態発生時 の通報連絡等に関 する協定書	(略)	(略)	(略)	88
		株式会社セスマー ブにおける異常事 態発生時の通報連 絡等に関する協定 書	(略)	(略)	(照各)	<u>96</u>	株式会社セスマー ブにおける異常事 態発生時の通報連 絡等に関する協定 書	(略)	(略)	(略)	<u>89</u>
		15 その他災害時等応					14 その他災害時等応払				
		火災等緊急時にお ける散水車の使用 許可	(略)	(略)	(略)	98	火災等緊急時にお ける散水車の使用 許可	(略)	(略)	(略)	91
		災害発生時におけ る白井市と白井郵 便局の協力に関す る協定	(略)	(略)	(略)	99	災害発生時におけ る白井市と白井郵 便局の協力に関す る協定	(略)	(略)	(略)	92
		震災時における緊 急設備支援に関す る協定書	(略)	(略)	(略)	101	震災時における緊 急設備支援に関す る協定書	(略)	(略)	(略)	94
		広告付避難場所等 電柱看板関する協 定	(略)	(略)	(略)	102	広告付避難場所等 電柱看板関する協 定	(略)	(略)	(略)	<u>95</u>
		災害時等における 炊き出し等支援業 務の協力に関する 協定書	(略)	(略)	(略)	104	災害時等における 炊き出し等支援業 務の協力に関する 協定書	(略)	(略)	(既各)	97
		災害時における動 物救護活動に関す る協定書	(略)	(略)	(略)	106	災害時における動 物救護活動に関す る協定書	(略)	(略)	(略)	99

【白井市地域防災計画 資料編】

ページ 修正	理由		作	<b>修正案</b>					現行		
	ャン	時におけるキ ピングカーの しに関する協 定書	(略)	(略)	(既各)	108	災害時におけるキャンピングカーの 貸出しに関する協定書	(野各)	(冊各)	(略)	101
	る地の人	発生時におけ 域支援のため 員及び車両等 供に関する協 定	(略)	(略)	(略)	110	災害発生時におけ る地域支援のため の人員及び車両等 の提供に関する協 定	(野各)	(略)	(略)	103
	株式	市と大塚製薬 会社との包括 車携協定書	(昭各)	(略)	(略)	112	白井市と大塚製薬 株式会社との包括 連携協定書	(略)	(略)	(略)	105